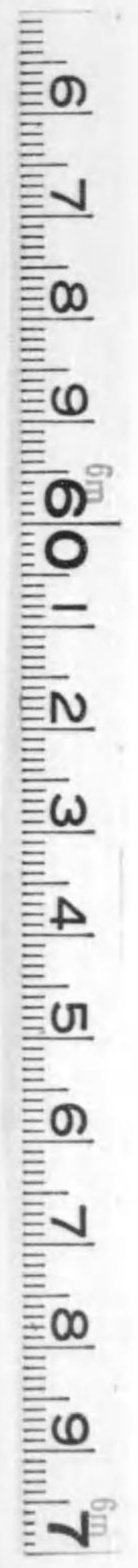


327  
909



始



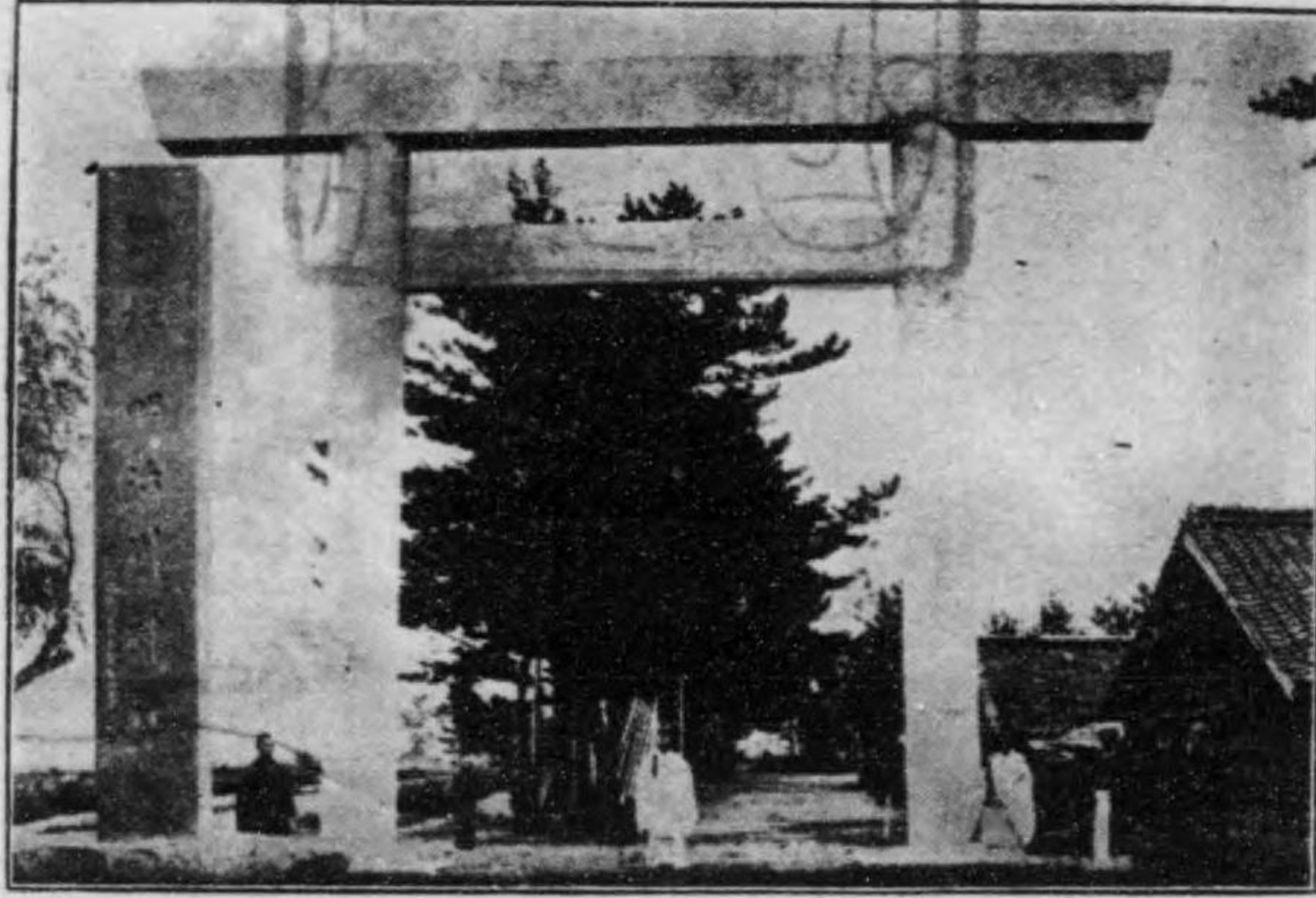


31. 5. 30

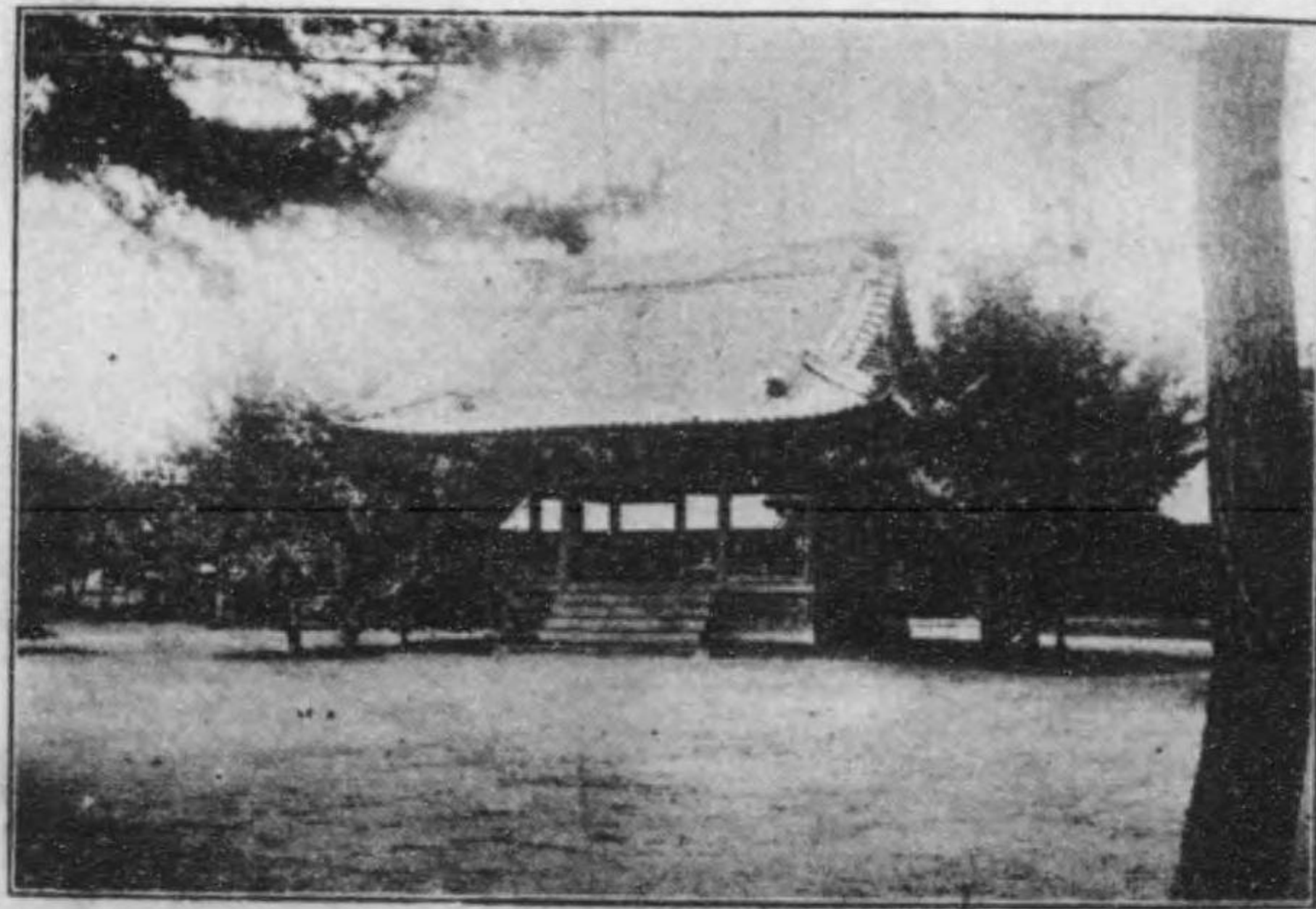


居鳥ノ一社神川治明

(今字大町城安郡海碧縣知愛地在所)



殿社上全

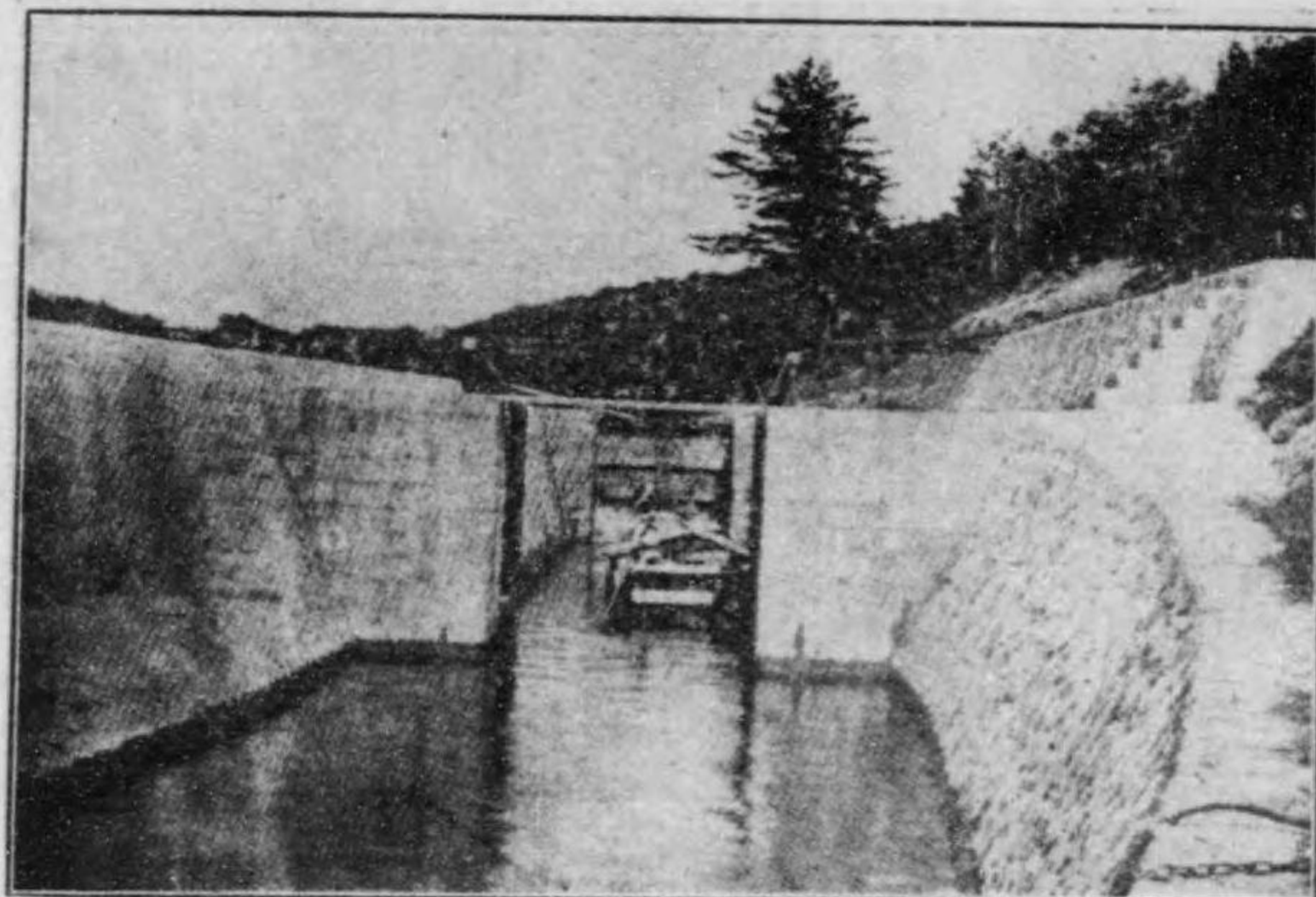


大正  
5. 12. 18  
内交



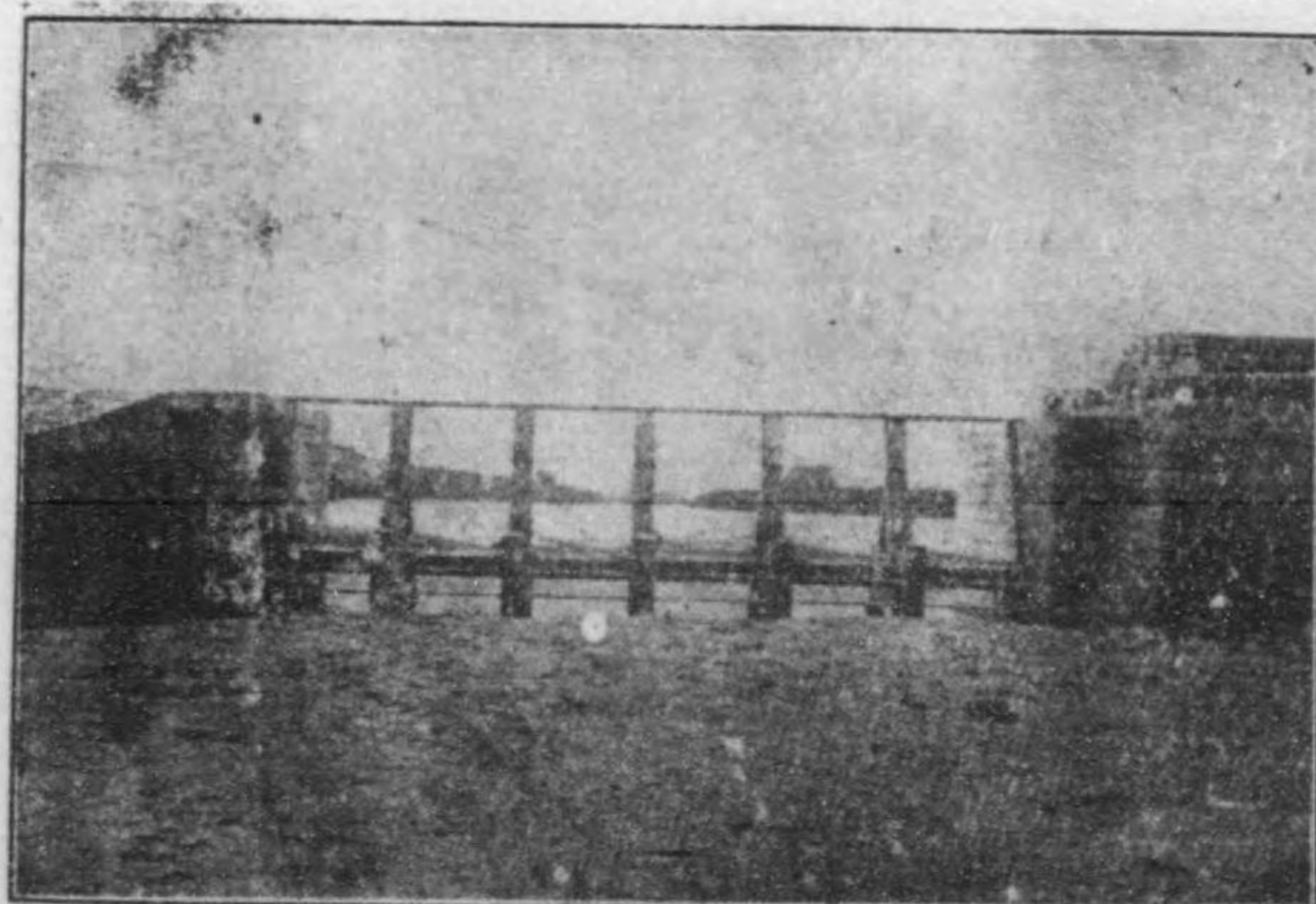
明治用水源々堰堤接續船通樋

(在所全地加茂郡高橋村大字野見)

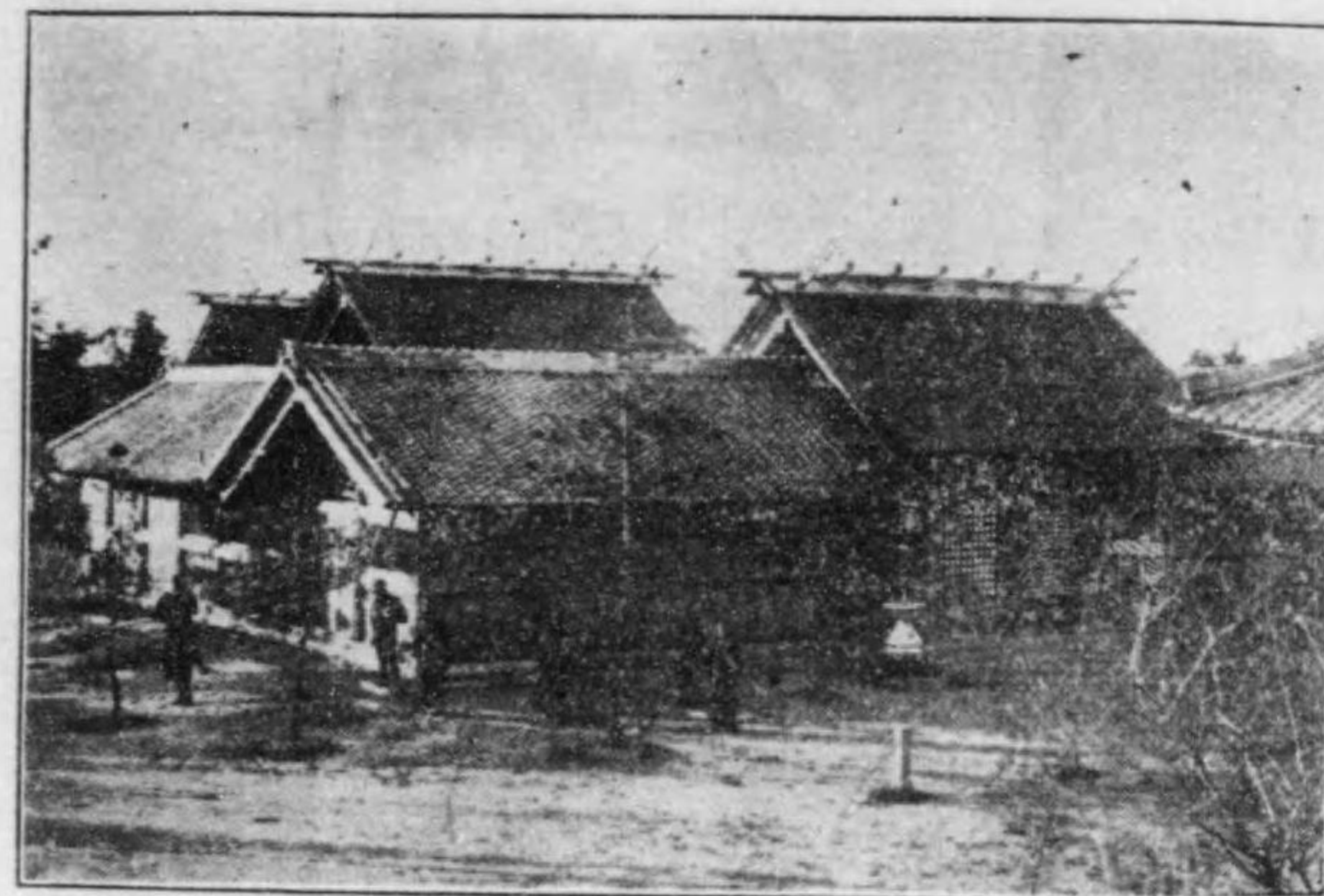


明治用水源々砂吐

(在所全地加茂郡母野町字今)

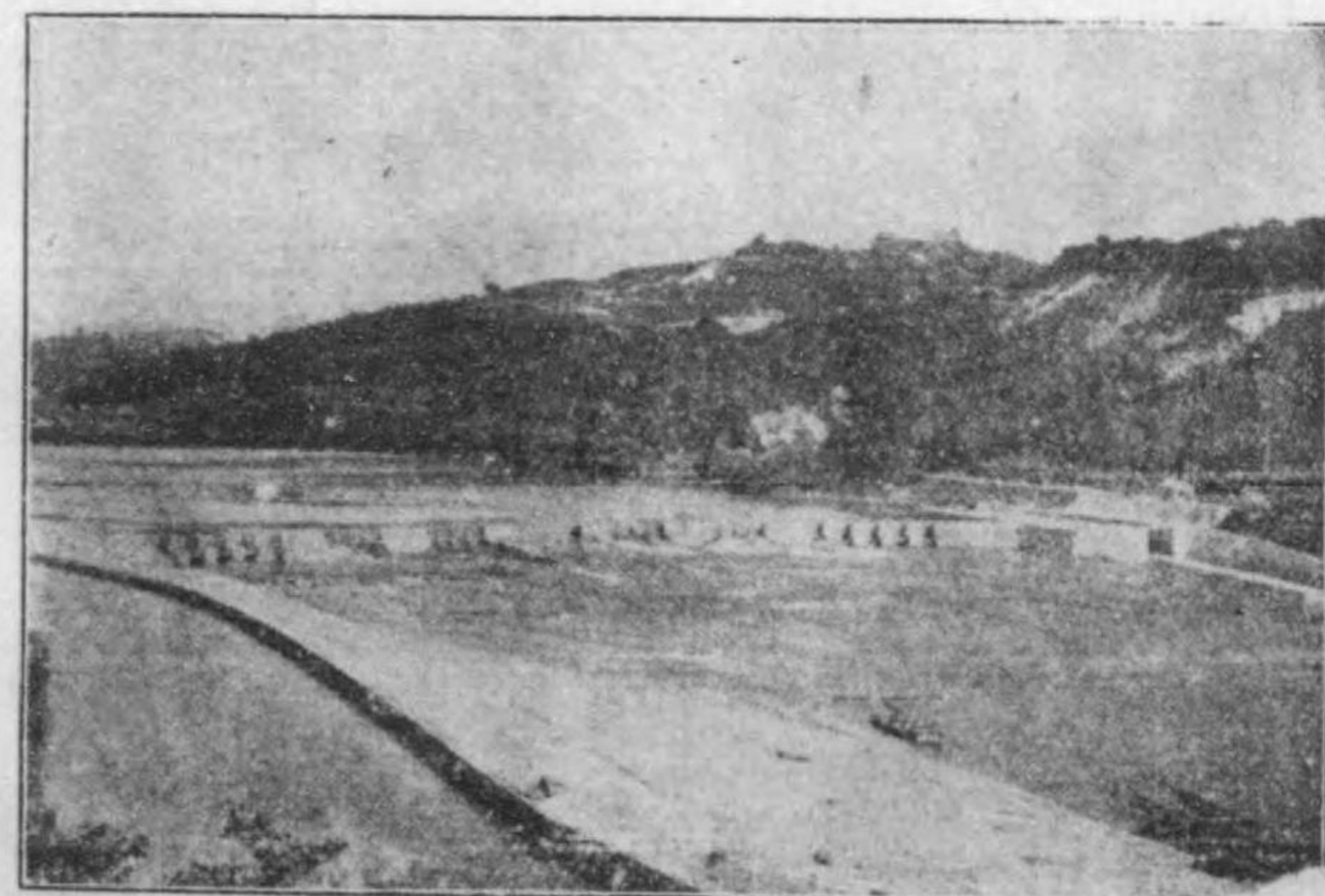


全上ノ本宮



明治用水源々作川堰堤及導水堤

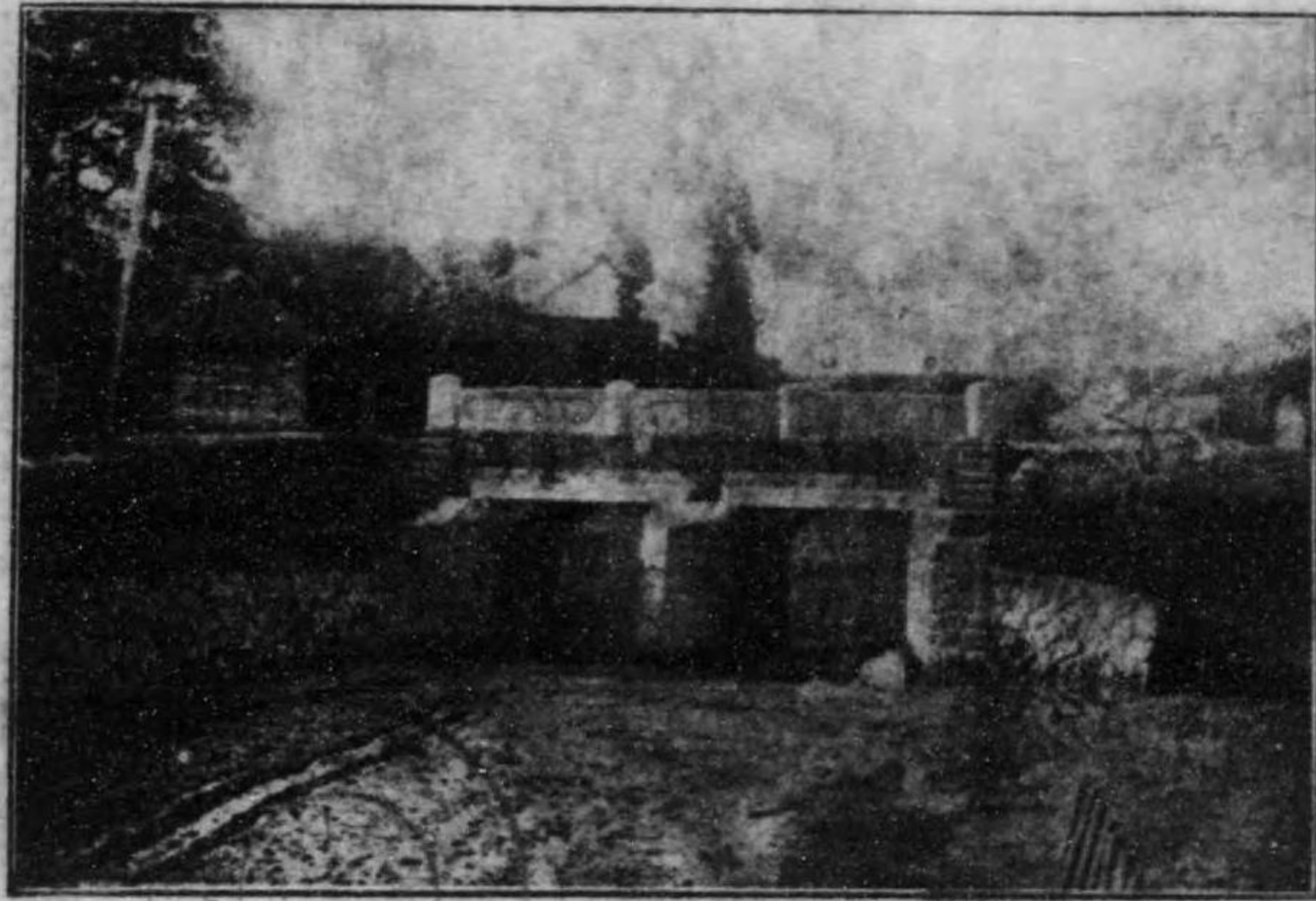
(在所全地加茂郡高橋村野見ノリ)





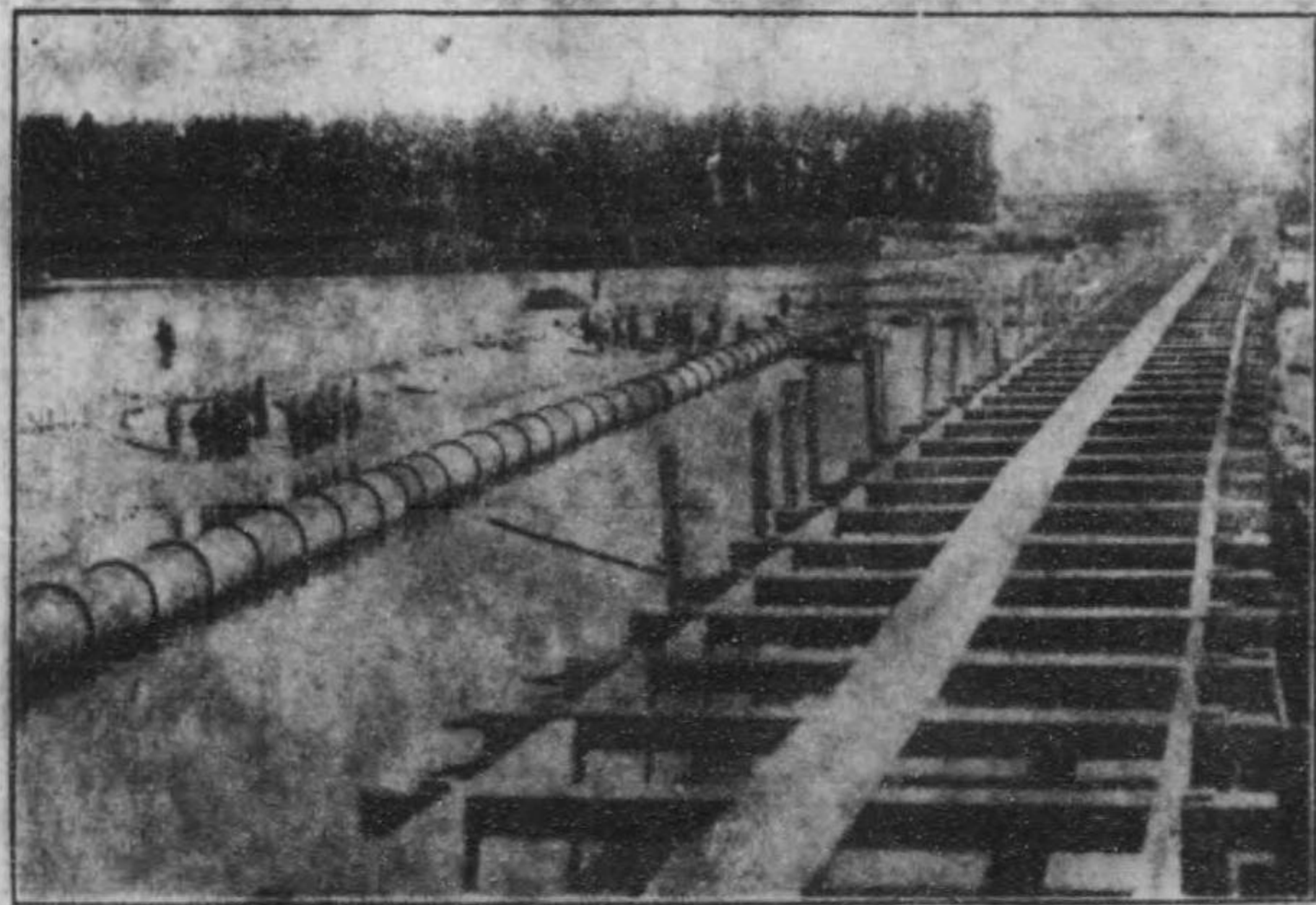
門樋三第上全

(上全地在所)



管鐵水用城西設埋底水川作矢

(ソレ跨ニ野貴志町尾西郡豆幡ヲヨ井藤村井櫻部海碧地在所)



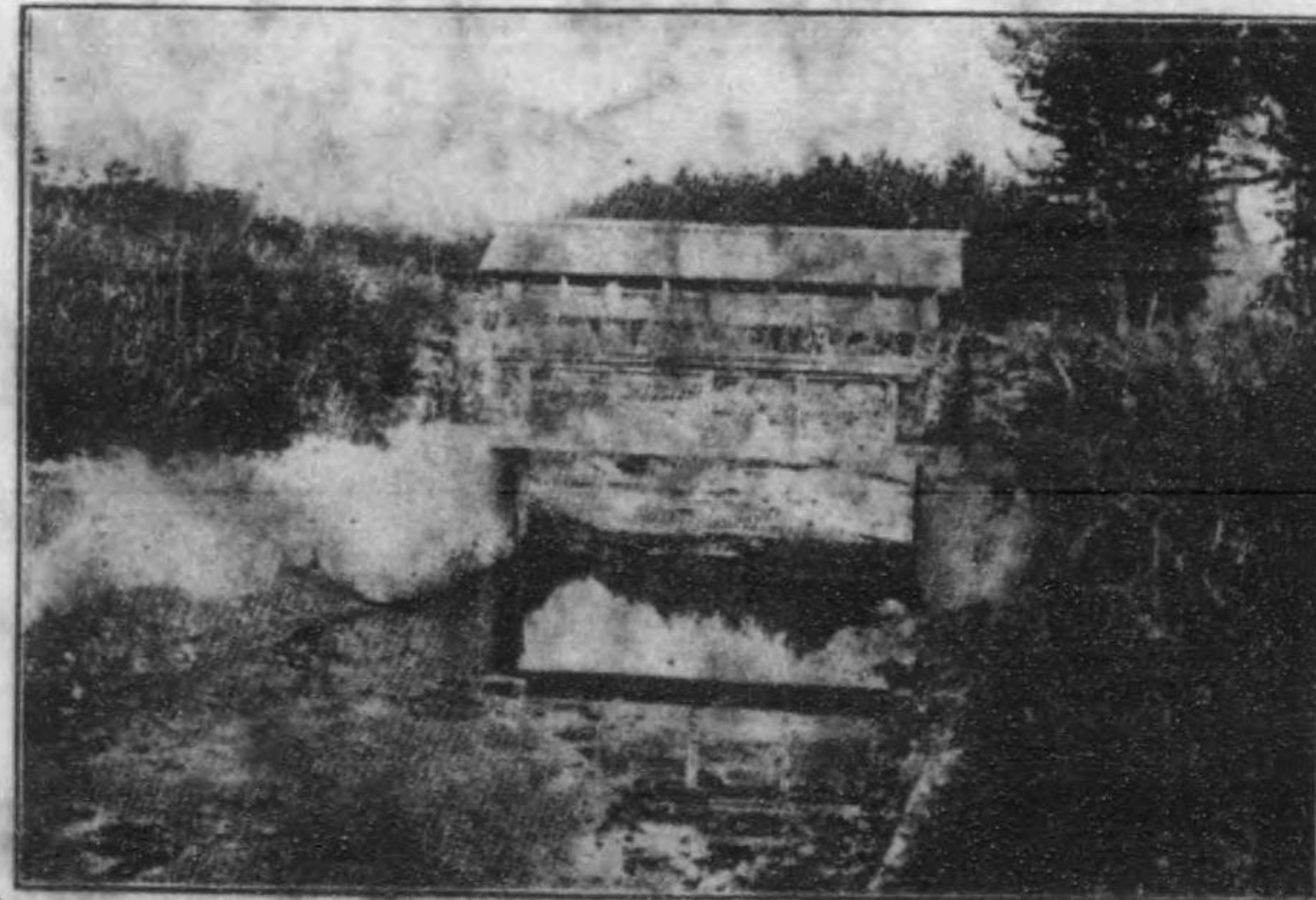
門樋一第源々水用治明

(今字大町母拳部茂加西地在所)

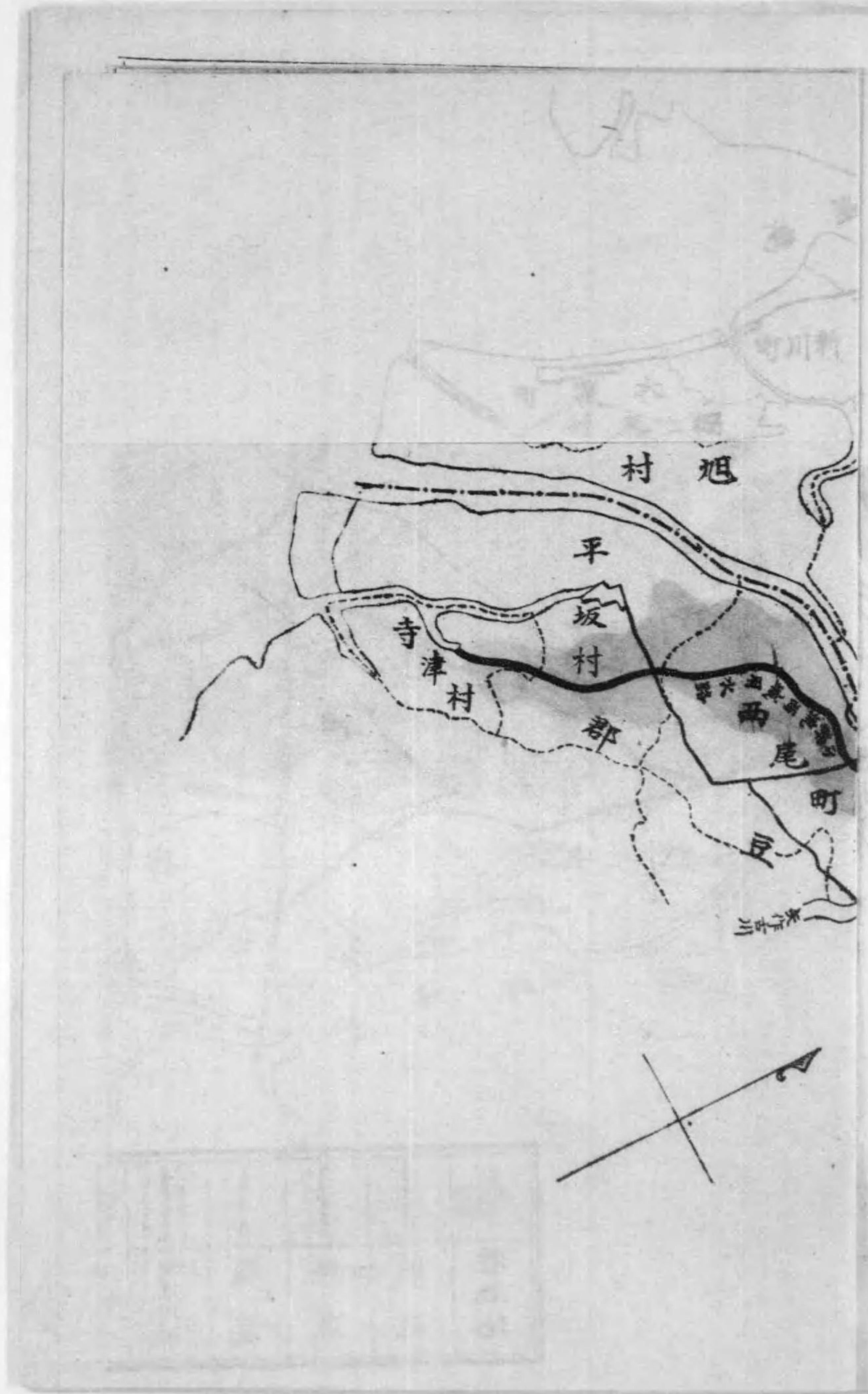


門樋二第水用治明

(刈波字大村郷上郡海碧地在所)

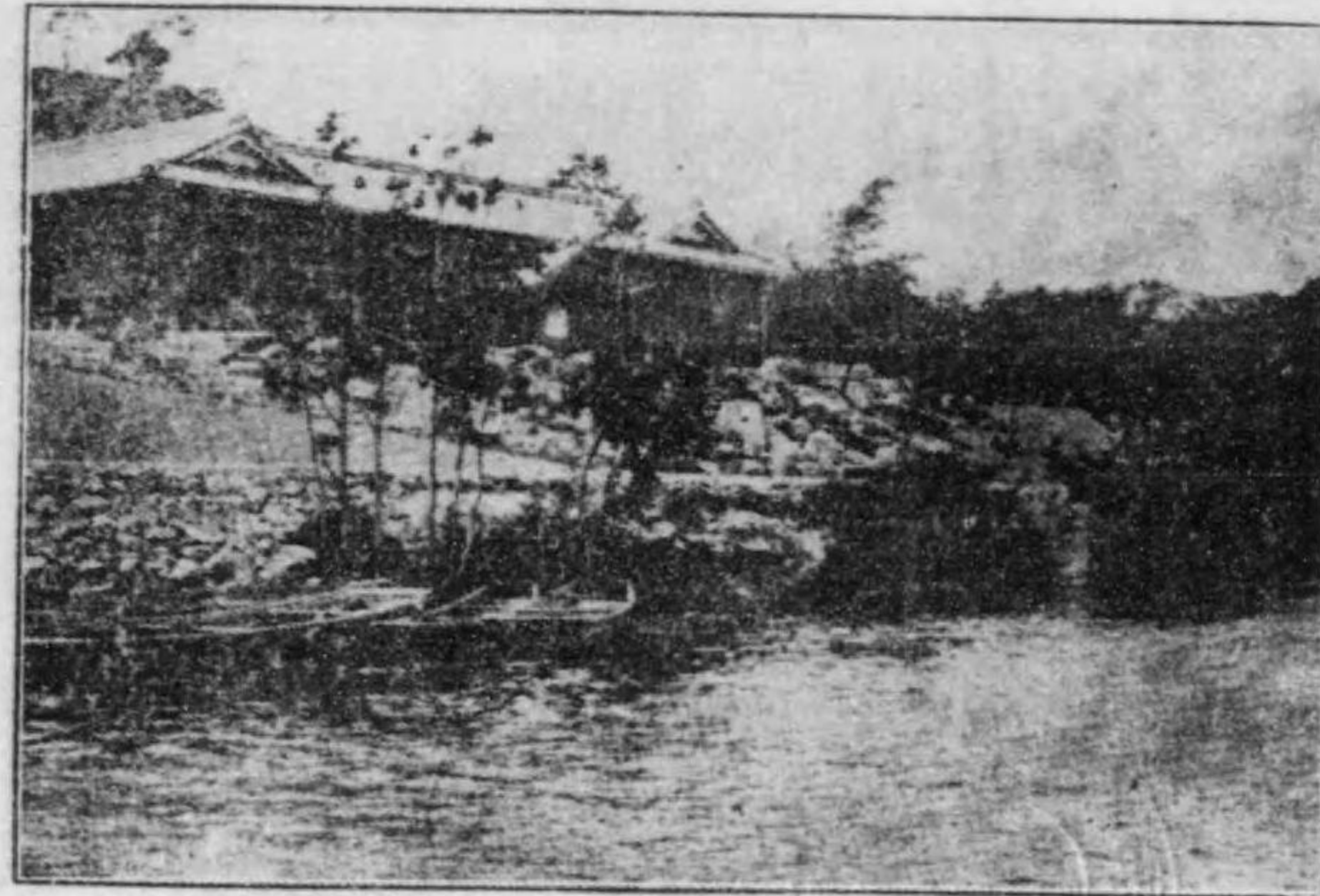






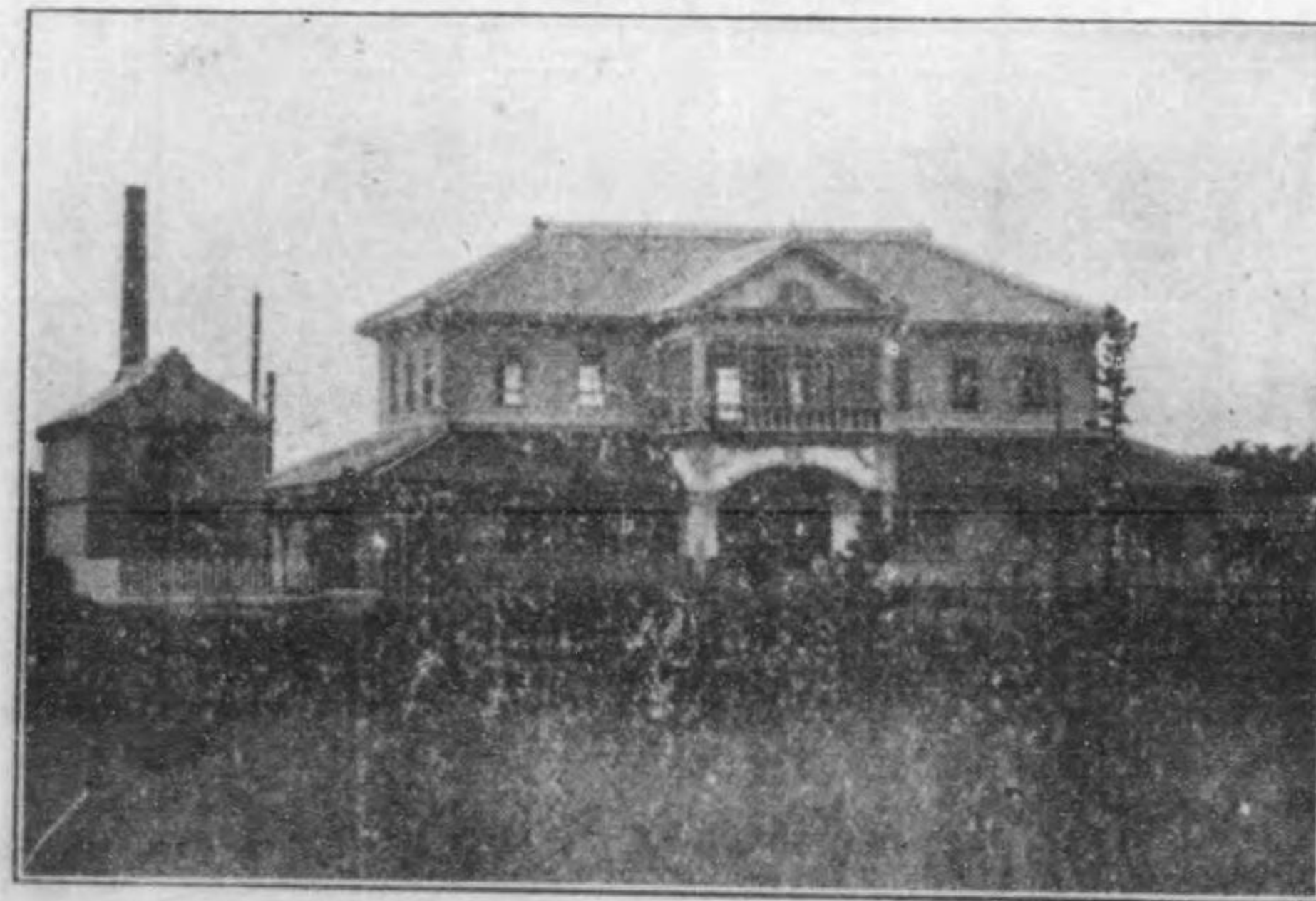
明治用水源事務所

(所在地在加茂郡母大町字今)



明治用水普通水利組合事務所

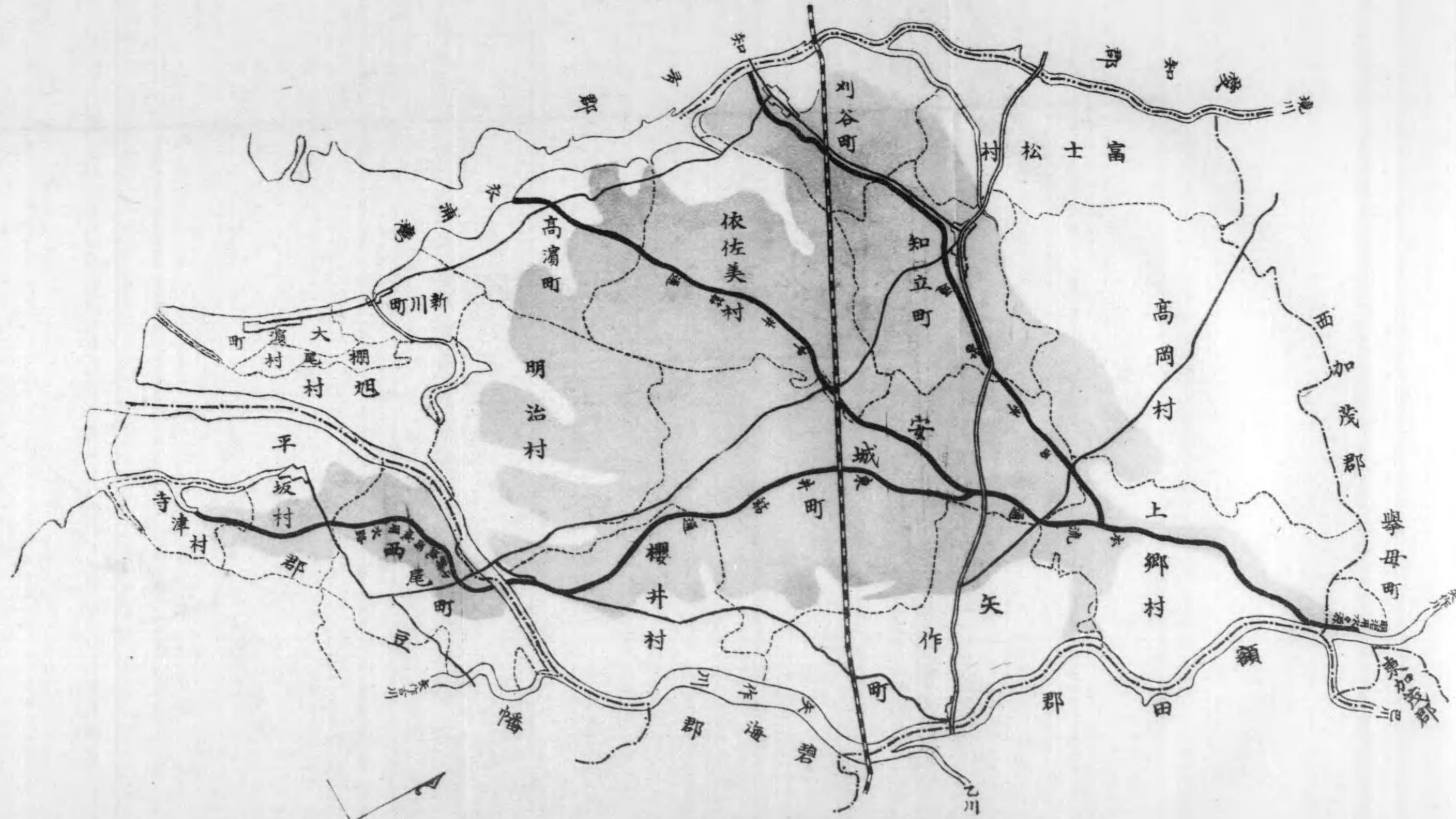
(所在地在碧海郡安城町大字安城)



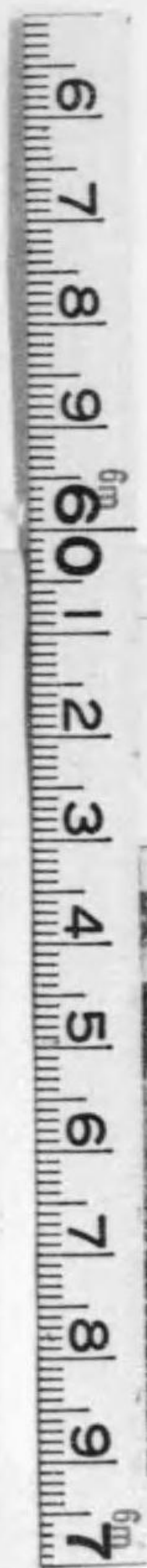


# 明治用水灌漑區域圖

縮尺十分之一



					九例
灌漑地	鐵道	縣道	國道	明治用水	



所務事源々  
(今字大町母舉郡茂)

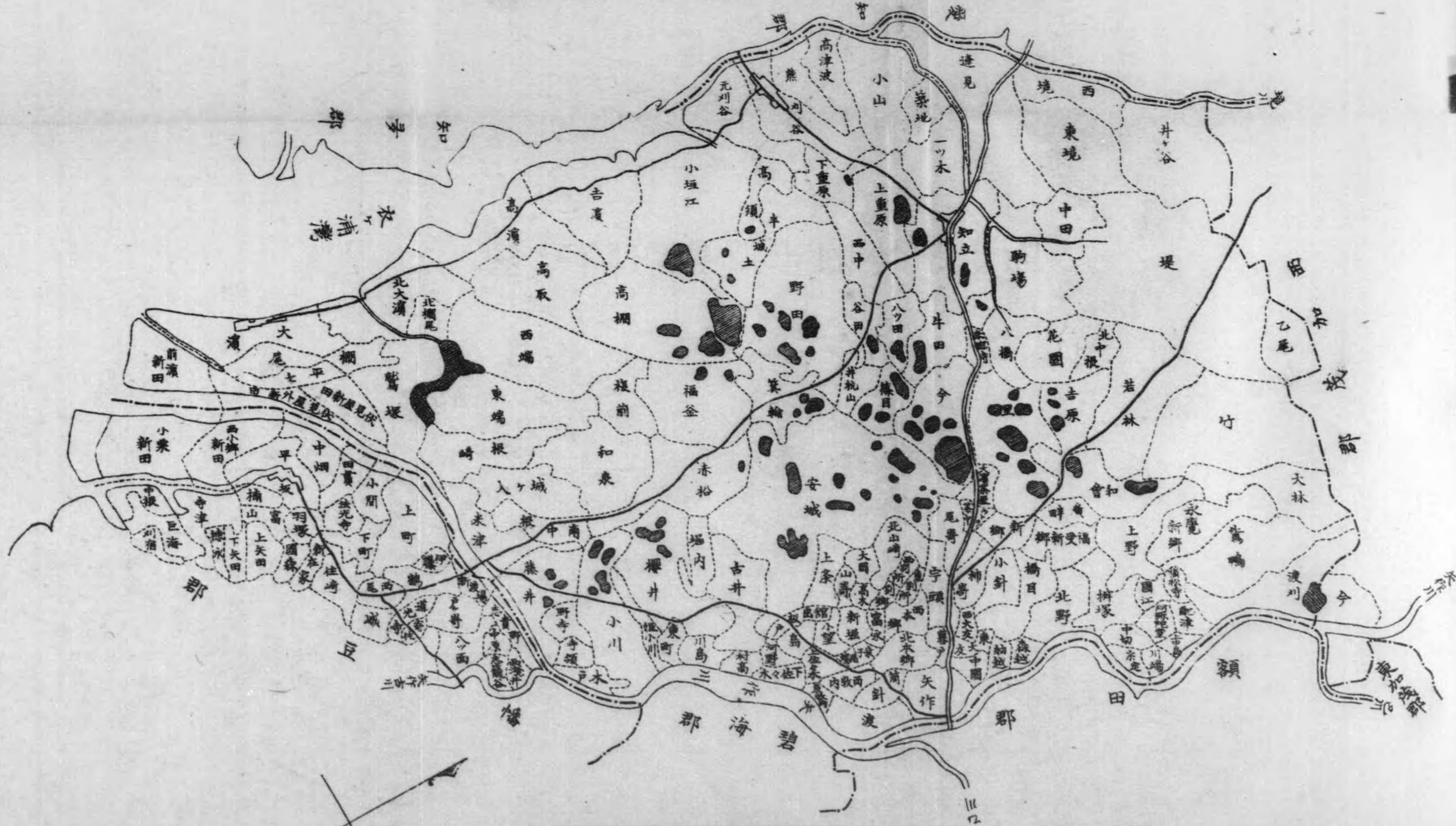


所務事合組利水  
(城安字大町城安)



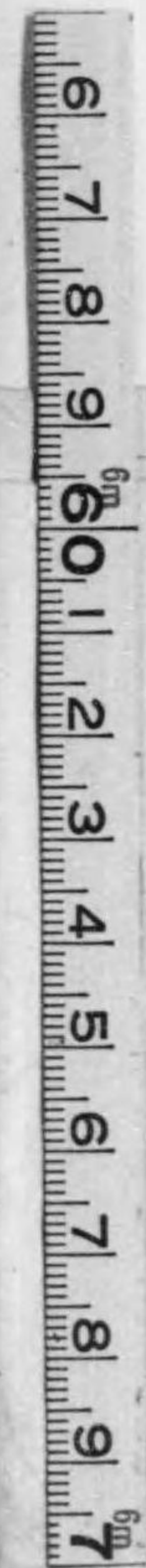


# 明治用水開渠前溜池在所圖

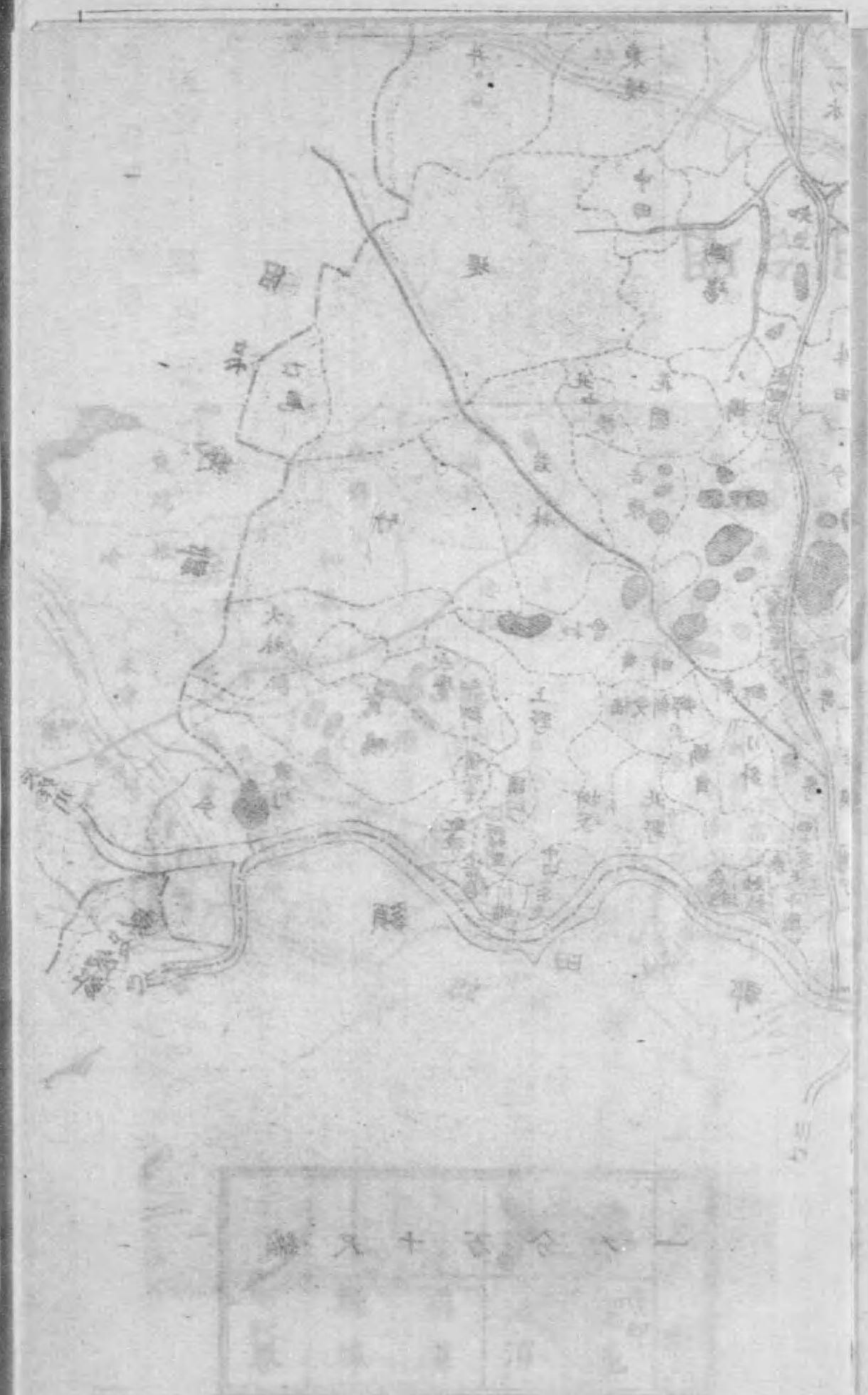


九	發即溜池	現在池沼	國道	縣道	町村界
例					

縮尺十分之一





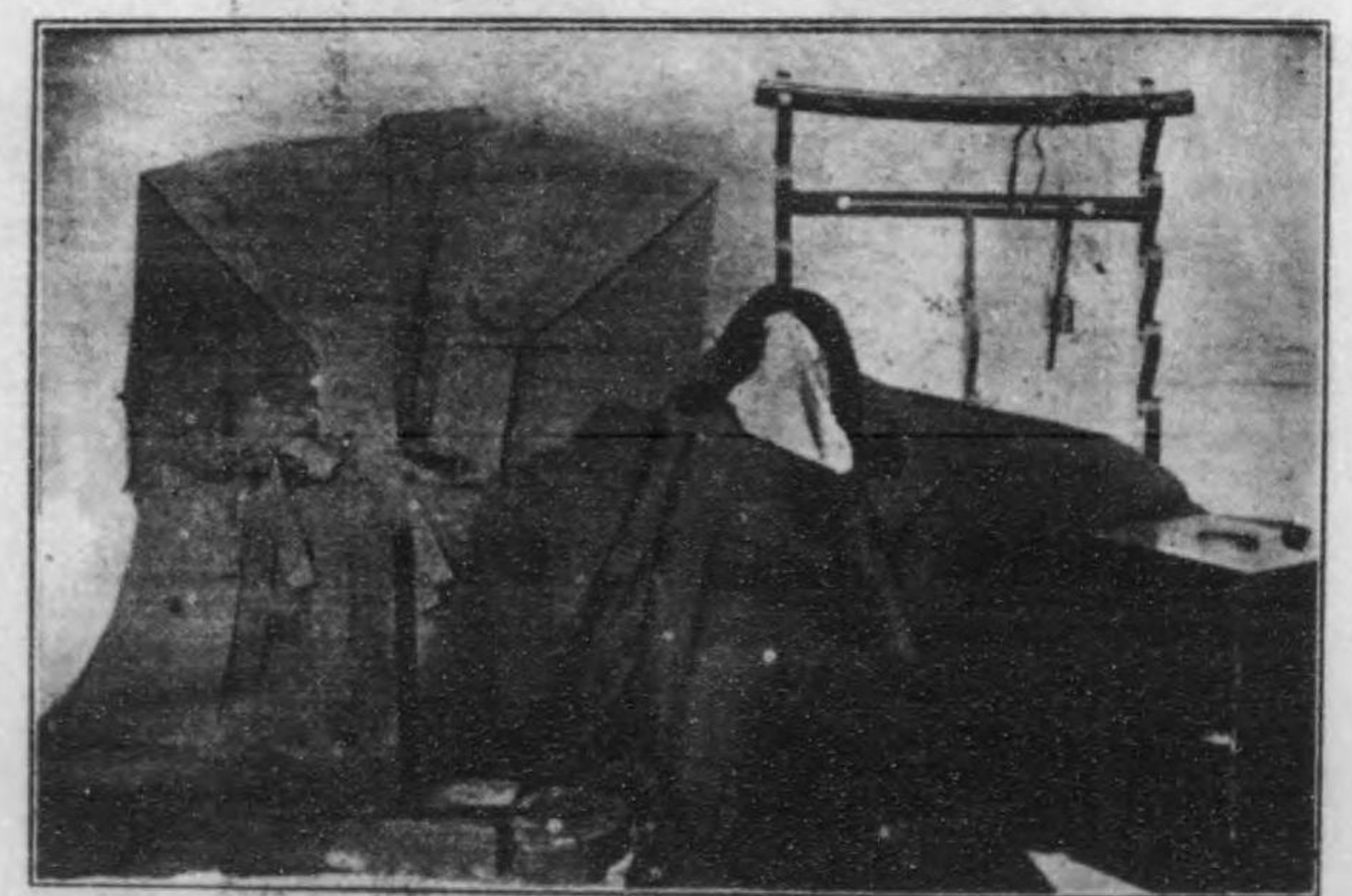


用水開鑿之祖先  
贈從五位 都築彌厚翁之肖像



(碧海郡明治村大字和泉)

同 上 ノ 遺 物





開鑿者 伊豫田與八郎之肖像



(碧海郡上郷村大字阿彌陀堂)

同上 岡本兵松之木像



(碧海郡明治村大字城ヶ入)

財主 田中勘七郎之肖像



(岡崎市能見)

同上 加藤太兵衛之肖像



(尾張國海部郡立田村大字立田)



財主 木藤八三郎之肖像



(岡崎市八帖)

同上 黒宮許三郎之肖像



(尾張國海部郡立田村山路)

財主 本多寛三郎之肖像



(碧海郡矢作町大字新堀)

同上 中根祐之筆跡

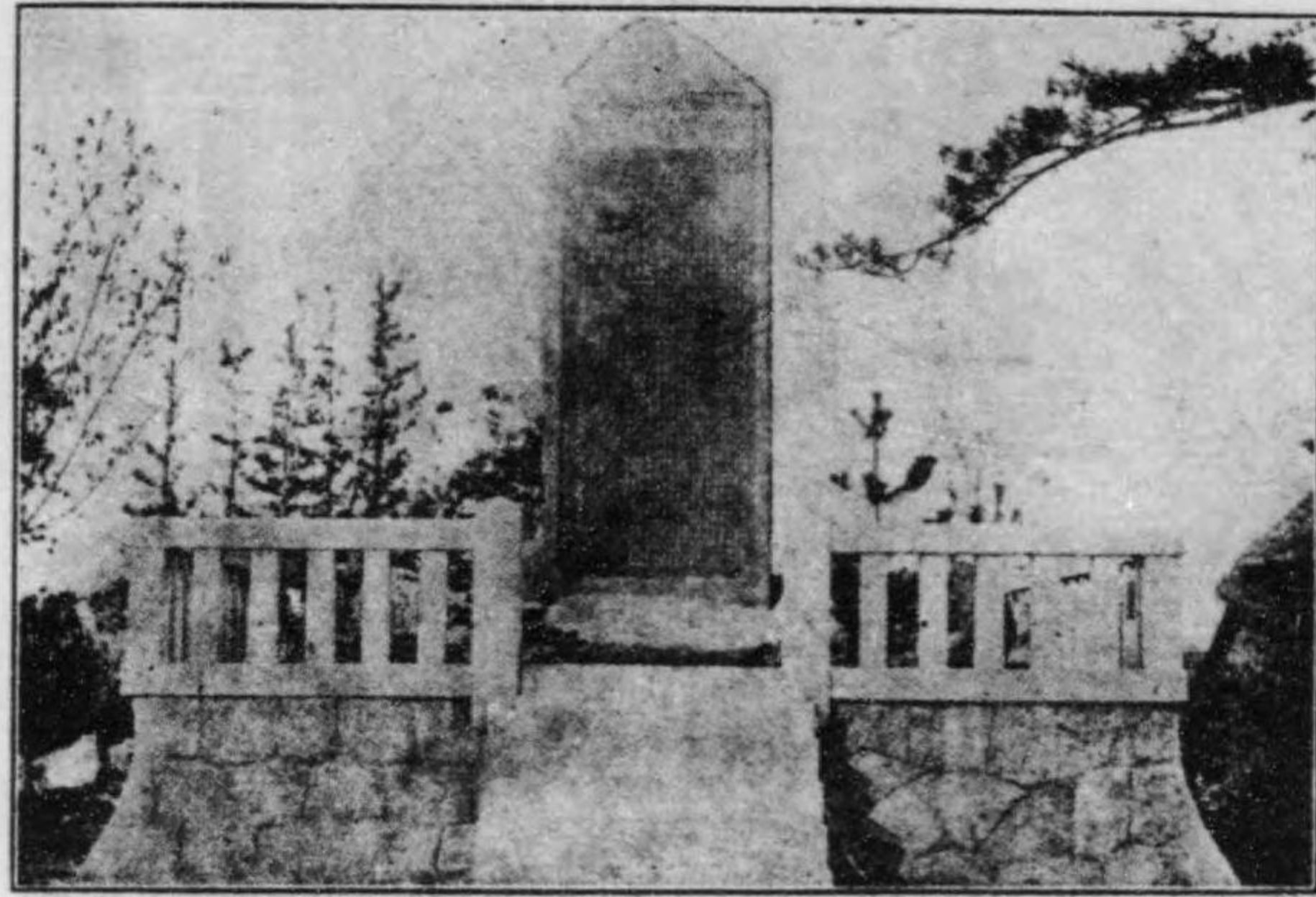
額田郡六傳村  
中根祐

(碧海郡高岡村大字竹)



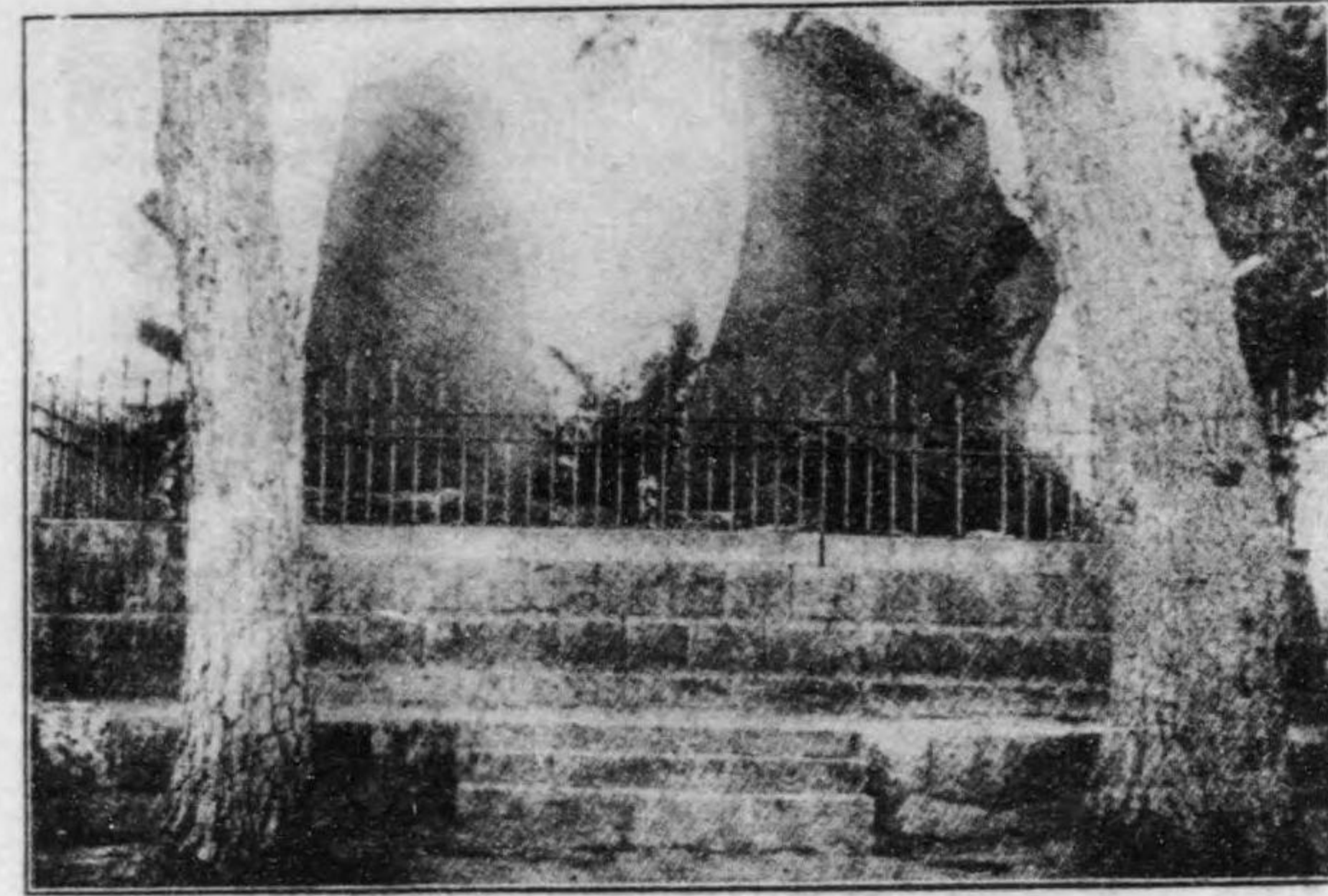
故碧海郡長川一貫之治蹟碑

(所在地碧海郡安城町大字濱茶屋)



明治用水開渠紀念碑

(所在地碧海郡安城町大字濱茶屋)

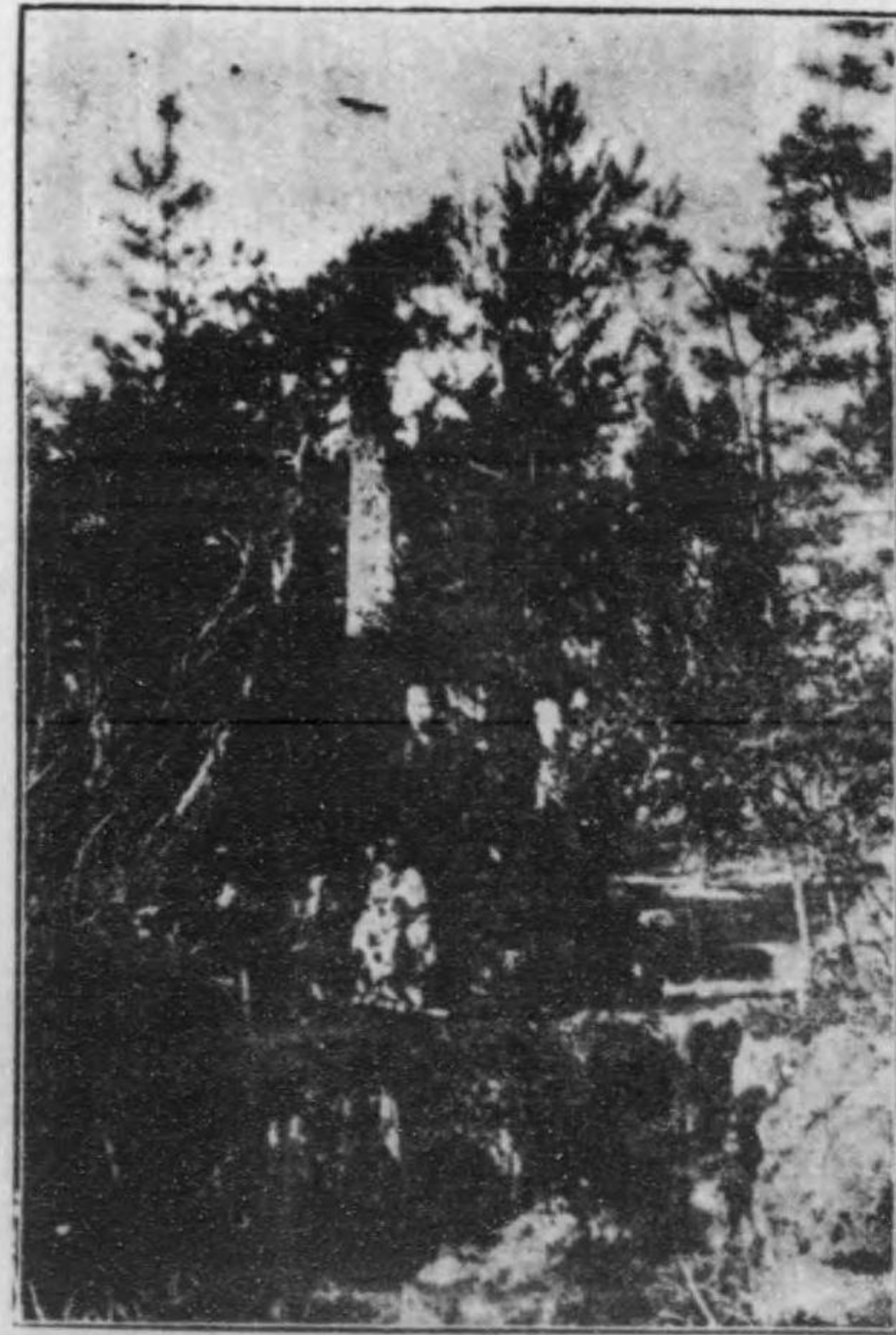


西城用水紀念碑

(所在地幡豆郡西尾町大字鶴城)



故岡本兵松之碑



(所在地碧海郡明治村大字城ヶ入)



327-909

三愛知國縣

明治川用水歴史

目次

- 一 緒言
- 一 用水開鑿前に於ける土地の状況
- 一 用水開鑿の祖先都築彌四郎翁
- 一 都築彌厚翁の系圖
- 一 都築彌厚翁の畧傳
- 一 翁の功績
- 一 御國益に勤勞せし者へ追賞願の寫
- 一 新用水路開鑿工事の計劃を企つ
- 一 板倉領地内神樂山騷動事件

一 二 三 八 九 一〇 一一 一七 三〇

贈從五位都築彌厚翁之銅像

(泉和字大村治明郡海碧地在所)

建設中

故伊豫田與八郎之碑

(今字大町城安郡全地在所)

建設中



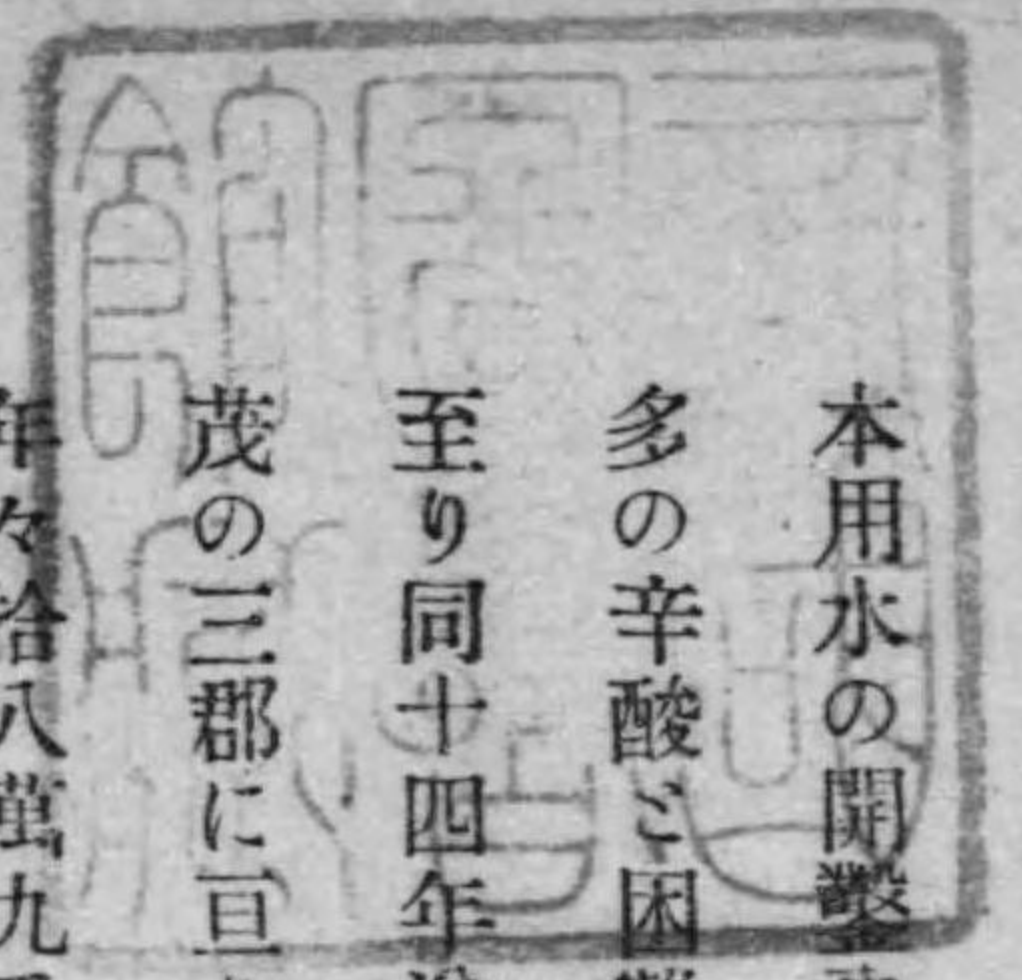
一 明治初年更に工事の出願をなす	四二
一 岡本兵松伊與田與八郎と共力し用水開鑿の計劃を起す	五〇
一 工事費金策に奔走し又復辛酸を嘗む	六三
一 金主と願人の約定なり工事に着手終つて成功式を行ふ	八八
一 褒賞及紀念碑文並に功勞者の履歴	九五
一 用水路及灌漑區域の現状	一二九

一 用水開鑿の歴史  
 一 用水開鑿の歴史  
 一 用水開鑿の歴史  
 一 用水開鑿の歴史  
 一 用水開鑿の歴史

### 愛知縣三河國明治用水歴史

#### 緒言

本用水の開鑿事業たるや今を去る事約百年前則ち文化年間初めて其工を起し幾多の辛酸と困難に巨額の財貨を費やしたるの結果明治十三年漸く曙光を見るに至り同十四年遂に幹線の工を竣る而して現時養水の供給を仰ぐもの幡豆碧海加茂の三郡に亘り拾五町村百有貳の大字に達し其灌漑地積八千五拾町歩餘を算し年々拾八萬九千石餘の米穫あり顧みるに開鑿以前に於ける田地は早魃枯害に罹り原野荒蕪の地隨所に存在し耕作栽培に困難を極め隨て生産の不良なりしと一般農民の辛苦と困難の程度名狀すべからず多年此狀に深憂せる偉人の遂に一身一家の利害を度外にして奮起其慘憺たる苦心と不撓の精神によりて一大難





事たる開鑿の偉業に従い次第に用水の灌漑を便ならしめ又多くの溜り池井戸を開墾し山林原野及荒蕪地を開拓し遂に根抵より旱害を除き以て現下の良田たらしめたるの功績を挙げ得たるなり今其用水開鑿事業の偉大なるを歴史的に編纂し故人が偉業たるを回顧せんとするにあり。

### 用水開鑿前に於ける土地の状況

三河國碧海郡往古の状態は荒寥たる草原にして禽獸の棲居せし地多しと云へり而して郡内の地勢は北方に岳阜を負い南方に至るに従い次第に抵く海灣に面し大体に於ては高地多く抵地少なきを以て土壤常に乾燥し用水の欲乏せる甚しく故に今より百年前にあつては一帶に小松を生せるを以て農民は隨所に小松を伐採し雜草を刈り漸くにして一二反の耕地を拓き之れに無數の井戸を穿ち溜池を設けて栽培の命脈となし盛夏の候炎天連日に至りては農民は松林中に蔭を

以て小屋を作りて仮住居をなし晝夜の別なく劔釣瓶及水車等を以て灌水に全力を注ぎ作物の發育を祈り偶々降雨あらば農民の歎喜殆んど言語に絶し始めて家に皈りて妻子の顔に接すと云へり然かも如上の千辛萬苦を嘗めて僅かに一人三反の田を耕すに足らずと云へり而して收穫に至りては生育良好の所謂豊作年に於て一反歩一石四斗を得ること稀なりと云ふ其當時に於ける井戸溜池の數多かりしこと千二百町餘歩の田地に對する四百八十八町歩餘の溜池を有し又元安城一村のみにて井戸三千六百有餘の多きを有せしと云ふ以て如何に用水に不便と困難さを感じしかを知るべきなり猶當時の記録に依れば安城村總面積千百町餘歩中山林原野四百町歩餘有りと云ふに徴しても其全体の如何を推して知るべきものなり。

### 用水開鑿の祖先都築彌四郎翁



文化五年松平和泉守の領地(碧海郡和泉村)に代官を務め歴代豪家と稱せられたる都築彌四郎と云へる人あり同人は性質篤實公共心ありて文學に通じ日本外史の著者たる頼山陽の知己なりき家は五千五百石の酒造を營み本村並に小柳新田、中根新田の各所に酒庫を有し清酒の名聲高かりしと而して翁の一舉一動は候伯の參勤更代より注意を惹きたりと云ふ翁が公私事の要務を帶び關東に下向したる當時の如き海道到る處上下座をなして迎へりと云へり翁が如何にして用水開鑿の計劃を起せしかは或る日小柳新田の酒造場を見廻らんご馬に跨り平坂村を過ぎ蒲原の庄左に遇ふ馬より下りて一言の交りを終へ而して翁は我れ壯歲に及ぶご雖も公共の爲め成すべき業を知らず如何と問ふ庄左は言下に答へらく碧海の狀態たるや旱害不毛の土地にして農作の不利言語に絶ず之れらの地を開拓し水利を謀らば良田の地ごならん之れを以て翁の富裕ご巨腕のある處此大事を貫徹せん

か國家の事業なりご云ふ翁は庄左の言を傾聽し販宅の後熟ら郡内土地の狀況を顧るに用水乏しきが故に年々旱魃の被害甚大なるに深憂を抱き遂に矢作川の長流より水路を開鑿し以て郡内の曠野に灌漑し良田を拓かんご茲に其志を決し代官の現職を辞し家督を長男に次で次男に相續せしめ家事を省ず測量の準備に着手せんごし同郡高柳村(現今佐美村大字高柳)天文測量の大家なる石川喜平なるものに實地の測量方を依頼したる處喜平は本郡土地の狀況を觀察するに北方に高く南方に抵きを以て之れを矢作川の上流に位せる西加茂郡越戸村(現今豊後村大字越戸)より渠鑿し同川を分水し之れを西南に疏通せば灌漑の目的を達し得るならんも各藩の領土にして一藩諾するも他藩之れを非ごするならん加之暗愚なる農民は該事業に反対し必ず故障百出し却つて困難を惹起するならん依つて本計劃は思い止まられたしご忠言するも翁は肯んぜず如何に難事業たるも我れ其緒を着けなば後世に至



り何人か事業を大成するものあるべしと決心牢固にして抜く可からざる者あるより喜平も遂に之れを諾したり茲に於て其弟子石川淺吉其他の人夫と共に實地の測量に着手したるも愚民の妨害猛烈にして晝間の測量し能はざれば夜間火繩を點んじ私かに其光に臨みて測量に従事したるも農民等の反對激烈なるを以て測量を中斷するの止むなきに至れり然るに翁は既に六十の春を迎へ侍ら事業の挫折するを憂慮し會々二宮尊徳翁が成田山不動明王に三七の祈願を籠めたる一條を了讀し豁然大悟して思へらく農民等の本事業に反對するは畢竟我れ至誠の足らざる處之より尊徳翁の方針に基き農民の和解を必要とし日夜村々を巡りて村民の承諾を求めたれば再び測量を開始し約二ヶ年を経て大部分の測量を了し順次安城村七百町の測量に着手するに及びたるに俄然農民の猛烈なる襲撃に遭いしかば彌厚翁は辛ふじて其場を遁れ附近の小松原に一夜を明して家に皈りた

り然る後翁は萬難を冒して全部の測量を終へ水路も決定せば之れに依つて開鑿工事を起さんことを文政年度に至り幕府に出願すること數度に及びたり文政十年幕府御普請役に命じ地理を檢分せしめ次いて勘定奉行村垣淡路守の係りとなり天保三年五月遠江國中泉の代官平岡彦兵衛更に實地の檢査するに當り水路の堀割地及山林原野の開拓地を測量せり天保四年彌四郎の計劃を許可し則ち和泉村外四ヶ村の秣場たる字五ヶ原の半分六拾町歩を開拓することを許さる彌四郎(之れより先き隠居して彌厚と改名す)允許狀を手にして歡喜雀躍して將さに工事に着手せんこと然かるに當時は封建の制度にして村々其趣きを異にし工事に着手せんとするや農民は薙職、竹鎗、鎌を携へて反抗し工事を妨害するを以て止むなく之れが鎮撫和解に奔走中天保四年七月彌厚翁病痾の身となりたれば(長男)次男彌四郎に繼續させんとするも彌四郎は元來病弱の身なるを以て父の壮志を繼承する能はず然る



に彌厚翁同年九月遂に歿す行年六十有九なり。

翁の歿後親戚一同が家財を檢して莫大の借財を發見したれば其償却方法の爲め資産の全部を賣拂い而して親戚連帶を以て其不足額金貳萬四千六百兩餘の金子を償還し遂に舉家倒産の悲境に陥りたり茲に翁が廿年の長日月を開鑿事業に費やし其間の苦心慘憺巨額の資産を投じ然かも事成就せずして逝去す彌四郎本事業の繼續する能はされば遠州中泉代官に出頭し本工事の願下をなしたり。

#### 都築彌厚翁の系圖

天兒屋根命二十五世の孫正二位左大臣藤原魚名公其六世鎮守府將軍利仁ノ後十二世諱ハ長正始メテ都築ト稱ス其後五世ノ代都築伊豫守ニ當ル數世ヲ經テ彌厚ニ至ル。

彌厚翁字ハ介夫幼名彌四郎後チ景福ト改ム俳諧ヲ好ミ和樂ト號シ又玉泉ト云フ

明和二年和泉村字中本郷ニ生ル父ヲ也更ト云ヒ母ヲ智惠ト云ヘリ。

#### 都築彌厚翁の略傳

明和二年碧海郡和泉村に生る(現今明治村大字和泉)家代々酒造を營み家運頗る隆盛にして昔より地方の豪家と稱へられたり翁は和泉、根崎、東端、三ヶ村の知行を有せし松平和泉守代官の職にあり武士の待遇に苗字帶刀を許せられ翁が用水開鑿の雄圖を起し幕府へ出願の當時籠輿に乘し東海道行路の際は沿道の人々上下座をなして迎へたりと云ふ而して翁が一大事業を企圖せしと云ふは名望の地位富裕のある處より起せしと云へり。

當時碧海郡は東南部を除くの外大部分は曠漠たる原野にして所々丘陵起伏し小松雜草茂生し其間に於て農民は所々の小松を伐り雜草を刈り漸く一二反の田地を拓らき稻を植へつけ井戸又は溜池を穿ちて水便を謀りたるも炎日連續せば養



水盡き作物の枯死の被害を免れざりしと云へり實に之れを現時の状態に比すれば隔世の觀ありと云ふべし而して翁が本事業の計劃を起せし時は齡四十歳の頃なりき以來廿年餘の久しき間開鑿事業に身を委ね其目的に至らず遂に亡き人となりたるは唯か一鞠の涙なきものあらんや然るに四十年餘を経て岡本兵松、伊豫田與八郎等協力して翁の美志を繼ぎ明治十三年漸く幹流疏通の竣工を告げ茲に碧海郡良田たるの曙光を現出するに至る實に翁は明治用水の祖神と稱し大恩人と云ふべきなり。

### 翁の功績

嗚呼天下の民利を謀り一大國益を謀らんことしたる翁は偉業半にして歿せられ數萬の財を抛ちて一身を公共の爲めに捧げて屈せざる其犠牲的精神の堅固なるは後世の龜鑑と云ふべきなり。今や三郡八千餘町歩の田圃を耕すの農民は常に其子孫たるを回想し以て翁の靈を崇拜すべきなり。

### 御國益に勤勞せし者へ追賞願の寫

三河國碧海郡明治用水の儀は同郡城ヶ入村平民岡本兵松の企圖する處に係り既に其功を竣へ今其公益や大にして又其功勞も偉なりと謂つべきなり則ち發起者の奮勵以て茲に至る實に世上の一大美事と奉存候然るに該事業の由を起る所以ものは私先代都築彌四郎儀深く國家の註目すること已に久さし而して今を距る六十年度にあつて該明治用水開鑿の事業を計劃し數年の久しき東に西に奔走し文政十亥年十月八日幕府御勘定奉行村垣淡路守殿を屢々出願仕り多年の積心相貫き御採用に相成候其願書寫別紙第一號の通り現在罷在候又同十二年同府御勘定御普請役門奈道右工門殿石川庄次郎殿並に御代官平岡彦兵衛殿御手代福岡養助殿御出張被下成新開場並に用水路實地御見分の上御水盛に相成候其節の御



休泊並に御繼立等を記し候繪圖面一葉別紙第二號の通り現在仕候猶天保二卯年遠州中泉代官平岡彦兵衛殿を御係り被仰付候に付翌三辰年五月御代官平岡彦兵衛殿更に右場所御見分の爲め御出張に相成り加茂、碧海、兩郡村々故障有無御取調の上同御代官より御勘定奉行を同年六月四日上申に相成候書面の寫番外二番と號し別紙第三號の通り壹冊現在仕候猶其後同御代官並に御手附御手代等數度御出張被下成村々故障有無御取調に相成候處爲差故障無之に付新用場用水路普請可取掛の處右用水路普請金當時の金額にて大凡參萬兩餘相掛り候處素より一身負担の儀に付き該金取揃へ準備中天保四己年七月より右彌四郎疾病に罹り終に同年九月拾日不幸にも病死仕候に付歿後親類村役人共立會の上彌四郎借財取調候處右事件出願より數度の御調査且御下地濟に至る迄の手續きに費用したる爲め凡金貳萬四千六百兩餘の負債有之趣き三河國幡豆郡小花村吉右工門外壹

名より舊幕府寺社奉行間部下總守殿を訴訟仕り御尊判を相附候に付天保七申年二月十三日同府評定所へ差上たる返答書の寫別紙第四號の通り現在仕候に付承知仕候殊に相續人彌四郎儀元來病身健志の症に付迎ても該事業斷續成功は覺束なく存候に付天保六未年に至り遠州中泉御代官平岡熊太郎殿へ右新開水路の義一と先づ御願下仕候若し天彌四郎に餘を命返し給ば、赤心を以て該事業の成功を奏したるやも難斗と奉存候然るに歿後該負債償却の爲め居村三河國碧海郡和泉村の土地家屋並に同國幡豆郡西小柳新田同國碧海中根新田の如き所有の地所悉く該費途に供し賣却の一家空乏に及び活路に困めらる、も亦時運の然らしむる所にして是非もなき次第には御座候へ共莫大の費用一時水泡に舛したるは實に遺憾に堪へざる處に御座候然るに明治初年に至り岡本兵松其他の有力者出で、彌四郎が遺勞の事蹟を繹ね再び該事業を起し既に成功に至らしめたるは私



等に於ても本懐の至りなれば共に該事業に従事し先代の遺志を遂くべくも如何せん曩に該事業の爲めに家産も傾け意の如くならず徒らに傍觀するに外ならざるは慨嘆も餘りある次第に御座候然れども既に其功を奏し愈々益々公益を視るに至りたるは發起者の偉功にして厚く之れを賞せらるゝは左もあるべき事に御座候儀と奉存候然るに獨り彌四郎の如きは舊幕府の際之れが魁をなすも不幸にして成功を視ざるのみにあらず爲めに家産を傾け今猶生計に苦しむるは自から招くものに御座候得共今此一大美事を視るは岡本兵松等が先回上申の存在仕義と奉存候間當時實況兩郡村民の口碑にも存すれば夫々御探索の上他の獎勵にも相成候次第に付相當の御追賞被下成度此段奉願上候。

但し都合により紀念碑を建て祭事業等を相營み申度と奉存候間乍恐縮可成丈早行御詮議被下成度只管奉願候。

明治拾八年一月廿五日

愛知縣名古屋區末廣町五十八番邸  
右彌四郎玄孫  
願人 都 築 觀 次

全縣三河國碧海郡和泉村百九十五番邸  
親類 都 築 彌 三 郎  
全縣全 國幡豆郡巨海村百番邸  
親類 都 築 小 一 郎

### 愛知縣大書記官野村賀眞殿

前書の通り願出候也

明治十八年一月廿六日

碧海郡第十三組  
戸長 太田 札右工門  
名古屋區第廿七組



戸長 鈴木高重

同十八年一月廿七日

碧海郡長 市川一貫

全

名古屋區長 吉田録在

大正二年十一月特別大演習に當り

天皇陛下 本縣に行幸あらせられ特に其功績を賞し同月十七日附を以て

從五位を追贈せらる。

大正四年十二月十日彌厚翁の靈を明治川神社と合祀せり。

### 新用水路開鑿工事の計劃を企つ

嘉永三年三月碧海郡粟寺村農伊豫田善兵衛なる者同郡安城村外七十二ヶ村西加茂郡一ヶ村幡豆郡十一ヶ村以上八十四ヶ村へかゝる新用水路開鑿工事の計劃を企たり其原由たるは同郡粟寺村下村上村馬場村(現今上郷村併上野の二字なり)右四ヶ村の水脈なる國江、隣松寺、渡刈、配津、中島、川端、宗定、中切、阿彌陀堂、永覺新郷、駕嶋、の各村耕地に關する水縁土地の内粟寺村外三ヶ村は該地の低下にして其に連なる粟寺村下村上村馬場村の四ヶ村は其頃矢作川の土砂堆積し爲めに地形變化し常に潜水の排出を阻礙し湧用の時は矢作川漲溢し湧水堤内に汎濫して累年田畑水害に罹り稻莊の稲苗不可能なりし凶年打續き鋤入れ等も出來されば該田畑は葭菰等の雜草のみ徒らに繁茂し池沼に化して近く全村滅亡に至る兆候歴然たるものあるより伊豫田善兵衛は岡崎藩主本多美濃守に之れが救助方願出で救助を仰ぎ



つ、來りたるも水害は免がる、を得ざれば善兵衛は挺身村民を此慘狀より救はんと居村外三ヶ村の村吏と協議し必死奔走の上領主に救助の歎願に及びたるも領主に於ては本願に對し救助する方法なしと許されず善兵衛は之れに屈せず更に詳細なる土地水路の高低を測り粟寺村馬場村郷の間に行福寺境内より同郡大濱茶屋村今村(現今安城川大字大濱茶屋今村なり)野田村、半城土村、高棚村、犬ヶ坪村(現今佐佐美村の各大字なり)吉濱村高濱村(現今高濱町大字吉濱、高濱の二字なり)地内に至り字蛇抜けより海岸迄悪水路を堀鑿し以て其被害を免れんこ村吏と協議の上該目論見を起し歎願書を領主に提出したる處該水路開鑿地内は諸侯の封土犬牙錯綜せるを以て獨り岡崎領のみにて之れを檀に開鑿を許す事能はざる趣きにより善兵衛は之れ迄の辛酸殆んど水泡となりたるも去りて其儘居村の慘狀を座視するに堪へず尙四ヶ村の村吏と共に協議の末嘉永三年三月同郡阿彌陀堂村(現今上郷村大字阿彌陀堂)上野手永組と稱する廿二ヶ村の大庄屋伊豫

田與八郎方に出頭し水害救助方に付き善兵衛が領主に歎願する事數回に及びたるも其意を得ず已に亡村の急は眼前に迫れり此際大庄屋の援助を仰ぎ一意貫徹したき旨を陳述したるに與八郎は善兵衛の誠意なる計劃に賛助すること、なり水路豫定線を内檢し而して領主に上申の方法を設くべしと答へたれば善兵衛の喜び一方ならず其旨を了し與八郎宅を退去したり然る後與八郎は善兵衛と同道して實地の内檢せんこ其採鑿の必要なる實地に出向し内檢を遂けたる處向寄一圓平面の原野地にして小松又は芝生地不毛の地なれば本計劃の悪水の排除を以て用水に充て該原野を開墾するときは悉く水田となり且つ村々水害の患を免る之れに於て一舉両全の策ならん然るに該原野を水田となさば六萬石以上の收穫はあるべくも關係の村々は他領なれば容易に成しがたく依て本事業は公義に願の上其筋の允許を得るに就ては一層公益を謀るの大計を起すべくと兩名共に



語らい而して安城村を始め櫻井村、小川村、藤井村(現今櫻井村各大字なり)を内檢するに廣漠たる原野にして五萬石餘の不毛の地なれば之れが開墾と共にせば拾萬石餘の良田の生するならんを茲に與八郎は本計劃に熟注する處となれり然るに實地内檢の結果甲の一ト筋流通として今村地内上倉溜池より左右に分水し安城村地内より赤松村(現今安城町大字赤松)、櫻井村、堀内村、小川村、藤井村に至り矢作川へ吐落し之れを悪水路乙の一筋となして水路を定め地邊に原野の多くして新開田の地なるも總体用水乏しく井水若くは溜池より汲上げ灌漑なすも雖も養水乏しく從來の古田に於ける溜池の用水を仰ぐのみにして旱魃の際は溜池旱涸となり之れが被害を受くる年多し之れら一体に水利の便を謀らんには粟寺村外數ヶ村の悪水を用い不足の時は渡刈村上の切地内を堀割り杖樋を伏せ込み矢作川を分水する時は天然水にて旱害の虞れなしを茲に愈々實地の測量に着手したるも其困難の程度殆ん

と言語に絶するものなり殊に渡刈村附近の測量に於ては他の領地内に侵入するなれば公然と着手するを得ず止むなく人目なき風雨の夜に乗じて測量するところ、なし善兵衛與八郎は數名の人夫と共に測量の目標として交通渺なき日を覗らい晝間白紙を貼付しおき之れに頼りて小松林或は茅芝中を押分け火繩又は提灯を携へて測量に着手したるが其間の苦心慘愴名狀すべからず然るに與八郎は却つて其意志を固むるに至りたるも大事業なれば七ヶ村の賛成のみにては前途甚だ憂慮に耐へざるより更に粟寺村外三ヶ村の村吏と熟議の上水縁なる村々へ賛成方を交渉したる處關係の村々に於ては孰れも事の大業を慮り應ずるものなきに付止むを得ず與八郎は右七ヶ村に準じたる中切村、宗定村、阿彌陀堂村外三ヶ村に到り事業の詳細を談示したるに村々に於ては與八郎の壮志に感じたるも尙工費の負担に逡巡したれば與八郎は己一人にて責任を負ふべく誓言して遂に



同意を求め茲に始めて與八郎が發起者となり嘉永四年四月該用水の開鑿を岡崎候領主本多美濃守へ七ヶ村連署の願書を提出したる處數日を経て伊豫田與八郎は岡崎藩に呼出しとなり奉行牧與七郎、緒方七郎、都築彌左工門、郷目付役楠木源五右工門、和田半左工門、後藤左工門、山路五郎兵衛、神戸太郎左工門等十名列席の上與八郎に對し悪水路開鑿事業出願に關し下問せるに就き與八郎は明細に陳述したる處奉行は重ねて本事業は容易ならざる大事業なるを以て唯に七ヶ村協力のみを以ては成功を期し難し事業の中心となる其方の決心の程度如何と問はれたるに與八郎の願意極めて堅固にして身命を抛つとも成功の上關係村々を救助し水利を圖らんとするにありと赤心を披瀝せるより奉行牧與七郎楠田郷右工門の兩名本件の係り官となり評議に付せられたれば與八郎は雀躍して退席し販宅直ちに工事の準備に着手せんとし先づ村々下方の示談肝要なればとて該計

劃の事情に通しをれる善兵衛をして關係の村々へ私益國益一舉兩得の趣旨を説

かじめ進んで板倉候御領地内野田村(現今依佐美村大字野田)庄屋役武右工門、下重原村(現今刈谷町重原)

郷宿小島文左工門の兩名に依頼しだれば兩名は其關係地の村々を遊説したる處板倉候の奉行關野清一郎は兩名の行爲隱當ならずと譴責の處分を加へたる上野田村庄屋武右工門の役を免んじ閉門仰付たり斯くて板倉候に於ては嚴重の態度を持ちおりて示談行届難く加之の紛擾を惹起するに至りたるを以て止むなく係り官牧與七郎楠田郷右工門の兩名板倉候陣屋所在地なる下重原村へ出向し本事業の示談解決に奔走したるも談議纏らず止むなく販館の上此旨與八郎に傳達したれば與八郎は更に兩名の承認を得て舊幕府代官出張所に就き允許を得んこ該事業の許可を出願に及びたり然るに安政元年十月同出張所寶飯郡赤阪驛役所元締阪田芳助實地を踏査し販所早々板倉領奉行關野清一郎の出頭を求め懇々談



議に及ひたるに關野清一郎は之れを拒絶する能はず、阪領の上村民等へ熟議をなし、然る上確答申すべき事を陳述して退席せり。茲に於てか碧海郡吉濱村高濱村地内新開場所なる舊幕府領尾張國熱田新田十六番割新開田に關係ある教次郎孝助なるもの新渠開鑿したる處震災の爲め渺々たる海面と化し復舊工事に着手せんとの計劃中なりしを以て兩名は豫て伊豫田與八郎計劃の多用悪水路開鑿工事に不利なれば之れに反對し不服たる旨を赤阪出張所に出訴したり。其理由とするは則ち新田築造せるも震災の爲め破壊し之れが再築するに當り新渠を設け此所に放流さるゝときは甚大なる妨害なりと云ふにあり。本件に接したる赤阪出張所にては伊豫田與八郎を召喚し本訴に關する反對の理由を説明ありたれば與八郎之れに答へて曰く本件に關して新渠を築造し之れを開くに於ては土砂放出し却つて新田築造を便ならしむ極めて利する處なりと陳述したれば阪田芳助は與八郎

の答申を可とし早速教次郎孝助の兩名を召喚し與八郎が答辨の事由を説示し而して新渠築造に關し毫も不利の点を認むる處なく之れを拒むの理由なく依て與八郎の計劃に服従すべき旨を申付け退却せしめたり。然る後阪田芳助は私要事として與八郎を自宅に呼寄せ其計劃につき熟考するに曩に關野清一郎が苦情を申し張り村民等の反對を煽動する傾向あれば稍々もすれば尾張國知多郡方面迄反對意見を誘導するやも斗らいがたく然る時は容易に本事業の目的を遂行すること至難なれば此際速に彼等兩人の同意を求めて尾張候へ其趣意を歎願し而して同候より遠州中泉代官の副翰を乞ひ之れを以て出願なす時は便宜ならん。懇篤なる注意を與ふれば與八郎は其懇諭を辱ふし直ちに同所を退き進路を教次郎孝助の旅宿に向け兩人を訪問し本件談合の結果交換條件として兩名が着手する新田開渠工事を負擔することを約し遂に同意を求めたり。然るに間もなく赤阪出張所



にては元締阪田芳助轉任となり後任池田定五郎就職したるに前任より引継きありたる水路開鑿事業出願の件に關し岡崎領牧與七郎、楠田郷右工門の申達書並に與八郎の出願に對し安政三年十月實地の検査を行ふべき旨與八郎に達ありたれば願人等は係り官休泊所の準備をなし大濱茶屋村(現今安城町大字大濱茶屋)本陣中根源六方に定めおき來着を待受たり同月十八日池田元締には實地の検査を始む其當日は板倉候よりは關野清一郎、高橋新五郎、本多候よりは楠田郷右工門附添検査係六名を派して検査に取掛れり其日願人らは指定の旅宿に休泊を乞ひたるに板倉候係り役は同村近傍の地に休泊所を假設し池田元締りを優待して諂らい飽迄與八郎の計劃に反對の意を齎らしおれり然るに數日を経て實地の検査を終りたれば池田元締には板倉領の意向を質さんとして關野、高橋の兩名に就き本事業に關し談議に及びたる處之れに應せず尙ほ知多郡に於ける拒否の申出もあれば本

件の裁決に苦しみ赤阪出張所に畝任せり茲に於てか碧海郡阿彌陀堂村より同郡元刈谷村(現今刈谷町元刈谷)に轉住せし伊豫田久右工門と云へるものあり同人は社交巧みにして常に本事件につき板倉領刈谷領の内容を探查し其狀況を密報して與八郎の參考に供しつゝ、ありたるが同領及知多海濱に於て強硬なる態度をとりおる事聞知せしかは之れか一大事ならんこと直ちに與八郎に急報したり同人は種々なる狀況に鑑み更らに方法を變更する之れが得策ならんこと再回赤阪出張所に出頭し曩に阪田元締の賛助を願いたる尾張候に歎願の手續きに關し其承認方願出たる處同所にて聞届ありたれば與八郎は茲に於て大藩の威力を仰き以て本工事の目的を達すべしと考量し先づ教次郎孝助の盡力を求め尾張候の副翰を得んとし赤阪出張所の承認を得たれば上野村隣松寺村に出張し尾張候祖先忠吉公の菩提所なる寺院に臨み歎願の趣意を縷陳したるに同寺院にては夫れに同意し尾張候へ



趣意書を提出するまご、なりたり時に安政四年四月教次郎孝助の兩名も同一趣意書を地方係りの役所へ提出に及びたり然るに尾張候社寺役所にては本件評議の結果與八郎の願意御聽許ありて御副翰御下附となり又隣松寺菩提所代僧幸福寺及教次郎らが曩に差出したる願書も地方係りの役所より添翰御下附となりたれば之れを以て遠州中泉代官へ出願に及びたり。豫て與八郎の出願に對し赤阪出張所に於ても本件は慎重に検査を行ない而して許可の便宜を謀らんごし元締田中東造、手代遍見小重郎、下山謙助方へ屢々實地の検査ありたき旨與八郎出願に及びたる處代官田上寛造公用にて江戸表へ出府となりたれば取所する迄検査延期するの止むなきに至れり。然る後代官田上寛造江戸表より取所なしたれば下山謙助の手續きを以て實地の検査を願出たるに代官は先きに板倉候奉行關野清一郎を召喚し本工事の同意を求むるも清一郎即答するを得ず一ご先づ退

所したり茲に於て赤阪出張所元締阪田芳助は當時遠州中泉の元締りを代務しおりて種々本願の便宜を謀られしも効なく徒らに日月を經過せしのみか。斯くて文久元年九月其筋より實地の検査を行ふべき通知與八郎に達するや代官田上寛造、元締阪田芳助、赤阪元締池田定五郎等、現場に出張ありて水源地を始め大濱茶屋村(現今安城町大字大濱茶屋)方面に到る實地の踏査を終了して取所に就けり。然る後代官に於ては關野清一郎、高橋新三郎の兩名を再び呼出し該事業に關し同意を懇望せるも村民等の反對激烈にして領内に於ては該事業に對しては不利甚大なれば到底圓滿なる解決を見るに至らざるの事由を陳べ而して兩名は代官を退きたり斯くて代官は與八郎等か出願工事の有利なるふとを認め如何にかして之れに便宜の方法をこらんご茲に遠州御倉村御倉久右工門は往古より豪家と呼ばれ代々苗字帶刀を許され板倉領大庄屋職竹内林右工門と縁戚の關係あれば同人を動し



て板倉領に談議なさんと三州御油宿傳馬所問屋年寄大井權右エ門を附添ひ同領陣屋碧海郡重原村(現今知立町大字重原)へ差遣し交渉數回に亘りたるも之亦た不成功に終り空しく皈村し此由代官に上申したれば代官所は願人等呼び出し其旨遂一申達すれば與八郎等は代官の厚意に感謝して退所したり然る後發起人等は既に本事業に身を委ね或は公邊に或は民間に奔走し測量に艱難を其筋へ出願の手續に辛酸を嘗むるふと數年間之れか悉く水泡に皈し落膽するの有様なれり。

#### 板倉領地内神樂山騒動事件

慶應二年五月粟寺村外數ヶ村にては悪水の被害甚大にして住民四散して遠からず亡村の慘狀を免れざるを以て此際排水路の開鑿工事を急遽岡崎藩に再ひ歎願に及ひたれば岡崎領主之れを採用し直接本件を幕府へ進達せしかば同年十月廿五日實檢地查の爲め幕府勘定役大島東一郎、普請役長島新右エ門、同井上廉八

郎、岡崎藩主本多候より代官楠田郷右エ門、外四人先拂同心二人、現場に出張ありたれば願人伊豫田與八郎、同善兵衛、大西東太郎、鈴木利造、木藤八三郎、蜂谷磯右エ門、神尾彦四郎、岩槻藤四郎尙ほ領主よりの命令に依り水路關係村々の庄屋、組頭、數名人夫五十名餘出場し同月廿八日水源地よりの檢査を開始し同日大濱茶屋村地内迄の檢査を了したり。當日は同村本陣中根源六方を檢査係り休泊に充て同夜は同家宿泊に就けり然して翌廿九日板倉候より領分係役紺野權平部下五人を引卒し來り前日に引續き檢査に従事し大濱茶屋村より順次篠目村(現今安城町大字篠目)の南方野田村(現今佐佐美村大字野田)地先き神樂山に進行するや豈に圖らん數千の村民は大集團を組織し竹法螺を吹き鐘を鳴らし竹槍を携へ又は拔刀にて蓆旗を先頭に襲撃し來りたる音響たる騷擾は天地を雷動せんばかりにて測量中の役人に對つて突進せるより第一番先頭の普請役長島新右エ門は渠れら暴民何にを小癩



なご數人を對手に渡合ひ家僕重藏も亦主人危しと見て共に抜き連れ果敢に防戦し懸命遂に主従共に其場を斬り抜けたり此際板倉候代官紺野權平村民一撥の蜂起を見て大いに驚き速かに鎮撫せんご多勢の中を押分け大音聲以て鎮撫に奔走中暴民は紺野を岡崎領公役人ご誤認し左右より棍棒、竹槍、鎌等にて打つて掛かり遂に紺野は其場にて頭部に鎌を投げつけられ數ヶ所の重輕傷を負ひ隨行したる五名の役人も同時に負傷し既に六人の生命危機一髪に瀕せる際本多候の同心數名駆けつけ來り之れを救助したるより六名は辛ふじて其危地を遁るゝに至れり紺野は重傷にも屈せず長島新右工門に對い我れ領分の農民等が斯かる暴動を演じたる段畢竟我が取締上不行届より起りたるものにして之れが只管陳謝する處なりと言上し本日は當村陣屋詰の人員も少數にて取鎮方も急速を得ざれば一ご先づ旅館へ引揚げありたしと述べたれば長嶋普請役は暴舉に出でたる村民

らの行爲に對し嚴罰を處斷すべき旨を命じたり紺野權平は暴民等の退却するご

同時に篠目村、箕輪村(現今安城町大字篠目箕輪の二字なり)野田村、半城土村(現今依佐美村大字野田半城土の二字なり)の村吏を

召集し暴動者の捜査尋問に及ばんとする時に當り俄然暴風襲來するや小石大の霰を降らしたれば如何ごもなすべからず因つて之れを中止し檢査係り役には一

ご先づ旅宿なる大濱茶屋村に引上げんごするの際此騒動の報に接したる本多候奉行牧與七郎乘馬にて組子同心六十餘人を卒いて現場に駆け來れり與七郎は直ちに六十餘人の組子同心を各所に配置し之れが警戒に當らしめたり長嶋其他の役人には護衛の下に大濱茶屋村本陣に皈着せり更に本多候よりは擁護警戒として武頭其他七百餘名を大濱茶屋村に差遣したれば隣區なる宇頭茶屋村(現今矢作町大字宇頭茶屋の二字なり)

大濱茶屋村は忽ち大陣所と化し警固嚴重を極めたり其夜長嶋新右工門には板倉候奉行關野清一郎、代官高橋新三郎の兩名を本陣に召喚し本回の暴動事件に關



し直ちに白洲を開らき取調をなすべき處なるも實地の検査を急くなれば追つて其審問にかゝるべしと示達し而して明日より水路の實測を行ふべきが尙ほ村民らの暴擧に出づるやも計りがたくにつき本多、板倉、刈谷の三藩へ暴民らの取締方之れが警戒を要すべきなりと命じたれば關野清一郎は其命に違ひ直ちに領内の村民に對し嚴重の取締を行ふべく然る上實地に出張ありたき旨を言上せしかは長嶋普請役は夫れにては日時を遷延するの差支へあれば明日より検査を行ふべしと言明したり。茲に於て慶應二年十月三十日警固として本多候家來伊藤八郎右工門、長坂鎗九郎、石堂林太夫、鐵砲奉行千田彌五郎、奉行牧與七郎の五名何づれも乗馬の儘組子同心各六十人宛を從へ奉行都築彌左工門は組子同心廿人を代官楠田郷右工門は同心六人、同今木三郎兵衛は同心六人を卒い(前送)番頭松下久右工門は乗馬にて士分百名を隨へ(後送)板倉候より奉行關野清一郎、

高橋新三郎の兩名廿名を卒い、刈谷藩主土井候よりは百名餘の役夫を繰出し極めて嚴重に前後の警衛を守り騒動地なる野田村より測量を始め犬ヶ坪村(現今佐美村)辨天池に至る検査をなしたり終つて同夜は大濱村鶴ヶ崎(現今新川)岡本兵右工門方を重も立ちたる旅宿所に充て其他の係り役六百餘名は鶴ヶ崎部内民家を宿所に割當て嚴重なる警固の中に何れも宿泊に就きたり。水野出羽守に於ては領内に宿泊の事なれば同候よりは陣屋に數十名の役夫を派し尙ほ必要なる箇所に警固役を置き通行人の用件を取調へ差支へなきものは通行を許し遊出者の外出等嚴重になし警固を極めたり。而して翌十一月三日殘水路筋は犬ヶ坪村辨天池在來の悪水路あり之れを堀廣め高濱村(現今高濱町)地内字蛇拔に至り海面流吐口迄の検査をなし同村高濱神社境内に於て休憩の後左渡利川(現今の横渡)筋の検査を了し同夜大濱茶屋村中根本陣へ皈宿したり、然るに幕府勘定役大島東一郎は數日



を遅れて江戸表を發足し既にして岡崎に着せるを以て長島、井上の兩名は實地の檢査並に神樂山騒動事件の顛末を詳細に言上し而して十一月五日兩名を隨へて實地の檢分を行ないたり、愈々同月十日岡崎宿六供村興蓮寺に於て白洲を開き神樂山騒動事件の審問を開始するに當り板倉領、刈谷領の役場に對し暴動事件に干與したる村々の役吏並に地持總代を伴ない出頭せられたき旨を示達したるを以て當日板倉候よりは代官高橋新三郎が今村(現今安城町大字今村)庄屋次助、組頭仁右工門、百性代甚左工門、地持總代武助、同甚右工門、篠目村庄屋利助、組頭甚兵衛、百性代清右工門、地持總代縫右工門、同清右工門、野田村庄屋平三郎、組頭喜右工門、百性代善三郎、地持總代角右工門、同小三郎、半城土村庄屋直吉、組頭新助、百性代重助、地持總代彌助、高須村(現今依佐美大字高須)庄屋利八、組頭勲三郎、百性代又兵衛、地持總代豊次郎、同半十、小垣江村(現今依佐美大字小垣江)庄屋清左

工門代喜助、組頭小左工門、同平七、百性代儀左工門、地持總代嘉右工門、同久兵衛、犬ヶ坪村庄屋代彌兵衛、組頭竹藏、同清吉、地持總代東次郎等七ヶ村の役人總代を召連れ出頭なしたり次いで刈谷藩主土井謹五郎よりは吉濱村庄屋吉三郎、組頭爲右工門、百性代榮吉、地持總代清七、高濱村庄屋庄好右工門、組頭伊兵衛、百性代新七、地持總代文六、熊村(現今刈谷町大字熊村)庄屋久兵衛、小山村(現今刈谷町大字小山)庄屋平藏、其他二ヶ村の庄屋二名を長谷範吾召連れ白洲に出延せり一同着席するや大島勘定役、長島普請役、井上廉八郎の係り官次に同心頭丸井左一郎、同心十六名列座す大島係官は高橋新三郎、長谷範吾の兩名が召連れたる村民に對し本件の顛末を糺問し並に伊豫田與八郎らが計劃に係る新用悪水路開鑿工事に關し反抗の理由を質したるに一同は其威嚴に恐を抱き本工事反對の理由は新渠を開鑿し悪水を排泄するに於ては下流に沿ふる土地は之れが爲め水害を



免れず洪水の際は一帯の湖水と化する虞あり云々この答辨なれば大島係官は其當を得ざる答申により一同に對し本事業の有利なることを懇々ご説明し且つ暴動事件に關して嚴重なる説諭を加へ以後斯かる舉に出づること無くんば今回は其處罰を特に赦すべし依つて一日間以内に談議を遂げ其旨を申出ずべしご示達したれば一同は之れを受け退却すること、なれり。茲に於て尾張國知多郡鳴海の代官各村の總代卅名を伴ない岡崎興蓮寺に出頭し大島勘定役其他の係役に對し豫て伊豫田與八郎らが企つる悪水路工事の取消しの出願をなしたり其理由とする處は該水路を渠鑿し悪水を流通する時には土砂を流出し海面に洲を生し通船の妨害又は漁業の途を失ない爲めに沿岸村落の亡滅を來すものなり依て該水路開鑿工事は絶対に反對するにありと陳述に及びたり係り役は本願に關しては曩に遠州中泉代官田上寛造より該事業の許可を仰かれたき趣きを以て尾張候

の副翰を付し出願ありたり尙ほ其領地教次郎其他の者より該水路開鑿するに於ては關係沿岸の村々は之れか爲め却つて有利なる旨の同意を以て幕府に許可を願出ありたり依つて出願の理由は棄却すべしご申達すれば鳴海代官は其嚴命に何等拒む處なく退所したり。然るに十一月十二日板倉候、刈谷藩に於ては暴動事件に關し領内の村民を説得せんご奔走するも農民等の態度極めて強硬なれば容易に圓滿の解決するを得ざれば止むなく此旨上申に及ぶの外なく依て關野清一郎は村々の總代を伴ない興蓮寺に出張し大島係役に面接し村民の意嚮を陳述し本件の示談容易に纏まらず徒らに日時を費すのみなれば此際一ご先づ江戸に皈府あらせらるべく然る後關係者の人々を引連れ出府の上可然御答可申上依て數日間御猶豫ありたきを歎願せしかは大島係役には關野の願意を聽許し同月十三日江戸へ皈府すること、なれり、然る後數日を経て板倉候奉行關野清一郎は



領内關係村々の重立ちたる者拾餘名を同道江戸表に出府す尙ほ本多候にては本事件の謝禮言上の爲め奉行牧與七郎外數名を出府せしめたり而して關野清一郎は江戸に着するや巧みに本件の係役に進物を私かに提供して該事件の不調ならんふこを運動せんとし尙ほ勘定奉行筆頭役小栗上野介に刈谷藩土井候親戚の縁故を以て密接に進物を贈呈し以て本件棄却の願等申入たれば之れが爲めなるか板倉領の村役人、總代らを白洲に出廷さするも尋問の當を得ざるに不審を抱きたる牧與七郎は關野清一郎の陰謀策畧に心付き本件取調べを忌避せんこ必死となりて其筋に運動するも意の如くならず憤慨の体にて取調すること、なれり、牧與七郎は江戸を發し道中無事に着藩し江戸に於て尋問ありたる顛末を具さに言上したれば本多候は公用人大野重郎右エ門、木戸太郎左エ門の兩名に命じ該事件の係り官小栗上野介の處置に關し其筋へ本事件の更に取調方を出願したる

に遠州中泉代官へ本件の尋問方を移したり當時中泉代官は大竹庫三郎新任なれば其詳細なるを知らず依つて赤阪出張所元締池田貞五郎に委任することになり然るに敏なる關野清一郎は之れより先き村役人、總代廿名を共に同一手段を以て進物を贈りて籠絡し池田元締は關野らの甘言に赤阪驛の枿屋と稱する料理屋に於いて飲食に耽けりて本件の取調を放棄して省みず其行動に不審を抱きたる伊豫田與八郎は痛憤に堪へざれば直ちに藤川宿大西東太郎、粟寺村伊豫田善兵衛の兩名を赤阪宿に出張を乞い數日間同地に滞在して關野らの陰謀を探查し内偵終つて取村なしたり與八郎は取村直ちに斯かる事件の伏在しあるを岡崎領奉行牧與七郎、楠田郷右エ門に告げたれば兩役に於ては事態容易ならず茲に評議を開らき更に中泉代官大竹庫三郎に本件取調ありたき旨の文書を提出したり然るに慶應三年九月十三日代官は之れを受理したる旨を達し追つて何等の沙汰



に及ぶべく事となりたり時既に慶應三年十二月幕府大政を奉還して王政復古の御世とはなりぬ之れに依つて該事件の自然消滅となれり茲に伊豫田與八郎始め其他の人々が本事業に奔走し苦心する事十九年間の長日月家政を放棄し身を犠牲に供して省ず然かも事悉く水泡に終りたれば各村より罵詈の聲、迫害に及び身邊に雨注したりき。

### 明治初年更に工事の出願をなす

明治元年三河國濃美郡豊橋宿へ駿遠三の三國を統轄せる豊橋裁判所を設置せられたるを以て伊豫田與八郎は本工事の開鑿許可を出願したる處同所日幾千もなく廢止となりたれば其意を得ず此上如何せんご考量中曩に助力の約を結びたる流末海新開地所有主たる教次郎孝助らは計劃の最早成巧を期すべからざるものと斷念し目的を一變して該地を反對側なる板倉領の人々に賣却せんと運動中な

ることを聞知したる與八郎は大いに驚き急遽兩名の所在地に出張し面談の結果該地を金參百圓にて買取るべき約を結び販宅の上該金を策して買々を了したり後ち政府は三河國寶飯郡赤阪驛に三河縣を置きたるより則ち與八郎が買得たる新開用場は同縣の管轄となり依つて與八郎は直ちに同縣に向つて流末海新開場地の再築を出願し其許可を得たり同年九月同所の再築工事に着手するに付き高濱村吉濱村地内か工事上必要となりたれば同村内の畑、藪林の地を金四百五十圓にて買取り土砂築用になさんご既に開墾の半は迄進捗したるに右兩村は刈谷縣の管轄たるより土砂堀割埋立工事に對し之れか停止の下命ありたり尙ほ之れご同時に高濱村里正由右エ門か同工事に周施したる簾により嚴責を受くる處となりたれば同人は困却の餘り與八郎に其件を申出て其處置に就き如何方法にせんご煩悶中刈谷縣にては三河縣より何等かの沙汰あるまで築立工事を中止す



へき旨の達狀に接したれば遂に如何とも詮方なく該工事を廢止するに至れり時に工費額の損害金參千五百兩餘を水泡に舛し去りたり。之れより先き文久年間遠州中泉舊幕府代官へ出願せし際同所役人たりし下山鎌助なるもの、手許迄願書及繪圖面等差出し置きたる處明治維新同人は加納藩に屬し下山重太郎と改名しおりて與八郎と從來の關係上同人に對し更らに援助を乞はんを考慮中同年東京府に民部省を設置ありたれば與八郎は下山方へ出向し該事業の由來を縷陳し援助を乞いたるに下山は以來與八郎の辛酸に太く同情し自分の名義を以て同省に事業の許可を出願したる處願書の文意に不明なる趣きを以て願人に出頭すべき達に接し下山は民部省に出頭したるに本願は曩に岡崎藩主より出願せしものとあれは同人と連合出願すべしと願書却下となりたるを以て下山は元岡崎藩東京屋敷詰公用人たりし寺井充藏方に到り本事業の連合出願の承諾を交渉するに之

れに應ぜず依つて更に方針を變ぜんとする折柄民部省より三河國碧海郡新規悪水路開鑿事業に關し委細聞糺たき儀之れある趣きを以て岡崎藩公用人に對し出頭すべき書狀到來せり之れに當該たる寺井は直ちに民部省に出頭したる處該水路工事に關し答申を辨せざれば同省にては本願の詳細を知得する者出頭すべき達しにより寺井は退所し直ちに急飛脚を以て岡崎元藩士へ其旨を報したれば舊藩士は本事業の實地を知悉する牧與七郎、楠田郷右エ門の兩名を出府せしめんとしたるも牧與七郎は大參事に就官し西京府にあり楠田郷右エ門は又た退隱の身となりたれば恰當の者なく故に伊豫田與八郎を出府せんと同人に對し急速出頭すへき通知を發したれば與八郎は取る物を取敢へず岡崎舊藩主に出頭したるに舊幕府時代より願出に係る悪水路開鑿事業に關し尋問の義に及ぶへきに付其詳細を知りたる者を至急出頭さすへき御沙汰あるを以て本件の御用筋へ舊藩士



となり道中宿繼き急足を以て明日早天出府すへき差圖なれば與八郎の悦び一方ならず辱なく懇命を拜したり然りと雖も自分は不才不學且訥辨にして武家の作法不案内の事なれば其席に至つて嚴正なる態度を以て陳述之れが大切なれば萬端注意すへき精神を以て愈々民部省に出頭の準備にかゝれり明治二年十一月十日同郡粟寺村有我市右エ門外數名を伴ない岡崎宿を出發し旅行中晝夜の別なく歩足し同月廿二日東京府本郷區森川なる岡崎藩邸へ到着するや時を移さず直ちに大參事大野重郎右エ門方に參候したるに該事業に關する水路開鑿の件詳細尋問ありたれば與八郎は其れに對して答申するも出府を急ぎたれば總へての書類並に實地の圖面等携帶の意を失ない止むなく口頭を以て御答をなしたれば大參事は與八郎の答辨を聽取り本願は公用人と熟議を遂げ其手續をなすへしと言命ありたれば與八郎は既往に於ける舊幕府の各代官所へ出願したる事實を述へ而

して本願に關する書類圖面其他の關係書類を作成する必要起りたれば退席五日間滞宿の上凡ての書類を作成し民部省に提出したり然るに同省にては十二月五日舊板倉領重原藩士並に與八郎に出頭すへき旨の達しありたれば兩名は同日出頭したる大に廣間御用席に係り官列座ありて先づ舊重原藩士の尋問に掛りたる處該水路は領内に於ける多大なる不利の開鑿工事なれば領内は絶対に反對したる意見を陳へたり之れに對し與八郎は事業の生む利益の大にして悪水疏通上關係村々の地内に影響するの利潤は勿論之れ莫大なる國益なるに反し意見の異なる必要あらんや思ふに板倉候藩士たりし關係村々は其實測に暗らし深く考量あるへし云々と陳述を終りたれば係官は與八郎の申立つるを可とし双方一と先づ退出を命したり然る後再三召出しとなり出頭を重さねたる結果來春實地の檢査を行ない然る上許否を決定すへき下命にて終局したれば與八郎は同伴者と販



國し村々の關係者に其旨を告げ而して民部省より實地検査の沙汰を屈指待ちお  
りたるに又復民部省廢止となりたれば之れまた辛酸も水泡となり。

斯くて明治五年一月岡崎に額田縣設置となりたる爲め先づ伊豫田與八郎は大庄  
屋の職を廢せられて碧海郡長に任せられ尋いて同縣地券係りを兼務すること、  
なりたるも事業の目的を貫徹を期せん途に其職を辞して自由の身となり更に  
額田縣に工事の願書を提出せし處數日ならずして實地の検査を行ふべき不達あ  
りたれば與八郎ら關係人之れに喜び其日を期待するに同縣より土木係(元幕府)長  
嶋新右エ門検査係となりたれば與八郎は長嶋係官は既に實地の踏査を行ひしこ  
とあれば同係りに該事業の速成ならしむることを衰願し之れに便宜を惠まれん  
こと申出づれば長嶋新右エ門は與八郎が該事業に奔走するふこ二十有年其不撓  
たる精神を感じ如何にかして本事業の目的を貫徹かきめんとせり然るに明治六

年一月額田縣を廢し愛知縣へ編入となりたれば與八郎は又亦願書の無効に嘖し  
たるかを憤慨に堪へず加之長島新右エ門は東京府へ轉職の意嚮を齎らしおれば  
同人宅に臨み本事業の完成を見るまでは同縣に仕官し充分なる援助ありたきこ  
を申出づれば長嶋は家計上の都合等あれば云々と語り之れを諒せしたる與八  
郎は夫れらの計費を補助することになし茲に長嶋は愛知縣に在住すること、な  
れり。

明治六年二月工事許可の願書並に趣意書を愛知縣に提出の後實地検査ありたき  
を出願に及びたる處縣廳に於ては關係村々の熟議を遂げたる上更に出願すべき  
旨を以て實地の検査を行ふこと分明ならざるの達しにより與八郎は落膽の餘り  
長嶋新右エ門宅に臨み此由を陳談なすも同人は當時租稅係りにして土木の關係  
あらざれば目下の處何共致方なく徒らに益なき事に心勞するは不利ならん時機



を待つ之れが得策ならんご訓諭され與八郎も詮方なく長嶋宅を去り坂村の上關係の人々ご語り熟ら既往の辛酸と困難を回想して撓まず工事の目的を貫通せんとするにあり。

### 岡本兵松伊豫田與八郎ご共力し用水開鑿の計劃を起す

元治元年碧海郡大濱村新田字鶴ヶ崎(現今同郡新川町鶴ヶ崎)岡本篠松の子兵松なるものあり同人は都築彌厚翁の所有地たりし五ヶ原則ち石井新田(現今碧海郡明治村大字城ヶ入字石井新田)の土地を買受け此所に移住したるに土地乾燥し水利の不便なるが爲め農作物成熟の見込なく年々旱損甚大にして農民の困苦名狀すべからざるを以て茲に用水の必要を感じ水路開鑿を企劃せんご焦慮し文化年間都築彌厚翁が計劃を起したるも其業を遂ずして終りたる事を知り其舊圖を再興し以て水路の開鑿を企てんと彌厚翁の末族増太郎なるものに其計劃につき屢々談事せしも時運の至らざる處なりき

其後兵松は更に意志を起して工事の測量をなし其出願の手續きを民政局、豊橋裁判所、三河縣(赤坂)其他數ヶの官廳になし拾數年の間東奔西走而かも莫大の費用を投じたるも悉く水泡に収したり茲に明治六年二月更に進んで計劃を再起せんご考量中岐阜縣美濃國の人にして伊藤精一なるもの兵松の計劃を聞知し周旋人杉浦健藏の紹介を以て本事業出願の手續其他便宜の方法あるべき事を語り共力該事業の成功を期すべしとの言に依り兵松は之れを信賴し茲に兩名相謀りて水路の設計を定め則ち西加茂郡今村地内より矢作川を分水し大濱茶屋村、安城村、櫻井村、小川村、藤井村の地内に至る新用水路を開鑿すべく其關係地たる溜池及原野の官地を拂下げ之れを以て良田になさん計劃にて同年五月額田縣に出願したる處本事業は曩に粟寺村外六ヶ村新用悪水路工事に關する伊豫田與八郎の出願したる事業ご稍々同一なる工事なれば評議の結果追て採否を傳達す



へしこの下命により兵松は該事業の水路線とは開鑿を異にしおる旨を陳述し而して願書訂正の上提出し其後の通達を待受たるに同年十一月上旬採用となり同月廿九日を以て實地の檢分を行ふべき達しありたれば兵松等は其準備をなさんと奔走中額田縣を廢せられ愛知縣に合併となりたれば兵松は愛知縣廳に出頭し曩に額田縣を願したる新用水路開鑿工事許可の件に關し實地の檢分ありたき之れが願出たるに縣廳に於ては本願取調べ追て沙汰すべく旨を申渡され然れども水路關係村々の故障有無を糺し更に申出べく下命により兵松は茲に始めて眉を開きしかと喜悅一方ならず急遽坂村して關係村々を一巡し熟議を求めたる書面を認ため縣廳に出頭し上申に及びたる處本願は阿彌陀堂村伊豫田與八郎が出願に係る工事と其趣き同一なれば同人と協力し該計劃を起す之れが利便ならんと示達し依て兩名協議の上連署を以て更に出願すべき旨の命ありたり之れに依

つて兵松は坂村直ちに姫小川村(現今櫻井村 大字姫小川)野村長左工門、櫻井村稻垣鎌藏、大濱茶屋村深津傳右工門、伊藤精一と談議の結果伊豫田與八郎に對し本事業の共同たらんことを求めんと五名同行して與八郎宅に出頭し其筋よりの達しに基き交渉するに至れり然るに與八郎は種々考量する處ありて即答するを能はず後日回答すべき事にて五名は退去せり然る後兵松は共同事業の願書を急ぎたるを以て與八郎に同意を迫りたれば茲に其意を結び兩名連署の願書を作成し直ちに縣廳に出頭せり然るに與八郎は願書提出に先立ち長嶋新右工門を訪れ本願の手續に關し便宜を與へられんことを懇願し而して縣廳に提出したるに間もなく縣令更迭となり同時に縣官吏卅餘名退職となりたれば之亦た無効に坂し更に願書を提出するの止むなきに至りたり斯くて縣廳に於ては再願の件を受理し土木課寺井信臣より出頭すべき達しありたれば與八郎、兵松の兩名は急遽縣廳に出頭した



るに土木課長高原權中屬の係りを以て出願の件に關し詳細なる取調の結果本件は篤ご詮議の上沙汰すべしとの命にて退廳せり明治六年三月廿八日縣廳より生田參事、高原權中屬、安藤土木係員ら實地の検査を行ふよご、なりて現場に出張ありて水路線及開墾地等の檢分をなし尙ほ引續き高原、安藤、木村、近藤の係官が調査測量の全部を終りて販縣なしたり然る後縣廳に於ては尙ほ願人の出頭を命じ兩人に對し本願は曩に幕府が測量したる七ヶ村悪水稜いは相違の点ありて大濱茶屋村上倉池にて二丈五尺堀下ぐる必要あれご其費用莫大なるが爲め故に七ヶ村に命じ願下げをなし而して新用水路則ち今村分用水の計劃一途に奔走すべき旨申渡されたり與八郎、兵松兩名は其命を受けて又もや販村せり素より與八郎は用悪水路開墾の兩願をなすに非ざれごも今兩水路を起すに於ては工事費の支出之れが金策に困難を來すは必然の結果なれば新用水路一途を起工す

るに決し茲に悪水路開墾の願下をなし而して兩人願主ごなり更に同年四月用水開墾許可の出願をなしたるに土木課長三好中屬、高原權中屬、地理係竹内權中屬外五名の係官出張となり幾回か實地の調査ご測量をなし次いて各村溜池の測量を終へ販縣なしたり之れに依つて與八郎、兵松は縣廳に出頭し指令の一日も速からん事を願出たる處本件は内務省にて評議に付するものなれば其結果同省何分の沙汰あるべければ其期を待つべき旨の言命により兩人は販宅するごご、なりたり斯くて縣廳にては高原、竹内の兩屬を内務省に出張を命じ用水開墾の上申に及ばんごするや田邊七等出仕本縣に轉任ごなりたれば今一回實地の測量を行ないたる揚句に上申すへきごご、なりて何日を以て再検査を行ふへきや其日すら確定せず日時徒らに遷延するより與八郎等は茲に碧海郡長市川一貫額田郡大門區長の兩名に縋つて實地測量の請願方之れに力を盡されん事を懇



願に及びたるに大門區長は區外の關係なるも公益事業の事なれば市川郡長と共力奔走すへしとて兩名は直ちに縣廳に出頭し與八郎兵松らが願意の事情を縷陳し實地の測量速成ならしむる願出に及びたる處縣廳に於ては事務の多端の折柄にして殊に内務省よりは諸規則改正の發布あり之れが爲め更に事務の多忙を加へ居るを以て急速たる運ひに至らざる旨の言命なれば市川、大門の兩名係官に對し強いて急速の檢査實行を期せられたしと述へ然る上は我れらに於て相當なる應援すへしとまで陳情に及ひたれば縣官は其意を解し勿々檢分を行ふべきことを遂に言明せり斯くて明治八年九月田邊七等出仕、室橋權中属、實地踏査の爲め出張ありたれば願人らは係り官の休泊所を宇頭茶屋村(現今矢作町大字宇頭茶屋)高井善一方を旅宿に定めたり其翌日より實地の測量にかゝり數日ならずして實測の精査を終りたり而して係り官は用水關係村々の重立ちたる人々を高井方に招きて其

意向を訊し故障の有無を質せしに數ヶ村の反對者ありたるも吉濱村(現今高濱町大字高濱)は飽迄用水開鑿の不利なるを主張し反對の位置に立ちたるが係官は吉濱一ヶ村が之れに反對するに於ては相當の處置になすべき事を嚴達せしかは同村民は大いに驚きて遂いに服従することとなりて一同退散せり係官は與八郎、兵松を呼出し測量中の狀況を談じ曩に差出したる願書に添ふ細密なる測量書なるものを差出すべき旨を命して坂縣したり斯くして兵松、與八郎の兩名は係り官の命に依り測量書作成するに先立ち尙ほ精審なる踏査を要し之れに従事しおるも水路筋長幹にして行暮れたる時は坂村し能はざれば最寄の宿屋に一泊を乞ふも該工事の係り人と認められたる時は止宿を謝絶さる、有様にして兩人の困難一方ならず餘義なく其事由を縣官に陳述し其便宜方法を願出たれば係官は關係村々の戸長に其注意方依頼したれば戸長役場は各旅宿へ其旨通知に及ひたれば漸くにし



て止宿すること、なれり斯の如き唯々理否を辨せずして該事業に反抗し或る場合に於ては暴舉に出でんとするを以て之れが防禦の策をなし茲に六十日間餘を費やし測量を終り漸く本書を作成し縣廳に差出したり然るに猶ほ金主との間に於ける約定連印書を差出すべき旨の達しありたれば願人らは岡崎宿に急行し八帖村木戸八三郎方を訪れ同人に奔走の勞を依頼し次いで能見、田中勘七郎、籠田、村松惣九郎、連尺千賀傳三郎方に臨み金主約定書の連印を談じたるに千賀は旅行中、村松は岡本兵松に對し金參百圓を貸付けあるも其元利の返済をなさざる怠約を憤り之れが完済すへき請求により與八郎は此件の爲め連印整いがたきなれば何れにせんと思案の結果村松方を一時退去し同家の親戚なる六ツ名村蜂谷磯右工門方に出頭し村松の調印方奔走の依頼をなし而して兵松借用金に對しては元利計算の上全額を與八郎名義の借用證券を作成し本證を村松に差入れ

而して金主連署の調印を乞い同夜稻垣鎌藏、田中七兵衛の兩名に托し縣廳へ差出したり其時明治八年十二月廿日なりき、然る後願人其他の關係人等は多年の辛酸と困苦の結果之れに願書の手續きを完了なしたれば一同の悦び一方ならず新春を待つて工事に着手するならんと楽しく期待しおりたるに明治九年一月鷺尾縣令職を辞し安場保和本縣令となり同時に縣官の移動ありて本事業に干與されし係官らの退職となりたれば之れまでの手續き一切は又々無効に皈せしならんご落膽する處となれり而して發起人は事業企劃して以來幾萬の巨額を投じ數十年の久しき辛苦したるも一として其功を成さざるは我等不運の致す處なるかご嘆息したるも斯くてはならじと與八郎、兵松の兩名は實地測量の當時交情を賜はりたる元高原權中屬の退官の挨拶を兼ね以後に於ける再願の方法等につき便宜を願はんと同家を訪れ懇談せし處高原は自今本事業の出願に關しては本



回着任したる土木係黒川治愿を訪問し本事業の詳細を縷願し便宜を願ふの外に手段なしとの懇篤なる談示により兩人は直ちに黒川治愿方に出頭し事業の縣意並に既往に於ける出願の事情等縷陳したるに黒川は與八郎らの辛酸を嘗め身を犠牲に供し誠意を以て事業の目的を貫徹せんとする精神たるに感んじ願意の趣き何づれか便宜の方法を與へん暫くの間待受くへしと親切なる言語に兩名は深く本懷を縷陳して同家を退きたり然る後同年三月黒川治愿は荒木謙三、近藤金十郎の三名共に實地の測量を行ふべく現場に出張ありたり斯くて係り員には宇頭茶屋村高井善一方に止宿し其翌日より水路開鑿線の踏査を始めたり、然るに元高原權中属には東京府へ歸省の順次同村に立寄り黒川係官の宿所を訪れ與八郎等の計劃事業の來歴及び曩に自己が實地の檢分をなしたる詳細を物語りたれば黒川は之れを參考とし第一矢作川筋の測量を順次水路の檢分を終りたれば茲

に關係村々農民の意向を取調べんとし先づ區長市川一貫をして各村の承諾を求めむべきを命じたるに區長之を受け岡本兵松外村々の周旋人を伴ない一巡したる處高棚、犬ヶ坪、吉濱の三ヶ村が苦情を申張り其求に應ぜざれば市川一貫は止むなく此旨縣廳に上申に及びたり然るに於て縣廳は該三ヶ村農民の重なる者を召喚したり(當時縣廳は東別院内にあり)此の呼出しに接したる村民數名並に岡本兵松共に縣廳應接所に出頭せり然るに寺井土木係は呼出人に對し末件につき懇々説示するも應ぜざるを以て止むなく此旨黒川係官に通知したれば早速出席ありて該用水路の開鑿後早損被害の地に用水を灌漑せば其災を免れ良田と化する之れが有利なることを詳細に説命せしかは一同は之れにて承諾する處となり退席を命じたり然る後兵松等は官威に恐怖し一ト先づ安堵の思いをして歸村の上關係の人々に其旨を話らい工事着手の期を待ち祈りおれり。



同年七月縣令安場保和郡内視察の爲め出張の途次大濱村に止宿せられたる際用水路開鑿事業願人等に面接の沙汰有たれば願人等は同地に出頭したる處當日は縣令迎送の爲め非常なる混雜を極めたれば翌日面接すべき旨黒川係官の指命により明日を以て其沙汰を受くへしと當夜同地に泊し翌日縣令に隨從し高濱村(現高濱町大字高濱)に着し正午休憩の際面接を得たれば縣令は發起人らの該事業に關し特に賞詞ありたり終つて縣令には同村より乗船し知多郡半田港に向はれたり次いで國定大書記官郡内の巡視あり順路安城村に(現安城町)に休憩の際事業の視察ありて發起人ら有利なる計劃を賞し大濱村鶴ヶ崎(現新川町鶴ヶ崎)より知多郡を経て歸縣の途に就けり。

斯くて水路の測量も終了し尙ほ關係村々の故障も打解け本願に關する手續をなしたれば黒川治愿は本工事上申の爲め内務省へ出向され然して同年九月許可の指令に接したれば與八郎を始め關係の人々らの喜悅言語に盡せず指令を手にして雀躍する處なりき。

### 工事費金策に奔走し又復辛酸を嘗む

用水開鑿工事許可の指令ありたるを以て願人等は起工の準備に取り掛らんごするも茲に又工費金策問題の困難再發したり該金策に關しては豫て約束しある村松惣九郎、千賀傳三郎の兩名より金主の違約ありたれば如何せんご焦慮し既に縣廳へ請書を提出しあれば此處置に困難し與八郎、兵松は田中勘七郎方に赴き此旨を語り同人出費の増額を歎願したるも勘七郎は工事總額五卜迄の責任を負擔すべき事なれば村松、千賀の兩名に代るべき財主は他に求めらるへしこの言なれば與八郎は之れに代るべきものを探求せんごせるに縣廳よりは工費金調達の上着手の督促なるを以て願人らの煩悶一方ならず與八郎は周旋人を伴ない名



古屋方面に出張し兵松は數名の周旋人と共に鳴海驛を始め名古屋幅下方面に次いで美濃國岐阜、大垣、其他の各地を隈なく探求せんと奔走したるも賛成するものなければ如何にせんと苦心し尙ほ静岡縣より東京府地方まで手續を求めて申込みなすも之れまた何等求むるものなく然るに與八郎は尾張美濃の二國へ再び出張し拾餘日間滞在して東奔西走するも意の如くならず止むなく名古屋區に歸宿中黒川係官岡崎に出張ありて金主並に起工着手等に關する示達すべき旨の報ありたれば與八郎宅は本人の所在地に急報したれば與八郎は急遽岡崎に歸り直ちに田中勘七郎宅に臨み黒川の示達ある趣きを申告ぐれば勘七郎は與八郎と共に黒川係官に面接し金主の契約は五ト出資の責任を全ふすべき事を確言し而して村松、千賀の兩人の違約ありしを陳述せは黒川治愿は兩名の冷淡なるを笑語し之れら二名に代るべき金主を求め至急工事を開始すべき事を嚴命して歸縣

せり然る後與八郎は日夜寢食を忘れて金主の探索に奔走するも何等求むる處なく思案に暮る中更に舊領主本多候は本事業の計劃たるを知悉しおるを以て同候に賛助を求めんと明細書に地圖、指令書を携帯し東京なる本邸に伺候し本件續願したるも家令の意見を異にし爲めに賛成を得ず茲に與八郎は遠足の旅行を苦心したる甲斐なく空しく皈國するの止むなきに至れり皈村後紀州候、藝州候、尋いで水野出羽守まで賛成方申入れたるも之亦謝絶されたる處ごなれり然るに於て與八郎は熟ら既往に於ける幾多の辛酸と艱難を嘗め巨額の資産を投じたるの結果本事業の指令となりたるも今更私財は盡き工費金に窮したれば止むなく他力を仰いて工事に着手せんと粉骨各方面を奔走するも一として求むる處なく此後は如何なる方法に頼んと煩悶の中に尾州鳴海驛に小菅仙太郎と云へる者あり同人は與八郎らが用水開鑿工事費に窮しおる事を聞き之れに便宜を與へんご



與八郎の所在を訪れ本事業の現況等を聞查したる結果該業金主として大阪府に適當なるものありと語り誠意を以つて運動の勞をこるべしとの親切なる言語に與八郎は恰も地獄で佛に遇いたるが如くに喜び同人に只管此盡力を頼み同地に達する萬事の旅費を整へて岡本兵松を同道せしめ大阪府に着したるに恰當のものなく事實無根の行爲に欺かれ兵松は空しく販國し其始末與八郎に物語り兩名は渠らの奸策に憤慨したり更に進んで三河を始しめ尾張、美濃、近江、伊勢其他の國々へ向つて出發し狂氣の如く奔走したるも其意を求むることを得ず悉く水泡に舩したり茲に與八郎兵松らが工事費金に窮し金主探求に八方奔走しおるも之れに援助するもの一人としてなく困難の有様を聞きたる市川一貫は兩人らの艱難見るに忍びず如何にかして援助するの途を開かんと一貫は突如名古屋に出張し同區長吉田録在方を訪問し與八郎兵松らが計劃したる用水開渠工事に

關する金主周旋方を懇願したるに吉田區長之れを諒し同區伊藤治良左エ門に就き賛成方交渉したるも効果なく次いで尾張候を始め二三の有力家に之れが賛同を求めんと運動したるも同じく効果を得ざれば尙ほ他方面に向つて運動せんことを求めんと先づ販村せり然るに縣廳よりは黒川治愿、有高屬、岡崎へ出張ありて願人らに對し木工事の徒らに日時を遷延し今に着手の運びに至らざる事由につき詰問あり工事の着手到底見込なく依て官廳に却下願の手續きをなすべしと言命により與八郎は之れに驚き係り官に向い最早金主の賛助を求め得らる、なれば尙ほ數日間猶豫ありたき旨を只管歎願なしたれば之れを許して販縣せり、然る後與八郎は何時になりて財主の求むらる、や斗りがたく百方苦慮する中本郷新堀村(今現矢作町大字新堀)本多兵三郎は從來の親友にして相當の資産もあり同情心深き人なれば同人の助力を仰ぎ金主の賛成を求めんと不圖心付き直ちに兵三郎方に出



頭し工事の詳細を談じたるに兵三郎は與八郎が此際の困難を助力せんと自ら金主に賛成し其他の金主を探索すべしと親切なる言語に與八郎は兵三郎に深く依頼の言を遣して岡崎に暇宿せり然るに又復縣廳より工事着手に關する嚴達ありたれば願人らの困難一方ならず茲に岡崎に於て金主の談議を開き田中勘七郎、木藤八三郎、本多兵三郎、中根祐の四名を財主となし而して一時開鑿水路の法變更の議を起し既定の水路鑿底の三間巾を二間幅に縮小し而して資金充實に及んでは原形の計劃に復し試鑿着手の願書を提出する事に決し之れが作成五名連署の上縣廳に差出したり之れに依つて縣廳は明治十一年三月十八日附を以て許可し同時に目論見帳工事着手心得に關する約條書を下付されたり今茲に其條項の寫を掲ぐ

第一條 加茂郡今村地内より碧海郡里村(現今安城町大字里)地内東海道に至る場所は差許し

候得共右以外の義は資金全備の上猶出願許可を経て着手可致事

第二條 工事施行及經費受拂の順序は渾て官の差圖を可取事

第三條 工事の義別冊目論見帳及最初差出したる約定書繪圖面等に據るも雖も若し村方臨時難澁の義出來候節或は工業上差圖を生じ事情不止得べきは經費の増減に關らず渾て官の指圖に應じ臨機改造増築等可取計事

第四條 工事並に開墾共整頓の上該水路に關する橋梁樋管及川浚等の費用は永々右開墾地主より支出の約定なりと雖も該水路等渾て自儘の取計決して不相成候心得違無之様可致事

明治十一年三月十八日

## 愛 知 縣

則ち同月十八日縣廳より黒川治愿上泉信察の兩屬事務監督の爲め現場に出張あり

りたれば同月廿日加茂郡今村(現今西加茂郡母町大字今村)碧海郡渡刈村(現今上郷村大字渡刈)の兩村河合池よ



り鴛鴨村(現今上郷村大字鴛鴨)地内に至る間は深堀工事にして多數の人夫を要するを以て之れが請負入札に付せんと宇願茶屋村(現今上郷町大字宇願茶屋)高井善一方を開札所として近郡の各町村及名古屋市街の各所へ入札廣告を貼付したる處多數の請負人來集し工事請負入札を行ないたり然るに黒川治愿は願人らに對し金參萬圓の工費額は水源より東海道筋迄に於て支拂ふ豫算を以て工事に着手すべきことを金主等に談事すべしこの命なれば兩人は田中勘七郎、本多兵三郎に此旨を談したるに兩名は其出費の増額となりしに異議ありて之れに應ぜざれば止むなく與八郎は又も苦慮し其事由を係り官に陳述したるに黒川治愿は直ちに金主の一名を宿所へ呼びて今回願通りの設計にては事成就しがたければ金參萬圓を調達して東海道迄の工費として支拂をなし又た其下流開鑿に就き工事金差支を生したる場合は何つか配慮するの餘地もあり現今の處工事に着手せんとする二間幅の開渠にては用

水不足し流水排泄に支障を生ずるを以て二間幅の開鑿を要するに件ないては該金額を調達すべき旨を懇諭したる處兵三郎は其言命に應ぜんとするも勘七郎は即答に苦しみ追て答申すべしとて一時退席したり然る後兩名は別席に於て相談中議論沸騰し該契約を解かんとする事件に至りたれば同席の數名は之れが調停せんと仲裁に立入たるも圓滿の解決に至らずして勘七郎兵三郎の兩名販宅せしかば係り官は該金額の充實せざるに於ては本工事の完全せざることを推測し憤怒の体を以て俄かに販縣したるに與八郎兵松らの狼狽一方ならず然るに多數來所せる入札人らは開札の時間遅しと騒ぎ立つるも之れを如何ともする能はず唯々途方に暮れおれり茲に木藤八三郎は與八郎兵松等の當惑を見るに忍ずして仲裁に立入り田中勘七郎に面談し従前の金主として賛助あり且つ縣廳より懇諭ありたる金參萬圓の工費額の支出方を懇談したるに勘七郎之れに應し出資するこ



ごとを諾したるを以て八三郎は與八郎らに對し圓滿なる解決に至りたる事を語り  
 たれば與八郎は名古屋に急行し黒川治愿宅に出頭し工事費増額の議を決し工事  
 に着手すべきを以て再び現場に出張ありたしと申出たる處黒川は本工事の完備  
 せざるを疑ひ與八郎の願意を聞入るへき模様だになかりしかば同人は暫し悄然  
 ごとして再陳する氣勢を失ひたるが之れにて空しく暇村するに於ては事業の水  
 泡と期すべくを憂慮し更に黒川に對し以來は一命を抛つとも必らず工費金を完  
 備し事業進捗に努めべく然る上叶はざる時は如何様なる仰せにも隨ひ事業の却  
 下願を致すべく依つて之れか聞濟みありたしと歎願するを於て流石の黒川も與  
 八郎の心情を諒察し承諾を得たれば與八郎は宇頭茶屋村藤屋方へ暇宿したる處  
 兵松一人か待受おりたれば黒川の快諾ありしこと其他の條件を語らひ之より與  
 八郎兵松の兩人は即時金主の賛成者を探求せんと名古屋方面に向つて出發せり

斯くて明治十年頃本工事の金主方を依頼しおきたる名古屋幅下中島彦三郎方を  
 訪づれ官の許可を得最早工事に着手するを以て金主の賛同ありたしと申込たれ  
 ば中島は市川一貫並田中勘七郎に面談し熟議の上賛否確答すべしとの言により  
 早速市川、田中の兩名に出張を乞ひ中島に面談したる處結局不成立に終りたれ  
 ば其旨紹介人たる加藤善富、太田秀硯の兩人に談合せしかば兩名は更に同區幅  
 下渡邊小市方へ申込たるに同人は莫大なる資金に怖れ賛成するを得ざりき次い  
 て同人の紹介を以て大阪府下渡邊村渡邊家に出張し詳細を懇談したるも其意を  
 容れざれば止なく暇國なしたり茲に於て與八郎兵松は東西に向い奔走するも雖  
 も何等求むる處なく如何せんご兩人は思案に暮る、中名古屋旅宿にて同宿した  
 る美濃國土岐郡土岐村伊藤信四郎なるもの豫て與八郎らが計劃中の用水開鑿事  
 業の詳細を聞き得たき旨を以て訪れ來りたれば與八郎兵松は工事方法を具さに



陳べたるに同人も事業の有利なるを認め賛成すべしとあり而して金主の周旋もなさんと與八郎同行岐阜に出張し同地の富豪たる敕使河原其他二三の有力家に就き金主賛成方申入る、も之れにて失敗に終りたれば同地神戸直七に運動方を依頼しおき進路大垣宿に出て同地の富豪家に手續を求めて交渉すること數日に涉りたるも一として整はず斯くする中旅費皆無となり寢食もなす能ざるの窮狀に迫りたり茲に與八郎は千苦萬難に屈せず八方を奔走すること數十日に及ぶと雖も一の成功を得ざるは不運の致す處なりと煩悶焦慮すること一方ならず豫て黒川治愿の嚴命なる誓言の條件を履行せざるべきは事業を官に差出し却下となるべき事なれば幾十年の艱難辛苦と巨大の資財を費やしたる之れが悉く水泡となり今更金策を求むる途も絶へ到底事業の成功を期すべからず之れに依つて與八郎は運命の果てならんと悲惨の極に達し最早此世に生存して衆人の笑を受け

恥辱を瀝ぐよりも寧ろ一身を亡きものにし泉下で該事業の成功を祈らんと其意を決し木曾川の邊りに進み家族等の生涯を案じ又は恩情の人々に辞世の言をのこして流水に身を投ぜんとする刹那懷中より書字の紙一葉が地上に落ち之れを拾いあげ見れば尾張國、福、加藤、と記載しあれば之れぞ死命の助かりしならん該書紙は宇頭茶屋村に於て入札の當時面接したる加藤太兵衛ならん同人は篤實にして公共心あること黒川治愿より傳聞しおれば尙一回奮起以て同人を頼らんと木曾川の沿岸を發足し名古屋に着し長者町菱屋佐兵衛方に到り同夜加藤太兵衛現住地に出張せんとするも懷中無一文にして目的地とする何れの地なるや行路不明なれば止むなく同家に泊したるも宿料の支拂に差支へ剩さへ從來の宿料未拂にて借用嵩みあれば之れら支拂にも苦しみ如何せんと思案し金策方に困難しおりたる處宿屋廻りの按腹業者入來り與八郎と雜談中苦心の体を察し



販宅金五圓を調達し來りて與八郎に貸與へたれば其喜び一方ならず按摩業者の親切に感泣し同夜一泊し拂曉目的地なる加藤太兵衛の所在を向つて出發したり。然るに同人住所地不明にして尾張國、福と呼ぶ一字のみにては如何なる方面に向つて探查すべきかと苦心の末些細の心當りを辿りて海東郡福田村に到りたれば同村内を尋ね廻りたるも太兵衛に必適する人更になく途次同村旅人宿に立寄り休息中同家の主人に就き詳細を尋ねたる處海西郡に福原新田と稱する村落あり同村の加藤太兵衛と呼ぶ人當家に宿泊せし事判明せしかは與八郎之れにて安儲し重さねて行路、里程を問いたれば津島の西北方約六里を距れりと云ふ直ちに同地を發し其夜中途に泊し翌日福原新田に着し加藤太兵衛方を訪れたる處同人の在宅にして面接する事を得たれば與八郎は工事着手するに當り該費額の金策上に關し詳細に陳述し而して本工事の金主となり目下の窮狀を憐み援助あり

たしと偏に歎願するを以て太兵衛は與八郎等の現状見るに忍びず直ちに金參千圓を支費するに至りたれば與八郎は深く悦びて太兵衛の厚意を拜謝し一と先づ岡崎に販着し出張中の狀況並に加藤太兵衛の賛助を得たる事につき田中勘七郎、岡本兵松其他の人々に語りたれば一同は漸く愁眉を開きたるが如き思ひをなしたるが之れにて工事費の充實せしにあらざれば尙ほ引續き金主を求めんと考量するも他に申入れんとする者なければ與八郎は再び加藤太兵衛方に出張し工費額の未だ不足なることを述べ之れを補ふべき金主の盡力ありたきを懇願せしかは同情心深き太兵衛は與八郎の依頼を諾し直ちに名古屋區の知友二三に交渉したる處賛成の意なければ更に實家なる海西郡山路村黒宮許三郎へ其旨談事に及びたれば許三郎は太兵衛の言談に應じ茲に金主となり呉れたれば與八郎は安儲の思ひにて急遽岡崎に販り關係者一同に對し其好果を告げ而して試掘



着手の受書に關し其筋の注意もありたれば該約定書に準據し工事着手の請願書並に約定書を作成し之れを金主と同道縣廳に出頭したるに黒川治愿は願人等に對し本願書に於ては未だ設計の費額完備したるを認められず依つて既定の工費額に達するまでの金策をなすべし若し他に金策をなすべき所なければ舊尾張候に於て賛成し吳る、やも難斗につき同候る其手續きを求めて歎願すべしとの懇示なれば與八郎兵松は其方法を講ぜんとし先づ加藤太兵衛に依頼し同人を尾張候に出頭方の奔走ありたきを申談したれば太兵衛は之れを諾し早速出府の準備を整へ岡崎を發足し數日の旅行を無事に東京着したり當日尾張邸に伺候し本工事の詳細を陳述し工費額の金主として援助ありたきふごを願出たるも聞届けられずして空しく返國したり斯くて願人等は開鑿工事の着手許可を待ちたるが何等の通達なきに依り縣廳に伺出でたる處黒川係官は該工事見積高の半額を

證據金として縣廳に納付するか若くは不動産物又は公債證書を差入るか或は舊大名なる藩主を願人に加ふるか何れか其一を出でざる時は工事着手の許可を與ふる事能はざるべしこの命に願人等は大いに驚き之れに當惑なしたるも止むを得ず田中勘七郎其他の金主と此旨談じたるに一同も驚入り黒川の命令其當を得ずと憤慨し之れまで工費額の金策に困難せしむと言語に盡せず加之諸大名の候邸に歎願せしこと數回なるも其甲斐なき事は黒川に於ても其事情を知る處なるに抵當物件、大名連署等につき此際方法の運ひつかず如何せんこと一同當惑なし木藤八三郎に向つて該方法を懇願したるも同人も事の重大なれば即答すること能はず止むなく區長市川一貫に本件の處置に關し考量方依頼したるに一貫は抵當物件の二三分を納付するに於ては縣廳へ出頭し其係りに懇願すべし若し係りに於て聞濟みなき場合は縣令に直接陳情し着手の許可を乞ふへしとて一貫は態



々勘七郎方に赴き篤と談事したるに勘七郎は之れを承諾するこそ、なりたれば即日一貫は木藤八三郎、岡本兵松、伊豫田與八郎等と共に縣廳へ出頭し本工事着手に關する證據金納付の件之れが減額ありたき事情を陳述したるも之れを許さず五卜の抵當を具備せざれば着手の許可を與ふる事を得ざる旨に一貫も詮方なく縣廳を退却し然して一同は岡崎に於て談議を開きたるも田中勘七郎は此上の増額物件は諾しがたく議論起りて解決に至らざれば一貫は一同に對し本工事の末だ時の至らざるものと斷念し最早事業を官に提出して願下する之れが現下の得策ならんと懇諭せし處兵松其他の關係者も一貫の説命に其意を決したるも兵松は工事計劃以來の費用莫大にして現に三千圓餘の負債を生しあれば該借入金を官の恵みを以て償却方の歎願を申出たく之れを一貫に頼み入れしかは與八郎は熟考の結果該證據金豫納一件のみにして其金策不可能に終り今茲に事業の

却下を官へ願出るは數十年の辛酸艱難は悉く水泡に歸せん加之茲に於て事業の目的を遂行せざる上は衆人より誹譏を受くるよと夥大ならん依つて一身を抛つとも尙ほ一回の奔走をなし之れを策すべしと發言したれば兵松、八三郎は之れに二三の問答をなし結果三名は一貫の所在に出頭し與八郎の心意を談事したれば一貫は其意を諒し一ト先づ八三郎、兵松と共に歸村せり然る後與八郎は海西郡福原新田に出張し尙ほ一回の援助を乞はんとして同地に向つて出發し即日全村加藤太兵衛方へ到着したる處同人は伊勢國桑名近在に旅行中のここのなれば直ちに同地へ急行の中途日没となりたれば進路の方向に迷ひ止むなく其夜を中途に明し拂曉太兵衛所在地なる三都新田に着し同人と面會するを得たれば與八郎は直ちに縣廳よりの嚴命たる工事費設定の半額を證據金として豫納すべき件に付き困難せる状態を具さに語り尙ほ一回の助力ありたきを歎願申述べれば太兵



衛は之れを諾するも雖も本件は田中勘七郎其他の關係者に熟議の結果其出費額を決すべしと若し不足を生ずる上は黒宮許三郎と共同出資調達せんも太兵衛所有の田地壹萬圓を賣却する準備をなすべしとの言に依り與八郎は太兵衛の厚意に感泣し之れにて安堵の思いをなし岡崎に向つて發足したり然るに加藤太兵衛は翌日抵當物に充つべき地券證數百枚を携帶し岡崎に到着あり田中勘七郎外一同と面談の結果出資額の分合協議を遂げ茲に於て圓滿なる約定を結びたる處に至れり。

今茲に金主と願人の約定書を舉ぐれば左の如し

約定書

第壹條

一三河國加茂郡今村ヨリ新用水路掘割經費出金並ニ各村溜池床地八十六ヶ所不

毛地五ヶ所反別配當ニ付各自左ニ條件ヲ盟約スル事

第貳條

一金七萬五千七百四拾圓餘

目論見金高

此内

凡金壹萬五千圓

從來井水ヲ以テ用水ニ仕來候村々ヨリ金員人夫差出候筈

此分

五分	田中勘七郎
貳分五厘	加藤太兵衛
壹分	黒宮許三郎
壹分	本多兵三郎
五厘	中根祐



右之通約定ヲナスト雖モ經費増減ノ節ハ右分合ニ準ジ各自金主ヨリ出金可致事  
 第 參 條

一 用水路成功ハ願主貳人ノ者ヘ是迄雜費及以來盡力料トシテ無代價御下渡相成  
 候開墾地總反別之内十分一並助力分ニ可相當反別ヲモ十分之一ヲ分與シ其余  
 ハ悉皆金主所有タルベキ事  
 但シ開墾入費ハ各自出金之事

第 四 條

一 經費之義ハ第二條之通り都テ金主ヨリ差出シ成功ノ上第三條之殘地則開墾總  
 反別ノ十分ノ九ヲ以テ各自出金高ニ應ジ相當スル事

第 五 條

一 開墾地配當ハ各金主發起人等協議之上地位之等級價格ヲ定メ公平至正之法ヲ

設ケ反別ヲ應分スル事

第 六 條

一 經費操出之義ハ御指令之日ヨリ二十日間ノ内ニ出金高貳分金ヲ差出シ殘八分  
 金ハ其翌月ヨリ入用高ヲ割合毎月二十日限差出可申事

第 七 條

一 經費出納ハ必ズ土木係官員ノ檢査ヲ經テ取扱ヘキ事

第 八 條

一 工事着手之義ハ御指令ノ日ヨリ十日間ト相定候事

第 九 條

一 以後金主新規加入候節ハ各金主熟議ノ上縣廳ヘ伺テ經テ約定取結可申事

第 十 條



一以來碧海郡原野地開墾ニ付用水ノ爲メ水路切廣ゲ等ノ節ハ今般開墾ノ地所々有ノ各主協議ヲ盡シ候上縣廳へ出願可申事

第十一條

一第六條ノ約定有ト雖モ若出金期限ヲ誤ルカ或ハ此箇條ニ違背スル者ハ其期迄ニ差出シタル金員ヲ沒收シ經費ニ充テ除名ハ勿論其節ニ至リ何様ノ條理申立ツルト雖モ此條約違背致間敷事

右之通り盟約承諾候ニ付此證書各通ヲ製シ一同記名調印ノ上壹通ハ之レヲ縣廳へ捧ゲ金主發起人共各壹通宛所持シ相互ニ違約致間敷依テ爲取換約定證如件

明治十一年十月

三河國額田郡岡崎能見町

金主 田中勘七郎

同國 碧海郡新堀村

同 本多兵三郎

尾張國海西郡福原新田

同 加藤太兵衛

同國 同郡山路村

同 黒宮許三郎

三河國額田郡六供村

同 中根祐

同國碧海郡阿彌陀堂村

發起願人 伊豫田與八郎

同國同郡元石井新田

同 岡本兵松

備考



開鑿當初に於ける工費の豫定金額は前記七萬五千七百四拾圓餘にして田中勘七郎外四名の出金する處なりしも明治十三年より同十七年に至る間に配水料として六萬千貳百五拾圓餘を工事費に支辨せり之れを合計すれば約十四萬圓餘の工費額なりしと云ふ。

### 金主と願人の約定成り工事に着手終つて成功式を行ふ

斯くて明治十一年十二月工事着手請願書に抵當物件を添付し縣廳に出願したり然るに同十二年一月十六日開鑿許可の指令ありたり同廿八日水路開渠の工を起し縣廳より土木係官員荒木謙三濱島豊青山徳謹、榊原林深主任となり黒川治愿之れを統轄し加茂郡今村地内開鑿口より測量と同時に場割入札を行なひ工事に着手したり茲に於て與八郎、兵松らが積年の困難辛酸も漸く其効果を顯らはするに至れり尙ほ其當時に於ける工事成功方法等に對し其概畧を左に掲ぐ

西加茂郡今村地内矢作川分水口を水源となし其開口に幅四間長十五間の杵樋を伏せ込み置き之れを一番杵となし扉を開き用水を引入れ或は矢作川洪水の際は之れを閉ち流通を斷ち障害を防ぐ其傍矢作川に千間の長幹なる堰を鎮石を以て築上げ水量嵩み其爲め堰扉を投げ此扉を設くるときは出水の際は自然と扉を閉ち矢作川へ吐出し之れが妨害になる事なし碧海郡渡刈村地内に至り幅四間長十二間の杵樋を伏せ込む之れを二杵と稱し洪水の際一番杵樋破潰するとも之れを以て防禦するの備なり此一番二番の杵の間に於て暴雨急水等にて山谷より落水烈しく悪水溢る、を矢作川へ吐出する杵樋を設置し次に渡刈村上の切郷の入口に至つて三番の杵樋を伏せ之亦洪水を防ぐの備なり次に鴛鴨村地永覺新郷の境に至り字大岨と唱へる地三百五十間は谷田にして該田底深き泥濘にして植付耕作とも古より泥底に丸木を架埋して農作をなす地なり其長線に數卅間高二丈餘



の幅十間に築上げ之れに底幅四間の水路造り用いたる土砂は鴛鴨村地内に關したる長幹の穿土及永覺新郷に關する堀土悉く用い盡し其他右兩村地内の山林等取崩したるヶ所夥敷之れが土砂運搬費用も隨て莫大なり最も此築上げ水路の横向寄は隣松寺村始め十五ヶ村に關する郷立ちにて何れも田畠の耕地なり故に此所破壊に及べは右の耕地忽ち滄海に化し危難のヶ所に付須らく念を入れ堅固に築ける故に本事業中第一の工事なり續て永覺新郷、國江村、上村地境に前の大岨に準んじたる嶮岨なる谷坂あり此横向寄り前同所の村落にして此地所埋立水路を起す事業は上村、新郷、の兩村地内新用水路に關する堀土悉皆船取りを以て埋立て水路となせり次に下村、上村、馬場村、粟寺村に關係たる地内より知立用水と唱へたる分水路を開けり後ち之れを西井水路と稱す右は向寄り十八ヶ村に渉る水路なり次に廣畔新郷地内に及び里村、大濱茶屋村地内に至り東

海道より次に今村地内に及び同村上倉溜池と安城村境界より東西に岐流し區別を分ち西水路を甲の新用水路と號し東水路を乙の新用水路と號す其後甲の新用水路を中井水路乙を東井水路此口に知立用水を西井水路と唱へ總て明治用水と稱す右中井水路に關する地係り村々は今村地内及安城村、篠目村、野田村、半城土村、小垣江村、高棚村、犬ヶ坪村、吉濱村、高濱村、地内蛇拔に至り此用水末流海面に注ぎ出するなり又東用水の地係りは安城村地内に及び赤松村、堀内村、櫻井村、小川村、藤井村地内に至り此流末矢作川へ落合へり後ち矢作川を樋管にして川面を貫き幡豆郡中にて拾壹ヶ村へ直涉して餘利を得るなり此樋管の先きは小用水の岐路のみにて何れも末流は平坂港へ吐落るなり  
一西井水路に關せる村落左に記す

廣畔新郷、和會村、吉原村、若林村、里村、來迎寺村、牛田村、知立村、一ツ



木村、上重原村、築地村、下重原村、小山村、高津波村、熊村、刈谷村、元刈谷村、八ッ橋村、以上十八ヶ村の水末は刈谷村元刈谷村境へ貫流し海に注ぐ。  
一中井水路に關する村落

西加茂郡今村、渡刈村、鴛鴨村、永覺新郷、上野村、北野村、橋目村、福受新郷、小針村、今村、大濱茶屋村、宇頭茶屋村、柿崎村、篠目村、榊塚村、野田村、半城土村、西中村、谷田村、八ッ田村、箕輪村、赤松村、福釜村、榎前村、和泉村、根崎村、東端村、西端村、高取村、高棚村、高須村以上卅四ヶ村灌漑し其末流高濱村地内蛇拔に至り海新田の中に於て水車を設け穀類を舂搗す而して海に入る。

一東井水路に關する村落

安城村、大岡村、別郷村、東別所村、西別所村、山崎村、北山崎村、宇頭村、

尾崎村、堀内村、古井村、櫻井村、城ヶ入村、米津村、寺領村、野寺村、小川村、姫小川村、上條村、藤井村、南中根村、幡豆郡新渡場村、戸ヶ崎村、鶴城村、伊藤村、上町、下町、法光寺村、小間村、住崎村、志貴野村、道光寺村、以上卅二ヶ村に灌漑し其末流平坂港を通過して衣ヶ浦灣に入る。

開鑿工事竣工して明治用水と稱し又明治川と名つく本用水幹流里程拾參里、支流拾八里餘、小用水分岐したる細流の數之れら架設しある橋梁の數六百二十餘ヶ所、樋管大小數百四拾餘ヶ所其他小用水の樋管橋梁の數は幾千なりとす。  
田島、宅地、山林、原野總て反別七拾餘町歩を幹流の敷地となれり工事費金八萬四千圓餘其他小用水路に關する費用數萬圓に上ばれり。

雜費消耗金貳萬六千圓餘なり溜池四百八拾八町歩は新田水路成功し不用に屬し開墾田となれり、山林原野參千參百六拾五町餘歩は水利を得て開墾したる水田



なり、瘠畠四千五百六拾壹町歩は水利を得て水田となれり、井水を波み上げ養水としたる耕地千貳百町歩餘年々早魃の被害を蒙りたる地なり其井水の坪數廣大なるものにして概ね安城村一ヶ村にて其數參千六百餘ありと云ふ之れら井敷良田となすに至れり、灌水の田參千貳百八拾八町歩餘は用水の利を受け之れ又良田となれり、水利を得るの地壹萬貳千九百町歩餘地價金參百廿九萬圓餘平均一反歩貳拾五圓六拾錢なるも之れを墾田となすに於ては壹反歩六拾五圓として金八百參拾八萬五千圓餘となれり然るときは五百八万七千七百圓餘の増額に及べり。

該工事は明治十二年一月廿八日着手し同拾參年四月竣工す同月十八日成功式を明治用水々源地に於て執行せり當日は内務郷松方正義閣下、静岡縣令 三重縣令 岐阜縣令 本縣令 縣官 郡吏 警官等數百名の臨場あり次いで同年十

一月大藏郷佐野常民閣下の臨場ありたり。

本用水名を碧海郡用水と稱し來りたるも明治十四年九月明治用水と改稱せり

褒賞及紀念碑文並に功勞者の履歴

### 第二回内國勸業博覽會

三河國碧海郡阿彌陀堂村

伊 豫 田 與 八 郎

三河國碧海郡用水開鑿摸型

外 七 名

前人廢棄絶念ノ跡ヲ逐ヒ時論物議ノ紛紜ヲ憚ラズシテ眼ヲ遠大ノ公益ニ注ギ規畫周匠刻苦其忍耐遂ニ水路開鑿ニ從事シ末々數季ナラズシテ已ニ土功ノ竣工ヲ告ゲ爲メニ田野ノ灌漑ヲ蒙ラントスルモノ幾ト壹万參千町往々將ニ十五六万石ノ増収ヲ見ントス寔ニ近時ノ一大事業ニシテ智力財力ヲ合タルノ良結果ト云ヘ



一 有功賞狀

審査官

岡	永	若	田	田	九	佐
毅	根	林	中	鬼	野	野
教	平	高	芳	隆	常	常
久	久	久	男	一	民	民

審査部長從五位勳五等

審査副長從四位勳四等

審査總長正四位勳二等

右薦告ニ據リ之レヲ褒賞ス

内國勸業博覽會事務總裁

二品勳一等 能久親王

明治十四年六月十日

日本帝國褒章之記

碧海郡阿彌陀堂村

伊豫田與八郎

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ憂ヒ卒先首唱シ岡本兵松等ト謀リ奔走盡力水路ヲ開鑿シ遂ニ良田四千餘町歩ヲ得ルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日

勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉 勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾貳號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗



日本帝國褒章之記

碧海郡城ヶ入村

岡本兵松

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ憂ヒ伊豫田與八郎等ト謀リ奔走盡力水路ヲ開鑿シ遂ニ良田四千餘町歩ヲ得ルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日

勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾參號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗

日本帝國褒章之記

額田郡岡崎能見町

田中勘七郎

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ自ラ奮テ財主トナリ以テ其舉ヲ賛ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日

勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾四號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗



日本帝國褒章之記

西海郡立田村

加藤太兵衛

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ財主トナリ以テ其舉ヲ賛ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾六號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗

日本帝國褒章之記

海西郡山路村

黒宮許三郎

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ財主トナリ以テ其舉ヲ賛ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾七號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗



日本帝國褒章之記

碧海郡新堀村

本多寛三郎

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ父ノ遺志ヲ繼キ財主トナリ以テ其舉ヲ賛ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成蹟著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾五號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗

日本帝國褒章之記

額田郡八帖村

木藤八三郎

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ財主トナリ以テ其舉ヲ賛ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成蹟著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾八號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗



日本帝國褒章之記

額田郡六供村

中根祐

三河國碧海郡安城村外六十九ヶ村ノ地タル高燥ニシテ灌溉ニ乏シク常ニ旱損ヲ免カレサルヲ以テ伊豫田與八郎岡本兵松等水路開鑿ノ業ヲ起スニ當リ財主トナリ以テ其舉ヲ贊ケ遂ニ其功ヲ竣フルニ至ル則チ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治十六年十月廿七日

奉勅

賞勳局總裁從三位勳二等 柳原善光

元老院議官兼賞勳局副總裁從四位勳二等 大給恒

此證ヲ勘査シ第拾九號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局主事從五位勳五等 平井希昌

賞勳局一等秘書官正六位勳五等 横田香苗

天皇陛下 陸海軍を統率して兵を尾三の野に講はし演習了りて四月二日を以て

夜會を名古屋城内に催さるゝの時に方り田中勘七郎、加藤太兵衛、黒宮許三郎、

本多寛三郎、木藤八三郎、中根祐、伊豫田與八郎、岡本兵松の八名其招待を辱ふし

聖恩の深厚なるを一同謹テ拜謝シ明治廿二年四月三日名古屋城に於て

天顔に咫尺するの光榮を賜へり

萬里味野萬州



## 明治用水紀念碑

疏通千里利澤萬世

內務卿 松方正義

聖朝嘉績良民美舉

大藏卿 佐野常民

本朝建國古來以農爲本其習熟之久稼穡之精有稍可觀焉者然統全國之計則山林及荒蕪之多居六分之五而耕地之少僅占其一分耳於今購富國之策無急於闢荒蕪盡地力其爲舉非官民協和各相奮勵一意愛國則不易得也我三河之國土地廣漠荒蕪不耕者多矣而以碧海郡爲最本郡之爲地勢北負山阜南面田野彌南愈低苟引北流注南畝則墾原野爲良田者不知爲幾萬頃也文化之末和泉村農都築彌四郎立志奮起謀新墾之渠起矢矧上流加茂郡越戶村漸導之西南注入本郡之海灣實驗親測焦心多年心算已定竟請幕府天保三年幕府使代官平岡某檢閱地理始得允許起工將有日會病沒事終不成彌四郎經營十八年之久爲之破產亡家爾來有志者亦懲羹吹壑廿七八年間無復說開渠者萬延文久之際岡崎藩憂上野粟寺數村不沒欲開新渠疏流入帖村農木藤八三郎阿彌陀堂村農伊豫田與八郎竭力於茲將起開口於馬場村墾開漸西注於海灣時諸侯之封土犬牙錯雜各異其意向加之土民冥頑嫌疑百出事終不成慶應二年岡崎



藩請之幕府幕府遣吏查檢地理農民意拒之哀訴請止之吏不聽檢而抵野田村各村農民鼎沸鬻集橫竹槍翻蓆旗大呼要路闔郡爲之騷然事終罷延而至明治廢藩之日有志者更主張前意請願益切額田縣官親臨說諭土民尙頑然堅執前說方此時城入村農岡本兵松專因彌四郎之舊圖計畫開渠之事七年甲戌伊豫田與八郎更請之愛知縣縣官亦親臨其他百方懇諭不聽吁謀開鑿之使不能舉行使沃野膏土徒委不毛荒蕪者前後殆六十餘年是未得官民協和之時機者歟九年丙子安場保和令本縣有志者亦復請保和深嘉之使縣官黑川治愿統轄工事區長市川一貫勸誘郡民治愿乃示以工規八十餘目其解諭懇到立案明確郡民豁然感悟連署表無異議於是人心初定工事可以舉行矣而計其費槩金八萬餘圓非民力所辨治愿等百方計畫謀之富豪之家皆奮起應之田中勘七郎加藤太兵衛本多兵三郎黑宮許三郎中根祐等并力從事費用整頓工事可以實施矣治愿總理工事先舉各村之老農爲世話役區畫處辨派遣縣官荒木謙三濱島豐董

之謙三豐等日夜奔走鞠躬能力客歲一月起工本年三月竣功僅十六閱月矣新開之施工也分派矢矧之河流發源於加茂郡山室村矢矧之本流築導水堤設砂吐杙樋防流砂注入淤塞填堆之害且加減水量注入開口砂吐杙樋係新製開閉自在一夫之力能辨之派川構第一水門斟酌水量之多寡防洪水暴漲之害下而至渡刈村構第二水門及水捨杙樋乃爲第一水門之助且陶汰多少之砂量今村外數村造暗渠者十八放流近傍之惡水如鴛鴨村地形最低有惡水二岐流通其間乃造大暗渠二門辨固有之用水填其溪間斷和會村之惡水殺粟寺村外數村之水害填封低地者高貳丈七尺長百卅間而前後線路之配合始得平順是工事中最至難之地而苦主任者之意匠者亦不尠々也下而至廣畔村有一水門分流入西幅壹丈貳尺長七千餘間達藤井村再注入矢矧本流是爲第二線路也安城村分流入東幅壹丈貳尺長六千餘間達藤井村再注入矢矧本流是爲第二分流即東線路也幹流幅貳丈四尺長壹萬六千間達高濱村字蛇脫入海是爲本流及中



線路也三線合計長十三里其下流藤井高濱兩村築堰埭防流砂高各十餘尺宛然爲瀑布之狀如其分水路乃縱橫交錯恰如蛛網凡四拾里架橋梁者大小六百二十設樋管者大小百四十三水路左右築道堤者廿有餘里蒙開鑿之澤者七十餘村其所耗失則七十餘町減地租者百五拾圓也其所得則廢池可爲田者官地四百八十八町餘民地四百二十町餘山林原野可爲水田者三千三百六十五町瘠地爲田水者四千五百六十一町從來夫妻對立桔槔升降仰井泉之田而得水利者千二百町溜池用水欠乏而不免旱災者遍得水利三千二百八拾七町槩算之於數十年之後今日荒蕪之原野化而爲膏腴之美田者凡壹萬數千町增地價者五百七十四萬圓增地租者拾四萬三千餘圓民產繁殖亦倍之其收穫應不降於貳百萬圓而其爲地散在七十餘村耕地之距人家槩不出十町勿論得開鑿之便又無耕夫移植之勞從前耕瘠田每戶不過三四段者或可耕水田八九段也然而工事之益尙不止於此可設巨大之水車者數所兼運河之便者長程七里他年地產

工產之繁殖使寒村陋巷開繁盛之市街者炳然可預期焉其公益之夥多而無一毫患害如此工事全國中不多見其比也嗟乎偉哉是即官民協和之好結果而其功德亦盛乎哉今茲庚辰四月有志者相謀與七十餘村之人民行落成之盛典幸辱松方內務卿石井土木局長之親臨越六月佐野大藏卿亦巡視嘉賞是不特諸子之令譽亦本縣之光榮也予不肖承乏愛知縣令遭遇此盛舉亦望外之幸豈可不一言耶遂誌其要領永垂不朽使後世浴此澤者追思當日之盛舉云爾

明治十二年庚辰七月

愛知縣令 國 貞 廉 平 撰

葦原 眉 山 書



明治十七年官架樋於矢作川上以取明治用水於碧海郡藤井村通幡豆郡志貴野村稱之西城用水其水所波及十有一村而所灌溉之田畝及百六十余町步矣明治二十年以自中原村至巨海村十有餘村編入於西城用水之區域明治二十二年某月樋爲洪水所流矢爾來十幾歲于此隨架隨墜以故及旱魃之期而不能得水空致稻梁之枯稿者殆無虛歲於是乎有志者相謀以爲除旱乾之患莫若興鐵管埋沒之工事乃就當事者于陽于陰奔走請願百方盡力官遂許之於是測量矢作川及其傍近之地勞作幾年及明治三十二年始能竣功矣有志者爲誰曰明治用水普通水利組合管理高坂景顯元縣參事會員鈴木友治郎元明治用水普通水利組合總務委員杉浦源右衛門元委員中村平左衛門谷熊次郎金原爲九郎元組合會議員伊藤庄一郎中村市太郎元聯合惣代本多清藏淺井仲次郎鈴木虎吉是也明治卅八年引用碧海郡志貴村大字尾崎之追田惡水於西城用水同年又興自幡豆郡久麻久村大字新渡場至同村大字伊藤西城用水改修工事前

後皆有効而關係於追田惡水之引用者爲原田善太郎伊澤德三郎中村市太郎稻垣德三郎中村吉藏而以青山佐次郎宮地伴吉中村市太郎稻垣德三郎爲西城用水改修關係者此數人尤効力者也間者現聯合惣代稻垣德三郎中村市太郎等來告曰曩日所灌溉僅々不過百六十有餘町步而今則不啻其利澤及四百四拾町步朽壤闢爲沃土磽瘠墾爲肥田傍近之民蒙其澤聊其生可謂其恩德廣大弘深矣將欲刻此事于石傳不朽願作之文余已襲高坂氏之後管理組合義不得固辭乃書其由以與之

明治四十年五月

愛知縣知事正四位勳二等

深野一三篆額

愛知縣碧海郡長正七位勳六等

脇屋義純撰文

南巖中川衡憲書



故岡本兵松紀念碑

萬頃灌溉千秋仰功

正三位公爵 鷹司 熙通書

明治用水發起岡本兵松碑

眞宗大谷派管長 大谷 光瑩染筆

灌溉七千七百有餘町此誰所創之渠耶是故岡本兵松子所首唱也碧海有鑿渠議舊矣時屬封建藩地犬牙利害不一事竟罷明治初子按遺圖將起工百累如故然素志不止與同志者謀請諸縣々嘉之遣吏當事會王政復古百度更始無復往年之累然村々不能無異全動輒有異言且以資要鉅萬傾產焦思備嘗辛酸縣乃諭富豪辨賞經營一年有半至此百季企圖始告成功即明治渠是也派流縱橫如蛛網余波及幡豆雖曰王政之賜子功實居多焉子城入人明治三十年十月六日歿年七十七當建碑渠社助資勒巧銘曰

百里荒蕪 化為良田 爰稼爰穡  
就忘其源 噫子之澤 長渠無殫

明治三十二年十月

愛知縣碧海郡長從六位勳六等

村井 高正撰



君諱一貫初稱秀次郎奧州福島藩世臣齊藤十太夫君次子也同藩士市川五郎太夫君時在江戶藩邸養以爲嗣妻以其女君性剛毅廉潔弱冠學於藩儒柳沼維德好讀周易有所得焉旁學劍術於齋藤彌九郎亦有所得焉既而仕爲郡代明治元年藩侯移封三州重原也君從焉尋任權大參事藩廢後命爲九大區長十一年郡制之發布也任碧海郡長郡卽九大區也十九年十一月叙從七位廿三年十一月辭官君宰本郡前後十八年其治績不遑枚舉而其所敢用心則治水也本郡之地舊無河流以供灌溉槩以人力鑿井池而已是以田野不闢良土往々委草萊而不顧焉然其地勢則北方高而南方卑可以導矢作上流也於是屢有鑿渠之議皆有故不果九年伊豫田與八郎岡本兵松又倡之請諸縣縣乃使吏黑川治愿檢之然郡民安於故常疑懼不從君時爲區長自擲私財助吏奔走日夜說諭數年而不倦民始服然其費凡八萬餘圓非倡者所能辦乃又與吏相謀說富豪不肯百方斡旋殆忘寢食旣而田中勘七郎等六人應之乃得縣之允許於是始起工矣實明治十

二年一月也越明年幹流始成名曰明治渠事詳於國貞縣令所撰碑記 朝廷錄君功賜金若干蓋異數也幹流已成而支流未全鑿會有強雨決堤壞閘修之亦不易君時爲郡長懇諭首吏者使致諸縣以繼工且諸縣賜萬金以酬其勞十七年架長槽於矢作川行餘流於幡豆郡十八年縣欲使渠爲流域諸村之有召君諮之曰有渠債五千五百圓若使其民償之則委爲其有君對曰墾田未及收利而徵租則開拓遲緩恐不利國家願緩其期官而聽之一貫謹奉命縣可之歸謀諸民懇諭三日民猶不聽君曰渠之爲利逐年倍蓰則今爲渠債數年後併子本償之不亦可乎民乃服當是時首事者交訴曰渠再爲民有理當歸余輩陳情不已君曰吾職在圖郡公益矣何助私利之爲乃納金於縣於是渠權全歸於民尋償渠債緩租期者君之力也爾來溝渠縱橫疏通不復見昔時荒野然水旱之際百難交集不可如何而君善處之彼此無怨此其所以致今日之大成也渠亘西加茂碧海幡豆三郡灌溉之利及乎七千六百有餘町步而基金則至五萬五千餘圓云嗚呼嚮之田野荒蕪草



萊沒人者今也嘉穀雲簇鷄犬之聲相聞雖氣運所使然君之功何可沒哉有有二子二女  
長子五郎太嗣家業醫次鐵次郎長女天次適内藤氏先歿君辞官後移家於州之蒲郡三  
十三年四月四日以病歿距生天保九年四月得年六十三葬本郡上重原萬福寺之塋域  
頃者義故相謀欲建碑勒君功徵文於余余亦現管此渠者義不可辞乃爲紀梗概若他治  
績則非此碑所主故不敢及焉銘曰

渠之將成 百難交起 决斷不疑 蓋自劔技  
渠之已成 萬項可耜 籌菜不違 盖自易理  
倉廩維實 風俗維美 牧民之職 於是全矣  
遙遙其渠 澌澌其水 嗚呼君澤 萬世不已

愛知縣知事 正四位勳二等 深野一三篆額

愛知縣碧海郡長 從六位勳五等 脇屋義純撰文

明治四十二年四月四日

岩代 池田友八郎書  
岡崎 紫田勝次郎鐫

### 故伊豫田與八郎之履歷抄錄

與八郎ハ愛知縣三河國碧海郡阿彌陀堂村(現今上福村大字 阿彌陀堂)文政五年四月八日ヲ以テ生  
ル父ハ同村清水傳右工門ト稱シ母ハ伊藤ツヤト名ク與八郎孩提ノ時ヨリ親戚ノ  
故ヲ以テ伊豫田喜右エ門ノ養フ處トナリ其妻ココノ手ニテ鞠育セラル累世大里  
正ノ職ヲ務メ與八郎長シテ其職ヲ襲キ岡崎藩主ノ命ヲ被リ其領地壹萬石ノ米邑  
管理ス時ニ明治初年ニ迎ヒ其職ヲ廢セラレ尋テ碧海郡長ニ任セラレ五年額田縣  
地券係ヲ兼テ翌年之レヲ辞ス之レヨリ先キ嘉永三年矢作川大汎濫シ西岸ニ沿フ  
テ邑スル所ノ碧海郡上野柵塚(現今上福村大字 上野大字 柵塚)ヲ始メ十四ヶ村舉リテ洪水ノ汎マル所  
トナリ蕩殘ノ餘農民ノ悲慘得テ言フベカラズ凍餒ニ瀕スル者往々之レアリ爾後  
年ヲ經テ惡水ノ湧出罷マス啻人身ニ宜シカラザルノミナラズ年々耕種ヲ害スル  
コト亦尠カラズ是レ此ノ悲慘ヲ救ハントシテ東奔西走巡檢スルニ同郡安城村ヲ



始ノ數十ヶ村ハ池塘井坎ノ水乾涸シ易クシテ飲用灌漑共ニ十分ナラザル所アリ  
 是レニ於テ與八郎思考スラク水路ヲ開キ惡水ヲ疏通スルコトヲ得バ之レ此ノ餘  
 レルモノヲ以テ彼ノ足ラサル所ヲ補フ所以ニシテ利便何レソ之レニ加フヤト乃  
 チ其設計ヲ定メ專ラ該事ニ奔走シ岡崎藩主ノ力ヲ藉リテ幕府ニ出テ請フ所年久  
 シ時ニ安政元年トナリ而シテ亦タ其地ヲ踏査實檢測量ヲナスコト數十回ニ及ビ  
 愈安城村ヲ始メ諸村ノ地ノ高隆乾燥ナルモ水利ヲ得レハ良田美圃トナルモノ廣  
 大ナルヲ知リ然ル上ハ噴出ノ惡水ヲ以テ用水ニ足ラザルヲ確認シ更ニ矢作川上  
 流ノ地西加茂郡今村ヨリ一道ノ溝渠ヲ開通シ下方安城村地内ニ於テ之レヲ合流  
 セシメンコトヲ請願シ幕命ヲ待ツモノ年アリ慶應二年幕府吏員ヲ派遣シ實地檢  
 分ヲ經テ後允許センコトヲ命ス年ノ冬岡崎、板倉、刈谷ノ三藩來リテ水路ニ沿  
 フテ審カニ準測セントス下リテ篠目村邊ノ地ヲ量査セントスルヤ俄然數千人ノ

農民暴舉ニ及ハントス蓋シ分水ヲ虞ルナリ與八郎懇々其利害ヲ説明シ三藩ノ吏  
 員協力シテ之レヲ制止シテ測量ヲ終ヘタリ幕府其好事業タルヲ認メ令シテ曰ク  
 沿岸諸村ノ葛藤鎮定セハ直チニ開墾ヲ許可スヘシト其後人心漸ク和熟セシカ數  
 年ナラズシテ幕府政權ヲ奉還シ改元シテ明治トナリ三河縣ヲ置カル處トナリ  
 與八郎縣ニ請ヒ翌年民部省ニ詣リテ請フ聽サレズ五年額田縣ヲ置カル、請フテ  
 亦許サレズ翌六年愛知縣ニ合併セラル、ヤ切ニ哀願シテ採用セラレントス時ニ  
 岡本兵松ヨリ同事業ヲ出願ス縣先願者與八郎ニ合併ヲ命シ之レヲ容シテ以後同  
 心協力互ニ東奔西走スト雖モ工金不成備ノ爲メ惡水ノ合用ヲ棄却シ一分水ヲ起  
 サンコトニ決シ漸ク明治十一年ノ冬ニ至リ始メテ許可ヲ得其時財主トシテ田中  
 勘七郎、加藤太兵衛、黒宮許三郎、本多寛三郎、木藤八三郎、中根祐等ト共ニ  
 翌十二年一月ヲ以テ開墾工事ニ着手シ苦心慘愴タル經費ヲ閱シ十三年四月ニ至



リ全ク竣工奏シタリ之レ則チ明治用水ト名クス水利ヲ得テ良田トナルモノ元溜池地五百餘町歩山林原野三千五百餘町瘠圃ノ地四千五百六十餘町井水ヲ用ヒタル旱澇地一千五百餘町池水ヲ引キタル乾燥地三千二百八十餘町ニシテ合壹萬三千三百四十餘町歩ナリ此内三千三百四十餘町歩ハ粗惡不良地ト仮定シ正ニ壹萬町歩ノ開墾往々成ルモノト與八郎ハ認定セリ。

明治十八年用水々源地ノ山峯ナル西加茂郡今村(現今西加茂郡今村)並ニ碧海郡今村(現今安城町大字今村)ノ地ニ祠ヲ建設シ明治川神社ト稱ス與八郎長久ニ其神職タリ。

明治廿八年二月廿七日與八郎天命ヲ全シテ終ル壽七十四歲令妻登久ノ第四子八十吉其後ヲ承ケ神職ヲ繼ク。

堅忍不拔ノ天性ヲ以テ公益ノ爲メ一大土工ヲ企畫シ示來廿年餘間幾多ノ苦心ト慘憺トヲ嘗メ終始一貫克ク厥ノ大功ヲ竣ル利己的事業ハ如何偉大ナルモ人死シテ世又之レヲ忘レンノミ明治川神社ノ神靈ハ開墾者並ニ財主ラノ忠魂義魂ナリト云フモ豈ニ不可ナランヤ其偉績德業夫レ共ニ悠々トシテ竭レル期ナシト云フベキ哉。

### 故岡本兵松之履歷抄錄

岡本兵松ハ文政四年八月五日碧海郡大濱村新田字鶴ヶ崎(現今新川町)ニ生ル父ヲ篠松ト云フ慶應元年二月二日同村全字岡本友藏ノ養嗣子トナリ同二年正月十五日同家ヲ相續ス嘉永二年九月十五日當縣幡豆郡錦城町士族山内宇右工門妹そみ(天保六年三月十日生)ヲ娶リ明治十一年九月十五日長男兵太郎ヲ舉グ(明治三十七年九月出生 中真傷ニヨリ死歿ス)

先代ノ業ヲ繼キ農業ニ從事シ傍ラ南部屋ト稱シ味噌溜リ商ヲ營ム嘉永年間和泉村(現今明治村 大字和泉)故都築彌四郎ノ遺圖ニ係ル新渠開墾事業ニ志シ奔走ノ末元治元年ニ



至リ居テ城ケ入村(現今明治村大字  
城ケ入石井新田)ニ住ス。

之レヨリ先キ文化年間都築彌四郎新渠開鑿ノ企畫ヲ爲シ天保三年ニ至リ漸ク幕府ノ允許ヲ得將サニ起工セントスルニ當リ翌年病歿遂ニ事廢絶ニ皈ス彌四郎ハ之レカ資料調査等ニ要セシモノニヤ殆ント二萬六千餘圓ノ負債ヲ殘ス示後復タ再舉テ企ツルモノアルナシ然ルニ同人ノ後繼増太郎ナル者尙十五町歩内外ノ山林ヲ石井新田ニ有セリ兵松則チ之レヲ買イ取ル偶々彌四郎ノ遺圖ヲ聞知シ茲ニ至リ始メテ開渠ノ念ヲ喚起シ示來赤阪代官所へ遠州中泉代官所エ江戸幕府ニ再度出願ノ後赤阪役所ノ允許ヲ受クルニ至リタルモ會々明治戊辰ノ役アリ、官、工事ヲ督スルノ暇ナク爲メニ事休廢ニ終ル其後京都民政局ニ豊橋裁判所ニ三河縣(赤)伊奈縣支廳(足)ニ額田縣(岡)ニ懇願スル處アリ此間ニ於ケル失費尠カラズ(傳アル處ニヨレハ五六  
千圓ヲ要セシト云フ)全部同人ノ自辨ニ屬シ心勞セシモノナリト云フ、明治六年碧海

郡ハ愛知縣ノ管轄ニ移ルヤ當時復タ先願者伊豫田與八郎ノ願事ニ同シ同人ニ合併ノ同意ヲ求ムベシトノ縣ノ命ニヨリ與八郎ニ就キ合併ヲ懇望シ之レヲ約シ同人ガ發起ニ係ル同郡上郷村水腐地排水企業ヲモ提携スルニ至ル然レドモ此企業ハ終ニ棄却スルニ至レリ而シテ開渠ニ要スル經費ノ概算ハ實ニ八萬餘圓ノ巨額ナルモ危懼逡巡之レガ出資者タルコトヲ肯スルモノナク大ヒニ苦心勸誘ノ結果田中勘七郎外六名ノ承諾ヲ得十二年一月ヲ以テ許可ノ指令ヲ見ルニ至ル其焦心苦慮實ニ想像ノ及ハサル處ナリ。

明治十五年一月品川農商務大輔巡檢ノ途次迂路シテ病ヲ草舎ニ訪ヒ多年國事ニ盡セシ功勞ヲ賞シ特ニ金若干ヲ賜ヘリ。

明治卅年十月六日病ニ歿ス齡七十六。明治卅一年兵松ノ遺功ヲ追懷シ有力志者相謀リ地ヲ同氏終焉ノ傍ニ相シ紀念碑ヲ建設ス。



## 故加藤太兵衛之履歷抄録

太兵衛ハ天保七年正月廿六日愛知縣尾張國海西郡山路村(現今同縣同郡立 田村大字山路)平民農黒宮民三郎長男ニ生ル幼名ヲ源之助ト云ヘリ。

同郡福原新田(現今海部郡立 田村大字立田)加藤家ハ歴代苗字帶刀ヲ許サレ其名望高カリシト安政年間家運將サニ衰ヘントスル時ニ當リ望マレテ同家ノ養子ニ入り養父太兵衛ノ名ヲ繼キ家運ヲ再興セシナリ。

明治維新江戸勢伏見ニ敗ブル、ノ際木曾川沿岸ニ於テ之レガ警備ノ任ヲ盡シ其功ヲ奏シ次イテ尾州侯總督トナリ長州ニ赴クノ際藩士兵糧方ヲ守備シ之レマタ其功ヲ奏セシト云フ。

明治六年同村戸長、全七年第六大區十七小區長、其他ノ職ニアル事久サシ。

福原新田ハ加藤太兵衛ノ祖先寛永十二年此地ヲ開墾シタルモ年々洪水堤内ニ汎

濫シテ堤防ヲ破壊シ人家ヲ流失スル水害ニ罹リ遂ニ亡村ノ慘狀ヲ見ルニ至レリ茲ニ於テ太兵衛ハ累年ノ被害ヲ憂慮シ安政六年二月自ラ奮テ同村ノ復舊工事ヲ企テ而シテ人家、神社、學校等ノ建設ヲナシ以テ其部落ヲ再興セシト云フ。

明治七年尾張國熱田町海岸(舊御茶屋 御殿跡)(現今名古屋市中 南區熱田町)埋立工事ヲ故内田清七ナル者其計劃ヲ起セシモコト成ラズシテ終リタルヲ聞キ太兵衛之レヲ繼續シ同所ニ方ノ濠堀ヲ埋立テ事業ヲ完成シ一ノ市街ヲ開キタリト云ヘリ。

明治九年十二月三重縣地方ヨリ暴徒侵入シ村家ニ火ヲ放チテ全村ヲ燒失シ悉ク灰燼トナリタレハ太兵衛ハ再ビ村内ノ公設所、家屋ノ建築ニ奔走シ官ヨリ救助ノ恩額ヲ得テ其目的ヲ達セシト云ヘリ。

明治十一年碧海郡安城村外七十二ヶ村、西加茂郡一ヶ村、幡豆郡十一ヶ村、以上八十四ヶ村ヘカ、ル用水路開鑿工事ノ發起人タル伊豫田與八郎岡本兵松ノ兩



名ガ辛酸艱難ヲ嘗メタルノ結果開鑿工事ノ許可ヲ得タルモ當時財力盡キ工事ニ着手スル能ハズ茲ニ於テ兩人ハ金策ノ爲メ東西ニ奔走スルコト數ヶ月ニ及ブト雖モ何等求ムル處ナケレバ止ムナク工事却下願ヲ縣廳ニ申出ントスルノ際發起人等ハ本工事費ノ金主方ヲ繼リ之レガ援助ヲ歎願シタル處太兵衛ハ熟ラ同人ラノ困難ニ同情シ其求メニ應ジ直チニ所有物件ヲ工事資金ニ充テ尙ホ實弟黒宮許三郎ニ對シ金主ノ賛成ヲ求メ共ニ財主トナリテ發起人ヲ助ケ以テ其舉ヲ全フシ遂ニ其功ヲ竣フルニ至タル成績著明ナルニヨリ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒賞及木盃一組ヲ下賜セラレタリ。

太兵衛公共ニ盡シタル功勞尠カラズ賞狀、賞詞ハ數フルニ違アラザルナリ明治四十年十月廿三日天命ヲ全フシテ遂ニ終ル齡七十一歳

### 一 用水路及灌漑區域の現状

水源は西加茂郡舉母町大字今にあり其起点より碧海郡安城町大字今に至る間を本流と稱し西に支流し同郡高濱町大字高濱字蛇拔に至り海灣に注入するを中井筋と稱す本流の尖端第一閘門より中井筋の末端に至る迄其延長七里餘幅三丈六尺末端に於ては二丈四尺なり第一閘門は人造石を以て築き専ら水量の調節と矢作川洪水の防備に充つ、あれり。

第一閘門の下流上郷村大字渡刈に至る間に第二第三の閘門あり其他支渠二線あり一は上郷村大字廣畔新郷の東部に於て本流より分派して西に向い安城町知立町を通過して刈谷町に至り同町大字元刈谷の海灣に終る之れを西井筋と稱し延長三里半にして他の一は安城町大字今の東部より分水して明治村大字米津及櫻井村大字藤井の中間に至り矢作川に達するものにして之れを東井筋と稱し延長



三里餘以上本流及東中西三幹線は更に幾多の支渠を分岐し支渠は更に小溝を支出し其延長數十里に達す碧海郡の大部分及西加茂郡舉母町大字今の一部に灌漑す東井筋は伏越鐵管により矢作川を横過して幡豆郡に至り西尾町、平坂村、寺津村に灌漑し海に入る之れを小幹流西城用水と稱す其延長二里餘なり今用水の灌漑地の大字を掲ぐ。

### 碧海郡

一安城町、古井、赤松、福釜、箕輪、安城、上條、大岡、高木、山崎、別郷、東別所、北山崎、今、里、大濱茶屋。  
 一依佐美村、小垣江、高須、半城土、野田、井杭山、高棚。  
 一高濱町、吉濱、高濱、高取。  
 一明治村、西端、榎前、和泉、東端、根崎、城ヶ入、南中根、米津。

一櫻井村、藤井、野寺、寺領、小川、姫小川、櫻井、東町、堀内。  
 一矢作町、宇頭茶屋、尾崎、宇頭、柿崎、小針、橋目、北野。  
 一上郷村、枳塚、福受新郷、廣畔新郷、和會、上野、永覺新郷、駕嶋、渡刈。  
 一高岡村、若林、吉原、駒場。  
 一富士松村、一ツ木、築地。  
 一知立町、知立、牛田、八ッ橋、來迎寺、八ッ田、谷田、西中、上重原。  
 一刈谷町、重原、小山、高津波、熊、刈谷、元刈谷。

### 幡豆郡

一西尾町、鶴城、道光寺、戸ヶ崎、中原、志貴野、新渡場、伊藤、上町、下町、小間、法元寺、住崎。  
 一平坂村、羽塚、田貫、中畑、平坂、楠、富山、國森、上矢田、下矢田、徳永。

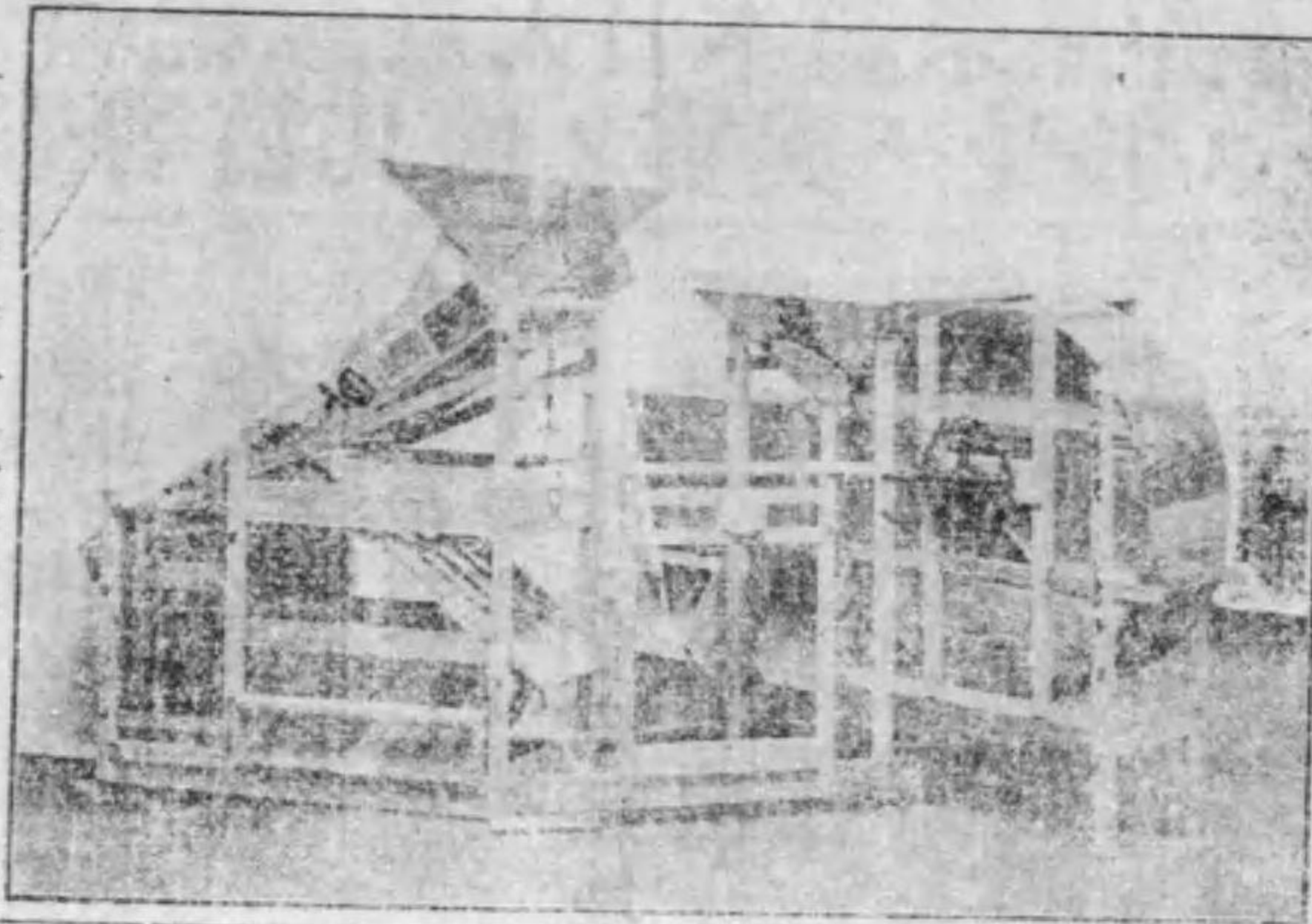






大嘗祭悠紀齊田御之用榮光に浴す  
(領受牌銀)

新案特許 第二〇九三〇號



久田式早分臺萬石籠  
久田式改良唐箕

帝國勸業共進會

一等賞銀牌受領(萬石)

大嘗祭紀念國產獎勵共進會

一等賞金牌 受領(萬石)  
二等賞銀牌(唐箕)

東三五郡市農會主催第一回

農產資料展覽會

三等賞木牌受領(萬石)

大嘗祭悠紀齊田紀念共進會

一等賞金牌 受領(唐箕)  
一等賞金牌(萬石)

愛知縣立農事試驗場試驗成績優良通知書受領

久田式早分臺萬石及改良唐箕は何れも作業の巧程迅速にして勞費を省き米穀調製上實用に適し使用者の多きを以て愛知縣碧海郡農會より證明受領せり

愛知縣碧海郡旭村荒子

唐箕萬石  
金網製造

久田 猶次郎

電 畧 (ヒサタ)

振替口座大阪二〇四七番



於大正博覽會名譽ノ賞ヲ受領

大禮紀念於大日本蠶糸品評會  
壹等賞其其他ノ賞ヲ受領ス

蠶種ノ良否ハ養蠶家ノ利害ニ關スル處尠カラズ故ニ原蠶ノ改良ニ努力  
を惜まず蟲質強健にして繭質優良なるものを撰み多年實驗せる健蠶術  
の蘊奧を極め製種に好適せる折衷飼育法に依り最善ノ注意を拂いて精  
撰無比ノ良種を提供す

春蠶種  
三龍又  
黃石丸  
愛黃い號  
愛黃る號

愛白い號  
赤熟  
金黃

冷藏種  
三河錦  
龜城白  
三龍又  
白龍

國富  
愛白壹號  
掛合三河錦  
露 一代交配

其他愛知縣地方種繭審查會合格蠶種

豫約申込期限  
豫約金拂込期限

春蠶種は六月三十日、冷藏種は八月三十日限り  
豫約金は御注文ト同時ニ壹枚ニ付定價ノ半額ヲ申  
受ベキ事

前金拂込ノ割引  
共同団体ノ割引

御注文ト同時ニ全額金拂込ノ方ハ定價ノ壹割引ノ事  
共同団体ニシテ多數注文ハ特ニ御相談ニ應ズ  
送金ノ方法並ニ普通爲替ハ愛知縣碧海郡刈谷局宛ニシテ加藤末吉ノ  
送金場所 事振替口座ハ東京一五八六七番ニ願度候

愛知縣三河國碧海郡刈谷町 加藤養蠶場 蠶種部

場主 加藤末吉



327

909



終

